

農業・農村の動向等に関する  
年次報告

令和5年9月

福島県



# 目 次

I	農業及び農村の動向	
1	令和4年度の農業及び農村の動向	
(1)	本県の概要	3
(2)	県全体の動向	4
(3)	農作物等の自然災害	14
(4)	新型コロナウイルス感染症に係る農業等への影響と対応	15
(5)	トピックス	18
II	農業及び農村の振興に関して講じた施策	
	令和4年度の施策の概要	31
1	東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化	
1.1	生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援	
(1)	生産基盤の復旧	32
(2)	農業者への支援	35
1.2	避難地域等における農林水産業の復興の加速化	
(1)	新たな経営・生産方式の導入	40
(2)	新たな担い手の確保	41
(3)	農業水利施設の新たな維持管理体制の構築	42
1.3	風評の払拭	
(1)	総合的な風評対策の取組	42
2	多様な担い手の確保・育成	
2.1	農業担い手の確保・育成	
(1)	地域農業の核となる担い手の育成	49
(2)	次代を担う新規就農者の確保・育成	51
(3)	多様な働き方への対応	53
2.2	経営の安定・強化	
(1)	経営安定に向けた支援	53
(2)	雇用人材の安定確保	55
(3)	農福連携等の促進	56
3	生産基盤の確保・整備と試験研究の推進	
3.1	農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備	
(1)	担い手への農地集積の推進	57
(2)	農業生産基盤の整備	57
(3)	農業水利施設等の保安全管理と長寿命化の推進	58
3.2	戦略的な品種・技術の開発	
(1)	多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及	59
4	需要を創出する流通・販売戦略の実践	
4.1	県産農林水産物の安全と信頼の確保	

(1) 県産農林水産物の安全性の確保	61
(2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保	62
4.2 戦略的なブランディング	
(1) ブランド化の推進	63
(2) 県産農林水産物の魅力発信	64
4.3 消費拡大と販路開拓	
(1) 国内における販売強化	67
(2) 地産地消の推進	69
(3) 海外マーケットへの展開	71
5 戦略的な生産活動の展開	
5.1 県産農林水産物の生産振興	
(1) 土地利用型作物	74
(2) 園芸作物	75
(3) 畜産物	75
5.2 産地の生産力強化	
(1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進	76
5.3 産地の競争力強化	
(1) 認証を活用したPR	78
(2) 「ふくしま」ならではの付加価値化の取組推進	79
(3) 環境と共生する農業の推進	81
6 活力と魅力ある農山漁村の創生	
6.1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進	
(1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信	84
(2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供	84
6.2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮	
(1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮	86
6.3 快適で安全な農山漁村づくり	
(1) 農山漁村の定住環境の整備	86
(2) 鳥獣被害対策の推進	87
(3) 災害に強い農山漁村づくり	87
6.4 地域資源を活用した取組の促進	
(1) 地域産業6次化の促進	89
(2) 特色ある地域資源の活用促進	92
(3) 都市との交流の促進	94
(4) 再生可能エネルギーの導入促進	94
7 各地方における取組	
(1) 県北地方	95
(2) 県中地方	100
(3) 県南地方	105



(4) 会津地方	109
(5) 南会津地方	115
(6) 相双地方	117
(7) いわき地方	121

**【参考資料】**

1 福島県農林水産業振興計画の指標（県全体）	127
2 福島県農林水産業振興計画の指標（地方別）	131
用語解説	133
福島県農業・農村振興条例	136



# I 農業及び農村の動向



## 1 令和4年度の農業及び農村の動向

### (1) 本県の概要

令和4年2月1日現在の本県の農業経営体は3万9,600経営体で、令和3年と比べて2,400経営体(5.7%)減少しました。農業経営体のうち個人経営体に占める主業、準主業、副業的農家の割合は、それぞれ16.5%、15.2%、68.2%となっています。

令和4年における主要品目の生産状況の概要(前年からの増減)は次のとおりです。水稲は、作付面積が5万7,800haでやや減少、収穫量は31万7,300tで減少、作柄は作況指数100の「平年並み」でした。

小麦・大豆・そば等の穀物類は、小麦は作付面積が増加、収穫量は減少、大豆は作付面積、収穫量ともに前年並み、そばは作付面積が前年並み、収穫量は減少しました。

野菜は、主力品目であるきゅうりは作付面積が前年並み、収穫量がやや増加、トマトは作付面積が前年並み、収穫量が減少しました。

果樹は、本県の主力品目であるももや日本なしは作付面積が前年並み、収穫量が増加、ぶどうは作付面積が前年並み、収穫量はやや減少、りんごは作付面積がやや減少、収穫量は増加しました。

花きは、鉢物類が作付面積、出荷数量で減少、きくは作付面積がやや減少、出荷数量がやや増加、宿根かすみそうは作付面積がやや増加、出荷数量が増加、りんどうは作付面積が減少、出荷数量が前年並み、トルコギキョウは作付面積が減少、出荷数量がやや減少しました。

畜産は、乳用牛、肉用牛や豚で飼養頭数がやや減少、ブロイラーで飼養羽数が前年並み、採卵鶏で飼養羽数が増加しました。

## (2) 県全体の動向

### ア 農業構造

#### (ア) 農家数

令和4年の農業経営体数は3万9,600経営体で、令和3年と比べて減少しました。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者数は、令和3年3月末と比べて110経営体(1.5%)減少し、令和4年3月末現在で7,036経営体となりました。

#### 総農家数等の推移

(単位：戸、経営体、%)

項目	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	R4/R3
農業経営体数	81,791	71,654	53,157	42,598	42,000	39,600	94.3
家族経営体数	80,849	70,766	52,398	-	-	-	-
個人経営体数	-	-	-	41,671	41,000	38,700	98.4

※農業経営体数のうち、令和2年以降は家族経営体数に代わり個人経営体数による公表

(農林水産省「農林業センサス」、農業構造動態調査)

#### 主副業別経営体数

(単位：経営体、%)

項目	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年
主業農家数	12,746 (18.1)	9,026 (17.3)	7,331 (17.6)	6,800 (16.6)	6,400 (16.5)
65歳未満の農業専従者がいる農家数	10,438 (14.8)	7,236 (13.8)	5,809 (13.9)	-	-
準主業農家数	23,617 (33.5)	13,628 (26.1)	7,376 (17.7)	7,100 (17.3)	5,900 (15.2)
副業的農家数	34,157 (48.4)	29,616 (56.7)	26,964 (64.7)	27,100 (66.1)	26,400 (68.2)
計	34,157 (100)	52,270 (100)	41,671 (100)	41,000 (100)	38,700 (100)

※( )内の数値は構成比を示す。

※主副業別経営体数の計のうち、平成27年までは販売農家数、令和2年は個人経営体数での集計。

※平成27年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれていない。

※令和2年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域)内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

(農林水産省「農林業センサス」、農業構造動態調査)

#### 認定農業者数の推移

(単位：経営体、%)

	平成25年度	26	27	28	29	30	令和元年度	2	3	R3/R2
認定農業者数	6,392	7,196	7,730	7,771	7,721	7,738	7,377	7,146	7,036	98.5

※各年度の3月末時点の数値である。

(イ) 農業従事者数（個人経営体）

令和4年2月1日現在の農業従事者数（個人経営体）は9万3,400人となっています。65歳以上の農業従事者が全体の53.9%を占め、平均年齢は62.9歳となっています。

**本県の年齢別農業従事者数（15歳以上・個人経営体）** (単位：人、%)

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	令和2年	106,728	12,778	10,383	15,796	13,856	53,915	61.7
	令和3年	98,600	10,800	9,000	14,200	12,800	51,700	62.5
	令和4年	93,400	9,600	8,700	13,000	11,800	50,300	62.9
構成比	令和2年	100.0	12.0	9.7	14.8	13.0	50.5	
	令和3年	100.0	11.0	9.1	14.4	13.0	52.4	
	令和4年	100.0	10.3	9.3	13.9	12.6	53.9	

※農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者  
(農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」)

【参考】

**本県の年齢別農業就業人口（15歳以上・販売農家）** (単位：人、%)

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	平成12年	147,501	14,329	12,704	19,038	20,408	81,022	61.7
	平成17年	135,010	11,285	8,044	19,215	14,679	81,787	63.8
	平成22年	109,048	5,534	4,520	15,677	13,613	69,704	66.8
	平成27年	77,703	4,482	2,667	8,055	11,823	50,676	67.1
構成比	平成12年	100.0	9.7	8.6	12.9	13.8	54.9	
	平成17年	100.0	8.4	6.0	14.2	10.9	60.6	
	平成22年	100.0	5.1	4.1	14.4	12.5	63.9	
	平成27年	100.0	5.8	3.4	10.4	15.2	65.2	

※農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、自営農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事に従事した者のうち、農業が主の者

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

※令和2年の農林業センサスより、農業従事者数（個人経営体）ごとの公表に変更となったため、平成27年までの農業就業人口（販売農家）は参考として掲載。

(農林水産省「農林業センサス」)

(ウ) 新規就農者

令和4年5月1日現在の新規就農者数は334人となり、平成11年度調査以降初めて300人を超えています。

就農形態別では自営就農が約半数となっており、自営就農のうち就農区分別では新規参入が5割を超えています。

**新規就農者数の推移** (単位：人、%)

就農形態	就農区分	平成23年	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4/R3
新規就農者数の推移		182	142	224	166	212	238	211	219	212	204	233	334	143.3
自営による就農	新規学卒	17	9	12	9	10	10	10	9	13	1	5	7	140.0
	Uターン	83	40	47	52	61	85	66	54	49	46	44	75	170.5
	新規参入	27	35	28	26	22	28	46	41	42	68	57	83	145.6
	小計	127	84	87	87	93	123	122	104	104	115	106	165	155.7
農業法人等の雇用による就農		55	58	137	79	119	115	89	115	108	89	127	169	133.1

※就農区分

新規学卒：本県の農家の出身者で、卒業と同時に就農した者及び卒業後引き続き行っていた農業研修終了後すぐに就農した者

Uターン：本県の農家の出身者で、就業していた他産業を離職して就農した者

新規参入：本県の農家以外の出身者で、就農した者

※調査基準日は5月1日、調査対象期間は前年5月2日から該当年5月1日までの1年間である。

(県農業担い手課調べ)

(エ) 農作業の受託

令和2年(農林業センサス調査年)における農作業を受託した経営体数は4,980で、そのうち水稲作作業を受託した経営体数が4,782と、全体の96.0%を占めています。  
 ※令和2年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域)内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。  
 ※農作業を委託した経営体数については、令和2年より公表されていない。

(オ) 農用地の利用集積

令和4年度末における農用地利用集積面積は5万5,198haで、そのうち認定農業者への集積面積は4万7,183haとなり、認定農業者1経営体当たりの面積は6.8haとなっています。  
 前年度と比べてそれぞれ農用地利用集積面積で1,027ha(1.9%)、認定農業者への集積で529ha(1.1%)、認定農業者1経営体当たりで面積0.1ha(1.5%)増加しました。

農用地利用集積面積の推移 (単位: ha、%)

項目	平成22年度	27	28	29	30	令和元年度	2	3	4	R4/R3
農用地利用集積面積	45,485	43,462	46,538	47,556	48,654	50,401	51,889	54,171	55,198	102
認定農業者への集積面積	40,174	40,944	42,771	43,584	44,568	44,934	45,130	46,654	47,183	101
認定農業者1経営体当たりの面積	5.9	5.2	5.4	5.5	5.7	5.9	6.1	6.7	6.8	102

※平成22年度: 調査を実施出来なかった相双地方全12市町村については、平成21年度の実績を適用して集計。  
 ※平成23~28年度: 調査を実施出来なかった相双地方9町村(双葉郡8町村及び飯館村)については、平成21年度の実績を適用して集計。  
 ※平成30年3月末~令和2年3月末実績: 調査を実施できなかった相双地方7町村(双葉郡6町村及び飯館村)については、平成22年3月末の実績を適用して集計。  
 ※令和2年3月末~令和4年3月末実績: 調査を実施できなかった相双地方6町村(双葉郡5町村及び飯館村)については、平成22年3月末の実績を適用して集計。

(県農業担い手課調べ)

(カ) 耕地面積

令和4年における耕地面積は13万6,100haで、前年と比べて1,200ha(0.9%)減少しました。

耕地面積の推移 (単位: ha、%)

項目	平成23年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4/R3
田	100,500	100,800	100,400	99,700	99,300	98,600	97,900	97,100	96,200	99.1
畑	44,000	43,200	42,800	42,000	41,500	41,000	40,500	40,200	39,900	99.3
普通畑	31,000	30,700	30,500	29,900	29,600	29,200	29,100	28,900	28,700	99.3
樹園地	7,300	6,980	6,820	6,750	6,660	6,710	6,570	6,480	6,420	99.1
牧草地	5,660	5,550	5,480	5,340	5,190	5,100	4,820	4,780	4,760	99.6
合計	144,500	144,000	143,200	141,700	140,800	139,600	138,400	137,300	136,100	99.1

※原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上している。

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)



(キ) 遊休農地

令和3年の遊休農地面積は707haの解消が図られたものの、9,299haで令和2年から2,085ha増加しました。また、過去10年間で、計5,311ha程度の遊休農地等の再生利用が図られています。

本県の遊休農地等面積の推移

(単位: ha)

	調査市町村数(※)	遊休農地面積①の全国順位	遊休農地面積計①		再生利用が困難な農地②	遊休農地等面積(①+②)	遊休農地等解消面積	
			1号遊休農地	2号遊休農地				
平23	44	5	6,895	6,532	363	4,844	11,739	255
24	50	3	9,488	8,933	555	5,896	15,384	245
25	51	3	9,933	8,684	1,249	5,894	15,827	1,013
26	51	3	9,924	8,255	1,669	6,573	16,497	420
27	52	3	9,214	8,099	1,115	7,009	16,223	500
28	52	1	7,757	7,241	516	6,519	14,276	817
29	52	2	6,439	6,153	287	6,516	12,955	334
30	52	1	7,397	6,740	657	6,052	13,449	308
令元	53	1	7,183	6,586	597	6,125	13,308	537
2	53	1	7,214	6,553	661	6,415	13,629	430
3	53	1	9,299	8,456	843	4,824	14,123	707

(農林水産省「農地法第30条に基づく利用状況調査」及び「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の結果等)  
 1号遊休農地: 現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地(農地法第32条第1項第1号)  
 2号遊休農地: 利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地(農地法第32条第1項第2号)  
 ※調査時点等: 毎年11月30日現在の集計値で、前年調査時点から1年間の増減の状況に係る調査も併せて実施。  
 ※令和3年現在で8市町村(檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村、南相馬市(一部)、浪江町(一部)が原発被災に伴い調査未実施となっている。  
 ※令和2年度に比べて遊休農地面積が増となった要因は、主に令和3年度から南相馬市の一部で調査が再開されたことによる。

イ 農用地の整備

本県の田の整備済面積は、令和4年度末で7万1,233ha(整備率74.8%)となっています。

農用地の整備状況

(単位: ha、%)

項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
整備済田面積	72,958 (75)	69,945 (72)	70,538 (73)	71,190 (73)	71,668 (74)	72,083 (74)	72,369 (74)	70,955 (74)	71,233 (74.8)

※()内は整備率を示す。  
 ※平成24年度に震災による被害分5,064haを控除。  
 ※整備率を算出するための整備対象面積は、「農用地区域の農地面積(令和3年12月31日時点)」による(95,190ha)。  
 ※令和3年から整備済面積の定義等の見直しを行ったため、過去の数値と単純に比較することはできない。

ウ 農業生産

(ア) 農作物の作付面積

令和3年における農作物作付延べ面積は10万5,300haで、前年と比べて300ha(0.3%)増加しました。

農作物作付延べ面積の推移

(単位: ha、%)

農作物作付け延べ面積	平成23年	27	28	29	30	令和元年	2	3	R3/R2
田	108,400	107,500	107,100	106,700	106,500	106,400	105,000	105,300	100.3
畑	77,100	79,400	79,800	79,900	80,100	80,100	79,300	79,800	100.6
	31,400	28,100	27,300	26,800	26,400	26,200	25,700	25,500	99.2

(イ) 耕地利用率

令和3年における耕地利用率は、田畑計で76.7%となりました。

耕地利用率の推移

(単位：%)

項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	R3-R2
田	88.1	78.8	79.5	80.1	80.7	81.2	81.0	82.2	1.2
畑	78.7	65.0	63.8	63.8	63.6	63.9	63.5	63.4	△ 0.1
田畑計	85.3	74.7	74.8	75.3	75.6	76.2	75.9	76.7	0.8

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(ウ) 農業産出額（栽培きのご類を含む）

令和3年における農業産出額（栽培きのご類を含む）は1,947億円となりました。新型コロナウイルス感染症の影響等による米の消費減退に伴い、主食用米の生産量が減少したこと等により、前年と比べて201億円（9.4%）減少しました。

作物別では、花きが78億円と前年と比べて10億円（14.7%）増加、畜産が475億円と前年と比べて41億円（9.4%）増加、栽培きのご類が34億円と前年と比べて2億円（6.3%）増加しました。一方、米が574億円と前年と比べて188億円（24.7%）減少、野菜・いも類が448億円と前年と比べて61億円（12.0%）減少、果実が297億円と前年と比べて2億円（0.7%）減少しました。

農業産出額の推移

(単位：億円、%)

作物	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	R3/R2
米	791 (33.2)	563 (28.1)	692 (32.8)	747 (35.5)	798 (37.2)	814 (41.8)	762 (39.1)	574 (29.5)	75
麦類	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	X (-)	-
穀物・豆類	13 (0.5)	7 (0.3)	7 (0.3)	8 (0.4)	10 (0.5)	8 (0.4)	8 (0.4)	8 (0.4)	100
野菜・いも類	574 (24.1)	505 (25.2)	501 (23.7)	472 (22.4)	497 (23.2)	453 (23.3)	509 (26.1)	448 (23.0)	88
果実	292 (12.3)	264 (13.2)	271 (12.8)	250 (11.9)	255 (11.9)	273 (14.0)	299 (15.4)	297 (15.3)	99
花き	61 (2.6)	86 (4.3)	74 (3.5)	66 (3.1)	64 (3.0)	67 (3.4)	68 (3.5)	78 (4.0)	115
工芸農作物	36 (1.5)	18 (0.9)	17 (0.8)	15 (0.7)	14 (0.7)	13 (0.7)	11 (0.6)	11 (0.6)	100
畜産	541 (22.7)	509 (25.4)	497 (23.5)	495 (23.5)	455 (21.2)	435 (22.3)	434 (22.3)	475 (24.4)	109
栽培きのご類	49 (2.1)	29 (1.4)	35 (1.7)	35 (1.7)	32 (1.5)	31 (1.6)	32 (1.6)	34 (1.7)	106
その他	22 (0.9)	20 (1.0)	18 (0.9)	18 (0.9)	22 (1.0)	21 (1.1)	26 (1.3)	X (-)	-
計	2,379 (100)	2,001 (100)	2,112 (100)	2,106 (100)	2,145 (100)	2,117 (100)	2,148 (100)	1,947 (100)	91

※X：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

※農業産出額：個別農産物の生産量から中間生産物を控除した生産量に農家庭先販売価格を乗じて算出したもの。

※平成19年から同一県内市町村間で取引される「中間生産物」及び水田経営所得安定対策の導入で、交付金の一部が麦等の産出額に計上されないため、過年次データと単純に比較することはできない。

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

(農林水産省「生産農業所得統計」)

## エ 農畜産物の動向

### (ア) 水稻

令和4年における水稻作付面積は57,800ha、収穫量は317,300tとなっています。原子力災害に伴う作付制限や営農再開が進んでいない地域があることから、作付面積・収穫量ともに震災前を大きく下回っています。品種別では、「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」、県オリジナル品種「天のつぶ」の3品種で全体の約9割を占めています。

作柄は、もみ数が「平年並み」、登熟は「平年並み」となり、作況指数は100の「平年並み」となりました。

品質は、令和5年3月末現在の水稻うるち玄米の一等米比率が95.1%と、前年同時期を上回りました。

#### 水稻の作付面積、収穫量等の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4/R3
作付面積	80,600	65,600	64,200	64,000	64,900	65,800	65,300	60,500	57,800	95.5
収穫量	445,700	365,400	356,300	351,400	364,100	368,500	367,000	335,800	317,300	94.5
10a当たり収量	553	557	555	549	561	560	562	555	549	98.9

(農林水産省「作物統計」)

#### 品種構成の推移

(単位：%)

品種	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
コシヒカリ	66.0	59.7	59.5	58.0	55.5	54.1	52.7	50.1	48.3
ひとめぼれ	22.8	22.7	22.1	21.0	19.5	19.8	19.1	18.5	17.4
天のつぶ	-	8.2	7.5	9.3	12.1	14.3	16.6	18.9	21.3

(県水田畑作課調べ)

#### 水稻作況指数の推移

項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
福島県	103	101	102	100	101	102	102	101	100
中通り	103	101	102	100	102	102	102	101	100
浜通り	104	102	102	99	102	101	103	100	100
会津	102	100	102	101	99	103	102	100	99

(農林水産省「作物統計」)

### (イ) 小麦・大豆・そば

令和4年産小麦の作付面積は432haで、前年と比べて24ha(5.9%)増加しました。収穫量は838tで、前年と比べて232t(21.7%)減少しました。10a当たりの収量は194kgで、前年と比べて68kg(26.0%)減少しました。

#### 小麦の作付面積、収穫量等の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4/R3
作付面積	441	251	301	336	348	358	409	408	432	105.9
収穫量	651	494	674	682	696	967	928	1,070	838	78.3
10a当たり収量	148	197	224	203	200	270	227	262	194	74.0

(農林水産省「作物統計」)

令和4年産大豆の作付面積は1,410haで前年と同等、収穫量は1,830tで前年と比べ10t(0.5%)増加、10a当たりの収量は130kgで、前年と比べて1kg(0.8%)増加しました。1ha以上の団地数は95団地、団地面積は884haで前年と比べて34ha増加しました。また、流通量(検査数量)は1,326tで、前年と比べて102t(8.3%)増加しました。

**大豆の作付面積、収穫量等の推移**

(単位: ha、t、kg/10a、%)

項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4/R3
作付面積	2,880	1,720	1,660	1,590	1,570	1,500	1,390	1,410	1,410	100.0
団地(1ha)数	127	96	102	109	98	100	98	96	95	99.0
団地(1ha)面積	1,138	813	829	829	870	845	825	850	884	104.0
収穫量	3,050	2,200	2,140	1,800	2,090	1,490	1,680	1,820	1,830	100.5
流通量	1,178	1,252	1,300	1,144	1,511	799	1,163	1,224	1,326	108.3
10a当たり収量	106	128	129	113	133	99	121	129	130	100.8

(農林水産省「作物統計」、県水田畑作課調べ)

そばは、会津地方を中心に栽培されており、令和4年産の作付面積は3,870haで昨年と比べて40ha(1.0%)減少し、北海道、山形県、秋田県、長野県に次ぐ全国5位となっています。また、10a当たりの収量は55kgで、前年と比べて4kg(6.8%)減少しました。収穫量は2,130tで、前年と比べて180t(7.8%)減少しました。

**そばの作付面積、収穫量等の推移**

(単位: ha、t、kg/10a、%)

項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4/R3
作付面積	3,450	3,620	3,860	3,860	3,720	3,740	3,790	3,910	3,870	99.0
収穫量	1,860	1,300	1,390	1,740	1,860	1,910	2,120	2,310	2,130	92.2
10a当たり収量	54	36	36	45	50	51	56	59	55	93.2

(農林水産省「作物統計」)

**(ウ) 野菜**

令和4年におけるきゅうりの作付面積は678haで前年並み、収穫量は40,500tで前年と比べて1,200t(3.1%)増加しました。トマトの作付面積は349haで、前年と比べて5ha(1.4%)減少、収穫量は22,000tで、前年と比べて1,500t(6.4%)減少しました。令和3年におけるアスパラガスの作付面積は338haで、前年と比べて5ha(1.5%)減少、収穫量は1,380tで前年並みでした。いちごの作付面積は107haで前年並み、収穫量は2,330tで、前年と比べて70t(3.1%)増加しました。ねぎの作付面積は662haで、前年と比べて4ha(0.6%)減少、収穫量は10,500tで、前年と比べて630t(6.4%)増加しました。

**主要野菜の作付面積、収穫量の推移**

(単位: ha、t、kg/10a、%)

品目	項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R3/R2	R4/R3
きゅうり	作付面積	887	721	703	696	689	682	680	678	678	99.7	100.0
	収穫量	49,400	41,300	40,600	39,700	38,900	38,200	38,500	39,300	40,500	102.1	103.1
トマト	作付面積	473	384	381	371	361	357	355	354	349	99.7	98.6
	収穫量	28,800	24,600	26,600	24,200	23,000	22,400	23,200	23,500	22,000	101.3	93.6
アスパラガス	作付面積	478	407	389	379	370	358	343	338	-	98.5	-
	収穫量	1,880	1,630	1,610	1,510	1,430	1,400	1,380	1,380	-	100.0	-
いちご	作付面積	132	112	110	108	108	107	107	107	-	100.0	-
	収穫量	2,730	2,450	2,430	2,370	2,390	2,410	2,260	2,330	-	103.1	-
ねぎ	作付面積	710	646	624	628	628	670	666	662	-	99.4	-
	収穫量	11,200	10,700	10,300	10,100	10,100	10,900	9,870	10,500	-	106.4	-

※きゅうり、トマトは令和4年、アスパラガス、いちご及びねぎは令和3年の公表されている統計の最新値

(農林水産省「野菜生産出荷統計」)

(エ) 果樹

令和4年におけるももの栽培面積は1,760haで、前年並みでした。収穫量は27,700tで、前年と比べて3,400t(14.0%)増加しました。

日本なしの栽培面積は825haで、前年と比べて6ha(0.7%)減少しました。収穫量は15,200tで、前年と比べて3,300t(27.7%)増加しました。

りんごの栽培面積は1,210haで、前年と比べて20ha(1.6%)減少しました。収穫量は23,700tで、前年と比べて5,100t(27.4%)増加しました。

ぶどうの栽培面積は297haで、前年と比べて1ha(0.3%)増加しました。収穫量は2,440tで、前年と比べて110t(4.3%)減少しました。ぶどうは、「シャインマスカット」等の植栽が進んでいます。

主要果樹の栽培面積、収穫量の推移

(単位: ha、t、kg/10a、%)

品目	項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4/R3
もも	栽培面積	1,780	1,810	1,810	1,800	1,790	1,790	1,750	1,760	1,760	100.0
	収穫量	28,200	26,600	29,300	28,600	24,200	27,000	22,800	24,300	27,700	114.0
日本なし	栽培面積	1,150	936	929	908	890	880	859	831	825	99.3
	収穫量	23,200	20,500	19,400	18,900	17,100	16,000	12,900	11,900	15,200	127.7
りんご	栽培面積	1,430	1,330	1,310	1,280	1,260	1,260	1,240	1,230	1,210	98.4
	収穫量	31,600	26,300	27,000	27,000	25,700	23,200	21,100	18,600	23,700	127.4
ぶどう	栽培面積	293	277	274	276	281	290	291	296	297	100.3
	収穫量	3,110	2,700	2,730	2,660	2,640	2,630	2,430	2,550	2,440	95.7

(農林水産省「果樹生産出荷統計」)

(オ) 花き

令和3年におけるきくの作付面積は98haで、前年より1ha(1.0%)減少、出荷数量は20,900千本で、前年と比べて1,300千本(5.9%)減少しました。宿根かすみそうの作付面積は55haで、前年と比べて4ha(7.8%)増加、出荷数量は8,940千本で、前年と比べて950千本(12%)増加しました。りんどうの作付面積は29haで、前年と比べて1ha(3.6%)増加、出荷数量は4,390千本で、前年と比べて30千本(0.7%)減少しました。トルコギキョウの作付面積は21haで、前年と同じ、出荷数量は3,340千本で、前年と比べて90千本(2.6%)減少しました。鉢物類の作付面積は32haで、前年と比べて3ha(8.6%)減少、出荷数量は3,050千鉢で、前年と比べて280千鉢(8.4%)減少しました。

主要花きの作付面積と出荷量の推移

(単位: ha・千本(鉢)、%)

品目	項目	平成22年	23	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	R3/R2
きく	作付面積	127	125	124	121	111	107	103	104	99	98	99.0
	出荷数量	28,700	28,200	30,100	29,400	28,800	27,000	25,100	24,200	22,200	20,900	94.1
宿根かすみそう	作付面積	5,400	5,420	-	-	-	4,880	48	49	51	55	107.8
	出荷数量	5,200	5,130	-	-	-	5,470	7,120	7,490	7,990	8,940	111.9
りんどう	作付面積	-	-	2,810	3,040	3,170	3,170	31	32	28	29	103.6
	出荷数量	-	-	4,140	4,680	3,950	4,540	4,600	5,200	4,420	4,390	99.3
トルコギキョウ	作付面積	2,630	2,110	2,000	2,240	2,170	2,170	21	22	21	21	100.0
	出荷数量	6,330	4,710	4,110	4,570	4,430	4,020	3,820	3,710	3,430	3,340	97.4
鉢物類	作付面積	4,530	4,280	3,460	3,340	3,310	3,210	29	34	35	32	91.4
	出荷数量	4,790	4,560	3,840	3,740	3,630	3,500	3,260	3,250	3,330	3,050	91.6

(農林水産省「花き生産出荷統計」)

(カ) 工芸農作物及び養蚕

中山間地域の主要作物である葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、近年減少傾向にあります。令和4年における葉たばこの作付面積は114haで、前年と比べて80ha(41.2%)減少しました。令和4年におけるこんにゃくいもの作付面積は6haで、前年と比べて1ha(14.3%)減少しました。

主要工芸農作物の作付面積の推移 (単位: ha、%)

品目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
葉たばこ	992	348	312	294	262	240	218	194	114
こんにゃくいも	40	28	17	18	22	12	9	7	6

(南東北たばこ耕作組合調べ、(一財)日本こんにゃく協会調べ)

養蚕農家数は、高齢化等により年々減少しており、令和4年における収繭量は8.7tで、前年と比べて1.3t(13.0%)減少しました。

主要工芸農作物の収穫量の推移 (単位: t、%)

項目	平成22年	23	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
収繭量	41	34	30	25	24	21	19	16	14	10	9

(県園芸課調べ)

(キ) 畜産

令和5年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は238戸、飼養頭数は11,000頭で、前年と比べて飼養戸数は25戸(9.5%)減少、飼養頭数は600頭(5.2%)減少しました。1戸当たり飼養頭数は46.2頭と前年より増加しました。

肉用牛の飼養戸数は1,570戸、飼養頭数は50,300頭で、前年と比べて飼養戸数は80戸(4.8%)減少、900頭(1.8%)増加しました。1戸当たりの飼養頭数は32.0頭で、前年より増加しました。

乳用牛・肉用牛ともに、小規模な経営体を中心に飼養戸数が減少する一方で、1戸当たりの飼養頭数は増加しました。

家畜・家禽飼養戸数等の推移 (単位: 戸、頭、千羽、%)

品目	項目	平成22年	27	28	29	30	31	令和2年	3	4	5	R5/R4
乳用牛	飼養戸数	567	384	366	352	350	329	299	283	263	238	90.5
	飼養頭数	17,600	12,600	12,400	12,100	12,000	11,500	12,000	11,800	11,600	11,000	94.8
	1戸当たり飼養頭数	31.0	32.8	33.9	34.4	34.3	35.0	40.1	41.7	44.1	46.2	104.8
肉用牛	飼養戸数	4,300	2,530	2,380	2,320	2,220	2,030	1,850	1,750	1,650	1,570	95.2
	飼養頭数	78,200	52,600	51,800	50,200	48,600	47,500	49,300	50,500	49,400	50,300	101.8
	1戸当たり飼養頭数	18.2	20.8	21.8	21.6	21.9	23.4	26.6	28.9	29.9	32.0	107.0
豚	飼養戸数	-	-	71	60	58	58	-	62	55	52	94.5
	飼養頭数	-	-	123,500	125,900	122,400	124,500	-	126,000	121,600	123,700	101.7
	1戸当たり飼養頭数	-	-	1,739	2,098	2,110	2,147	-	2,032	2,211	2,379	107.6
採卵鶏	飼養戸数	-	-	45	47	45	44	-	43	44	40	90.9
	飼養羽数	-	-	3,312	4,103	3,938	3,454	-	3,383	4,083	3,747	91.8
	1戸当たり飼養羽数	-	-	73.6	87.3	87.5	78.5	-	78.7	92.8	93.7	101.0
ブロイラー	飼養戸数	-	-	29	28	28	31	-	32	35	30	85.7
	飼養羽数	-	-	672	678	700	785	-	850	841	797	94.8
	1戸当たり飼養羽数	-	-	23.2	24.2	25.0	25.3	-	26.6	24.0	26.6	110.8

※各年次の2月1日現在の数値である。

※採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めす(6か月以上)を示す。

※ブロイラーの平成26年以降の調査は「畜産統計」による。

※平成22年、27年、令和2年については農林業センサス実施年のため、豚・採卵鶏・ブロイラー調査は休止。

(ク) 栽培きのご類

令和3年における栽培きのご類の総生産量は5,272tで、震災前の平成22年と比べて8割程度の水準に留まっています。

生しいたけの生産量は3,371tで、栽培きのご類全体の約63.9%を占めています。前年と比べて296t(9.6%)増加しましたが、平成22年と比べると9割ほどの生産量となっています。このうち、菌床栽培が3,266tと全体の約96.9%を占めています。

なめこの生産量は1,622tで、栽培きのご類全体の約30.8%を占めています。平成30年の減少以降低調に推移していましたが、令和3年は前年と比べて74t(4.8%)増加しました。このうち菌床栽培が1,619tで、全体の99.8%を占めています。

菌茸類生産量の推移

(単位：t、%)

項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	R3/R2
栽培きのご総生産量	6,633	4,608	4,912	4,971	4,506	4,667	4,912	5,272	107.3
生しいたけ	3,665	2,004	2,444	2,675	2,744	2,853	3,075	3,371	109.6
原木栽培	775	93	103	96	105	96	96	105	109.4
菌床栽培	2,890	1,911	2,341	2,579	2,639	2,757	2,979	3,266	109.6
なめこ	2,195	2,160	1,995	1,924	1,464	1,554	1,548	1,622	104.8
原木栽培	41	6	4	3	4	3	3	3	100.0
菌床栽培	2,154	2,154	1,991	1,921	1,460	1,551	1,545	1,619	104.8

(県林業振興課調べ)

オ 野生鳥獣による農作物被害

令和3年度の野生鳥獣による農作物の被害面積は1万2,036aで前年より8,660a減少しました。

被害金額は1億3,984万円で、前年より5,855万円減少しました。

被害金額の内訳は、イノシシが6,458万円で全体の約5割を占め、次いでニホンザルが1,819万円となりました。

野生鳥獣による農作物被害の推移

被害面積 (a)									
	鳥獣計	鳥類	獣類	うち					その他
				イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	ツキノワグマ		
平成22年度	63,602	25,176	38,426	15,463	9,504	260	10,040	3,159	
平成27年度	18,555	2,376	16,179	12,992	792	119	415	1,861	
平成28年度	16,632	1,764	14,868	11,613	1,155	140	1,046	914	
平成29年度	13,027	1,320	11,706	8,940	1,119	507	405	735	
平成30年度	13,593	903	12,690	9,249	962	1,412	331	736	
令和元年度	15,633	840	14,793	10,233	1,466	1,459	1,223	412	
令和2年度	20,696	794	19,902	12,443	1,619	3,693	1,198	949	
令和3年度	12,036	876	11,160	6,635	859	2,922	301	443	

被害金額 (千円)									
	鳥獣計	鳥類	獣類	うち					その他
				イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	ツキノワグマ		
平成22年度	157,981	31,116	126,865	52,542	32,950	102	31,304	9,967	
平成27年度	128,460	40,612	87,848	64,528	11,464	950	3,287	7,619	
平成28年度	168,152	34,673	133,479	94,939	15,788	939	9,156	12,657	
平成29年度	143,156	29,920	113,236	78,804	19,374	1,893	4,386	8,779	
平成30年度	167,387	32,889	134,498	98,201	17,555	3,587	3,479	11,676	
令和元年度	179,326	24,971	154,355	104,172	22,397	9,006	9,498	9,282	
令和2年度	198,391	27,991	170,400	102,701	28,239	7,171	13,043	19,246	
令和3年度	139,842	26,559	113,283	64,581	18,190	10,511	3,810	16,191	

※平成22年度以降の集計には東日本大震災等の影響のため、一部市町村は含まれていない。

(県環境保全農業課調べ)

### (3) 農作物等の自然災害

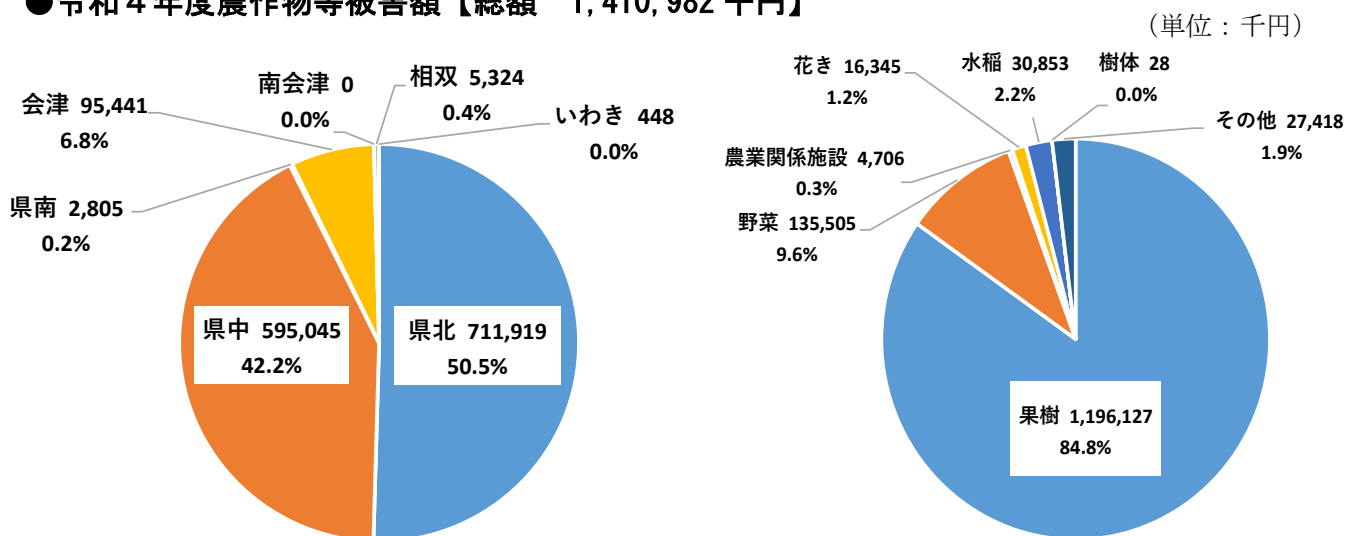
#### ア 農作物等の被害状況

令和4年度は、大きな被害をもたらした、令和4年5月25日、6月2、3日発生のみょう害を始めとし、強風、大雨、降霜等による災害が計12件発生し、県内の農作物等の被害額は1,410,982千円となりました。

地域別では、県北地方が711,919千円で全体の約51%、次いで県中地方が595,045千円で県全体の約42%を占めました。

被害の内訳は、果樹が1,196,127千円と県全体の約85%を占め、次いで野菜が135,505千円と県全体の約10%を占めました。

#### ●令和4年度農作物等被害額【総額 1,410,982千円】



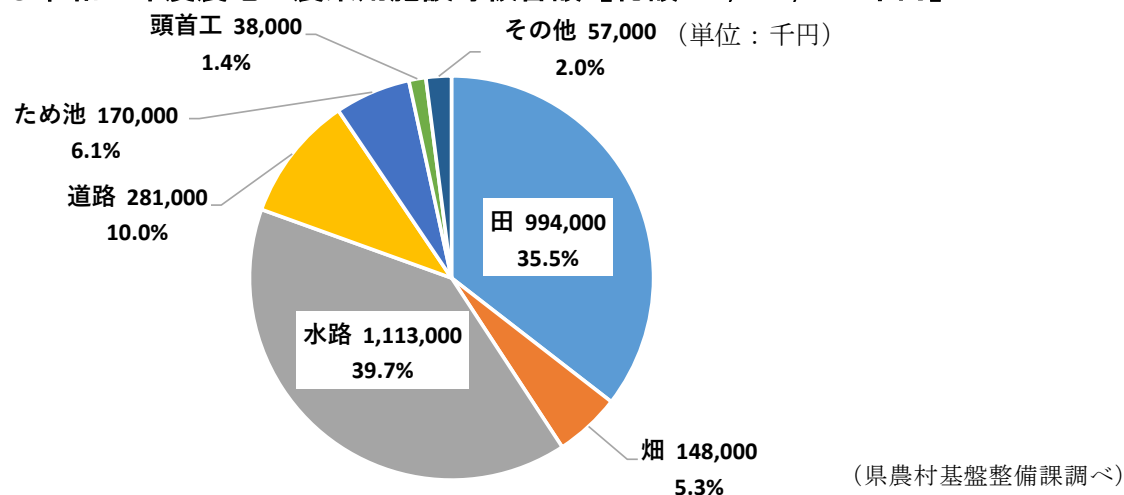
(県農業振興課調べ)

#### イ 農地・農業用施設等の被害状況

令和4年度は、令和4年8月の大雨・洪水による被害を始めとして、2,801,000千円の被害が発生しました。

被害の内訳は、水路の被害が最も大きく、1,113,000千円で被害全体の39.7%を占めました。

#### ●令和4年度農地・農業用施設等被害額【総額 2,801,000千円】



(県農村基盤整備課調べ)



## ウ 主要な自然災害の概要

令和4年8月3日からの大雨・洪水

### 被害地域

・県北、県中、会津

### 農作物、農地等の被害

・農作物等被害額：90,286千円

・農地等被害額：2,732,000千円

※林業、水産業の被害を合わせた総額は3,694,416千円

(単位：千円)

被害地域	農作物等被害額	農地等被害額
県北	404	30,000
県中	-	6,000
県南	-	-
会津	89,882	2,696,000
南会津	-	-
相双	-	-
いわき	-	-
合計	90,286	2,732,000

(県農業振興課、県農村基盤整備課調べ)

## (4) 新型コロナウイルス感染症に係る農業等への影響と対応

### ア 県内農林水産業への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、令和2年度は飲食店や旅館等での需要低下、イベントや冠婚葬祭行事の縮小等により、本県牛肉、花き等の価格が下落するなど大きな影響を受けましたが、令和3年度以降は価格等が回復傾向にあります。

牛肉については、令和2年4月の販売価格は1kg当たり1,362～1,771円で、前年同月比で64%～67%に下落しましたが、令和2年末にかけて価格は回復し、令和5年3月の販売価格は1kg当たり1,900～2,322円で令和2年同月比で119～127%となり、単価は回復しています。

花き（主要切り花等）については、令和2年2月中旬以降、冠婚葬祭行事の縮小等の影響により業務用需要が落ち込み、その後は緊急事態宣言に応じて変動し、令和3年5月24日には平年比82%となりましたが、令和4年は行動制限が緩和される中で、安定した需要があったことなどから、平年と比較して高単価で推移しました。

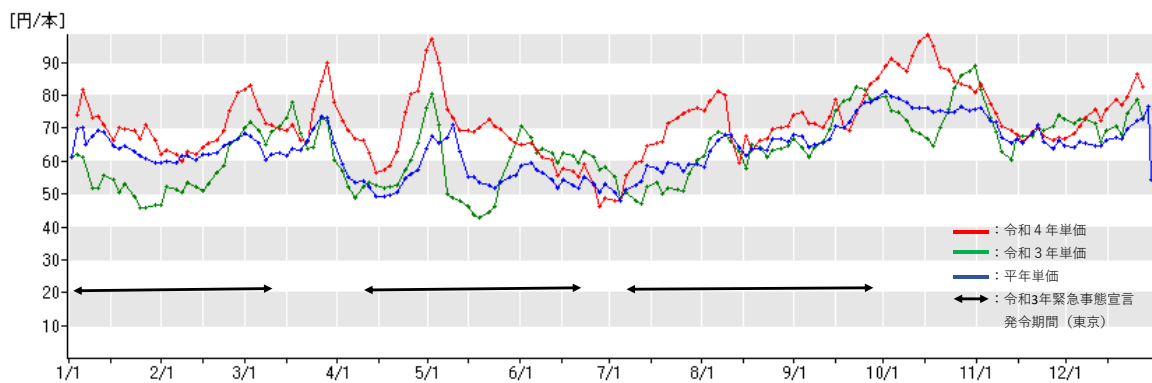
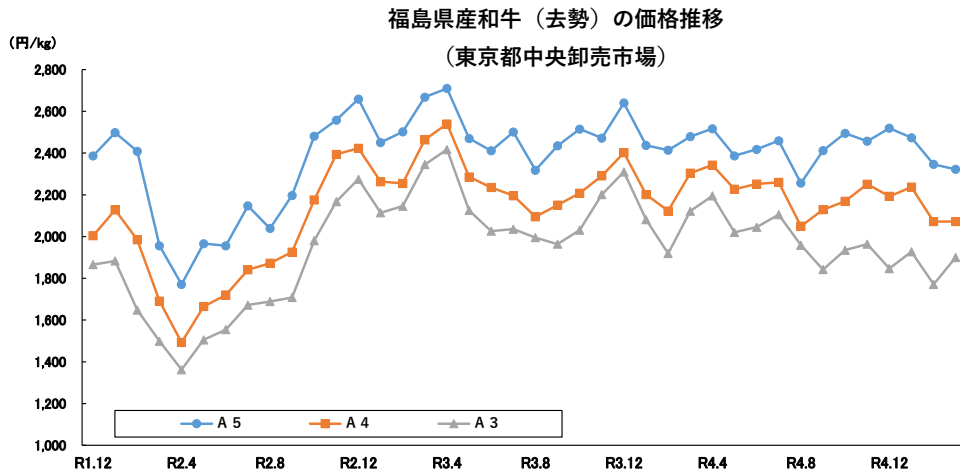


図 切り花類の価格の推移（日農平均）  
日本農業新聞調べ。平均単価は過去5年間の平均値

米については、コロナ禍での中食・外食需要が減少した影響などから、令和2年産と令和3年産の米価は、2年連続で下落しました。令和4年産は、全国的に主食用米から非主食用米等への転換が進んだことから、本県産米の価格は1,000円～2,000円/60kg程度上昇しておりますが、令和2年産米価までには回復していない状況です。

**令和4年産主食用米の相対取引価格の2年産・3年産との比較（単月比較）**

(単位：円/玄米60kg税込)

産地品種銘柄	2年産			3年産			4年産			
	3年2月	3年3月	3年4月	4年2月	4年3月	4年4月	5年2月	5年3月	5年4月	
福島	コシヒカリ(中通り)	13,562	13,277	13,361	11,082	11,022	11,384	13,233	13,144	12,567
	コシヒカリ(会津)	14,748	15,242	14,388	15,192	12,855	12,938	14,212	14,202	13,992
	コシヒカリ(浜通り)	14,160	13,176	13,577	11,023	11,305	-	12,648	13,307	-
	ひとめぼれ	13,288	13,442	12,893	11,884	10,761	10,614	13,008	13,018	11,951
	天のつぶ	13,112	13,148	12,700	10,497	10,788	10,073	12,375	12,354	11,352
全銘柄平均	14,844	14,740	14,732	12,853	12,777	12,797	13,840	13,877	13,880	

産地品種銘柄	4年産 - 2年産			4年産 - 3年産			
	2月	3月	4月	2月	3月	4月	
福島	コシヒカリ(中通り)	▲ 329	▲ 133	▲ 794	2,151	2,122	1,183
	コシヒカリ(会津)	▲ 536	▲ 1,040	▲ 396	▲ 980	1,347	1,054
	コシヒカリ(浜通り)	▲ 1,512	131	-	1,625	2,002	-
	ひとめぼれ	▲ 280	▲ 424	▲ 942	1,124	2,257	1,337
	天のつぶ	▲ 737	▲ 794	▲ 1,348	1,878	1,566	1,279
全銘柄平均	▲ 1,004	▲ 863	▲ 852	987	1,100	1,083	

出典：米に関するマンスリーレポート  
(令和5年3月号、令和4年3月号)  
令和4年産米の相対取引価格・数量  
(令和5年4月)

## イ 農業者等への支援に向けた主な対応

### (ア) 支援情報の発信

「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報（令和3年12月更新）」を県ホームページに掲載し、支援施策の活用方法等の情報を発信しました。

### (イ) 農林漁業者の経営安定に向けた取組

農林漁業者の経営安定に向けて以下の取組を行いました。

- a 畜産配合飼料価格高騰対策
  - ・ 配合飼料価格安定制度の生産者負担金の上昇分及び輸送費上昇分の一部補助（300円/t）
  - ・ 生産者の配合飼料購入費の実質負担の一部補助（2,700円/t）
- b 鉢花等栽培資材価格高騰対策
  - ・ 鉢物類及び花壇用苗物類の栽培に使用する培養土や鉢、ポリポット等の資材の一部補助（鉢物類：6千円/a、花壇用苗物類：3千円/a、事務費：定額（1事業実施主体当たり1,000千円上限））
- c 米の在庫過剰対策
  - ・ 対象作物の耕作面積を拡大する農業者に対して対象作物別に奨励金を交付（非主食用米等：2,500円/10a  
（国の都道府県連携型助成と併せて合計5,000円/10a）、  
畑作物：5,000円/10a（国の都道府県連携型助成と併せて合計10,000円/10a））
- d 福島米生産意欲向上支援対策
  - ・ 令和4年産用の水稻種子の購入者に対して種子購入経費の一部を助成（150円以内/kg）
- e 穀類乾燥調製施設支援
  - ・ 地域農業の拠点となる穀類乾燥調製施設等に対して、電力・燃油の掛かり増し経費の一部を補助
- f 収入保険の加入促進
  - ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により減収した農業者が収入保険に新規加入する際の保険料の一部を補助

### (ウ) 影響の大きい品目等の消費・需要拡大

物価高騰等に直面する農林漁業者等を支援するため、オンラインストアにおける一次製品の販売促進キャンペーンを実施しました。

## (5) トピックス

### ●農林水産部公式 YouTube チャンネルでの取組スタート

農林水産部では、県産農林水産物の魅力や生産現場の情報を広く発信する取組として「福島県農林水産部 F A 宣言」を令和 4 年 6 月に開始しました。これは、県産農林水産物のブランド力強化の一環で、農林水産物や農山漁村の魅力、産地を支える生産者の姿、各種イベントなど旬の情報を、職員自らが直接取材し、動画などにより県内外に発信しているものです。

取組の愛称である「福島県農林水産部 F A 宣言」の F は Fukushima (福島) や Forestry (森林林業)、Fishery (水産業)、A は Appeal (アピール) や Agriculture (農業) を意味します。

制作した動画は、以下の 2 つの農林水産部公式 YouTube チャンネルで公開中です。

#### ○「1400のネタばらし」チャンネル

約 1,400 人いる農林水産部職員が自由な発想で企画・制作している動画です。

#### ○「ふくしま旬物語」チャンネル

産地や生産者の長年にわたる創意工夫に加え、地理的表示 (GI)、認証 GAP の取得、県オリジナル品種など「福島ならではの」魅力を伝えるための動画です。



チャンネルロゴ



チャンネル  
二次元コード



チャンネルロゴ



チャンネル  
二次元コード

### ●英国等での食品輸入規制撤廃

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、本県産食品の輸入規制は、一時 55 の国と地域で措置されていましたが、日本政府と連携しながら、本県産農林水産物等の安全性や魅力を海外に積極的に発信する取組を続けてきた結果、規制措置は令和 4 年度に英国 (北アイルランド除く) (6/29)、インドネシア (7/26) で撤廃され、これまで 43 の国と地域で撤廃されました。

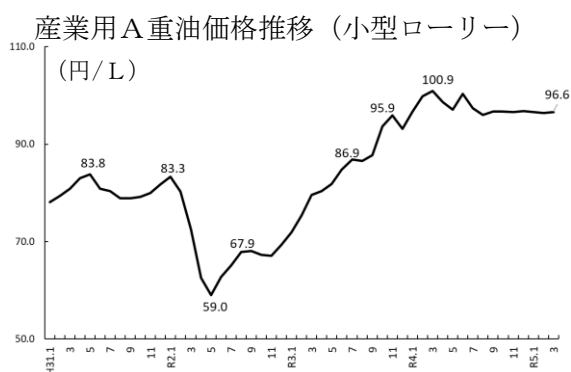
令和 4 年度の規制撤廃を受け、英国において「Thank you for Fukushima レセプション」を開催し、英国政府関係者等に感謝の意を伝えるとともに、県産米を使用したお寿司、桃の加工品等のメニューを提供し、本県産食品の安全性や魅力について発信しました。

### ●原油価格・物価高騰等に係る影響と対策

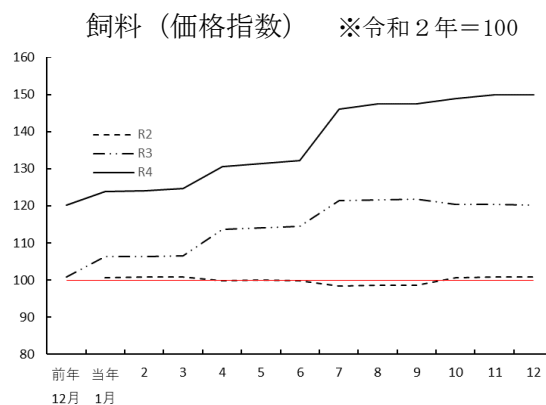
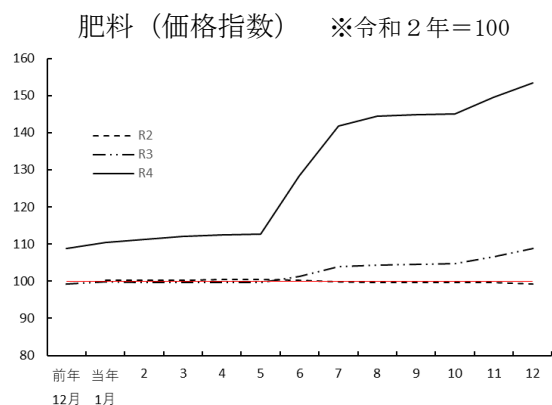
新型コロナウイルス感染症拡大やロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油価格は令和 2 年 5 月以降上昇しており、令和 5 年 3 月では 96.6 円と令和 2 年 5 月の 59.0 円から 37.6 円上昇しています。また、農業生産資材価格指数 (総合) は令和 2 年を基準 (100) として令和 4 年は 116.6 となり、前年に比べ 9.3% 上昇しました。これは、肥料、飼料等の価格が上昇したことが原因で、肥料は 130.8 で前

年に比べ 27.4% 上昇、飼料は 138.0 で前年に比べ 19.4% 上昇しており、依然として高いまま推移しています。農産物は一般的に市場で価格が決まることからコスト上昇分の販売価格への転嫁が難しく、生産者の所得減少や資金繰り悪化が生じています。

原油価格・物価高騰等に対応するため国の支援策のほかに、県としても肥料価格高騰対策、飼料価格高騰対策、燃油価格高騰対策、収入保険加入促進、麦の作付拡大支援などの事業を立ち上げました。また、令和 3 年 11 月 29 日より、各農林事務所、水産事務所に相談窓口を開設し、令和 5 年 3 月 31 日現在で 272 件の相談が寄せられています。内訳をみると水稲 17 件、園芸関係 86 件、麦・大豆・そば等 4 件、畜産関係 5 件、その他 160 件となっています。



(資料：石油製品価格調査（経済産業省）)



(資料：農産物価指数—令和 2 年基準—【令和 5 年 4 月】)

## ● 6月ひょう害、8月大雨の農業等への影響と対応

5 月 25 日、6 月 2 日及び 3 日は大気の状態が不安定となり、県北や県中地方を中心に降ひょうによる被害が発生しました。被害は日本なし、もも、りんご等の農産物等で発生し、被害面積は 779.4ha、被害額は約 12 億 9 千万円に達する大きな被害となりました。

このため、農林事務所では J A 等関係団体と連携し、被害のあった農作物の収量や品質の確保に向け、樹草勢回復のための肥培管理や摘果作業等の技術指導を迅速に実施しました。これらに加え、被害果樹の追加管理作業にかかる費用助成や、降ひょうで傷ついた果実の販売促進等、被害を受けた農業者が安心して営農を継続できるよう支援対策を実施しました。

8 月 3 日から 4 日にかけて、前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気の影響で大気

状態が非常に不安定となり、喜多方アメダスで3日から4日の合計降水量が279.5mmを記録する等、会津北部を中心に記録的な大雨となりました。

この大雨の影響で河川が氾濫し、水田や畑への土砂流入や施設きゅうりの冠水等の被害が発生し、農作物等の被害面積は114.13ha（被害額約90,000千円）、農地・農業用施設等の被害箇所は967か所（被害額2,732,000千円）に達する被害となりました。

このため、農林事務所ではJA等関係機関団体と連携し、被害のあった農作物の収量や品質の確保に向け、冠水ほ場の早急な排水と、根痛み防止対策の実施、病害虫防除等の技術指導を迅速に実施するとともに、樹草勢回復用肥料と病害虫防除資材の助成を行い、営農継続や再開に向け支援しました。農地や農業用施設の緊急点検・被災状況確認に当たっては、7市町村に延べ74名の職員を派遣し、甚大な被害を受けた喜多方市には、災害査定のため、さらに延べ178名の職員を派遣しました。また、災害復旧を行う事業主体に対し、発注設計書の設計審査や工事発注後の工程管理について、指導または助言を行いました。

近年は、毎年のように大きな気象災害が全国的に発生しており、本県でも凍霜害、降ひょう害、台風等の農業被害が発生しています。引き続き、農業者が安心して営農を継続できるよう対応してまいります。

### ●新規就農者が8年連続で200人超、平成11年度調査以降初めての300人超

令和4年5月1日現在の新規就農者数は334人となり、平成11年度調査以降初めて300人を超えました。

就農形態では、自営就農者数は震災後大きく減少したあと回復傾向にあり、平成28年度から100人を超え、今年度は165人となりました。また、農業法人等の雇用による就農者数は昨年度から42人増加し169人となり、このうち雇用関連事業の活用により就農した方は62人でした。雇用した農業法人数は96経営体（前年度比18増）でした。自営就農における就農区分をみると、新規学卒は7人（前年度比2人増）、Uターンは75人（前年度比31人増）、新規参入は83人（前年度比26人増）となりました。年齢区分別は45歳未満が全体の80%、男女の構成比は男性73%、女性27%で前年度と同比率でした。

アグリカレッジ福島（福島県農業総合センター農業短期大学校）出身の新規就農者数は、19人（新規就農者数の5%）で、このうち令和3年度卒は9人でした。

県では、5地域における就農相談会の開催や現地見学会を開催し、各地域の特色を生かしながら新規就農者の確保に取り組んでいます。



南会津地域農業相談会



ふくしま農業人フェア in 会津



## ●豊かなむらづくり農林水産大臣賞受賞「奥会津金山赤カボチャ生産者協議会」

○豊かなむらづくり全国表彰事業

全国トップクラスの高齢化率の中山間地域にあって、地域に昔からあった「赤カボチャ」の評判をもとに、地域ぐるみの生産振興の取組を行っています。

特に、種子固定と出荷規格の統一化により、品質向上と販売拡大につなげ、出荷量と会員数が増加。カボチャの外観や品質を良くするため、「空中栽培」など栽培方法を工夫しており、地域づくりの主人公として高齢生産者を位置づけて地域活性化に取り組んでいます。

- ・令和4年6月6日：現地調査（金山町 奥会津金山赤カボチャ生産者協議会）
- ・令和4年6月15日：むらづくり審査会において「農林水産大臣賞」の受賞決定（令和4年10月5日公表）
- ・令和4年11月17日：東北ブロック表彰式
- ・令和4年12月5日：「農林水産大臣賞」受賞報告のための知事表敬訪問



赤カボチャ生産者協議会の皆さん



金山赤カボチャの空中栽培

## ●農林水産祭天皇杯受賞「有限会社高ライスセンター」

有限会社高ライスセンターは、水田におけるブロックローテーションで農地利用の効率を高めることで、機械の有効活用と過剰投資の削減、従業員の稼働を最大限に平準化・効率化させ、より安定した収穫量と販売額を確保しており、水田経営体における目指すべき経営となっています。

また、自社生産小麦の有効活用を目的として自社企画商品を販売し、従業員の年間雇用を可能としながら高収益化を図っています。

さらに、東日本大震災による津波被害及び原子力災害の影響で販売額が減少する中で、近隣農地の維持管理作業として草刈りの受注や農地保全に努め、平成26年以降は本格的に作付けを再開し、近隣農業者の営農再開と住民の帰還促進に寄与しました。

○令和4年度（第61回）農林水産祭出品（農産・蚕糸部門）

選賞資格を得た農林水産祭参加行事：第62回福島県農業賞（令和3年度実施）

○令和4年度（第61回）農林水産祭天皇杯等三賞の決定

- ・令和4年9月2日：現地調査（南相馬市 有限会社高ライスセンター）
- ・令和4年11月23日：農林水産祭式典で「天皇杯」を受賞
- ・令和4年12月1日：「天皇杯」受賞報告のための知事表敬訪問
- ・令和5年3月3日：皇居・宮殿で天皇皇后両陛下と面会



高ライスセンター知事表敬訪問（天皇杯受賞報告）

## ●国際水準に引き上げたふくしま県GAP（FGAP）がスタート

国のGAP推進方策の策定（令和4年3月）を受けて、本県も国際水準GAPガイドラインに準拠したふくしま県GAPの認証基準を策定し、令和5年3月に新基準による初の認証取得者が誕生しました。

都道府県GAPの国際水準への引き上げは、島根県に次いで全国2番目です。

### 【新たな認証基準について】

○認証対象とする農林産物の分類の変更

（現行）6区分（米、大豆・そば、麦類、野菜、果樹、きのこ）

（新基準）2区分（穀物、青果物〔きのこ含む〕）

※これにより、えごま、小豆、落花生等が新たに認証対象となりました。

○取組分野の追加

（現行）食品安全、環境保全、労働安全、農業生産工程管理全般、放射性物質対策

（新基準）食品安全、環境保全、労働安全、※人権保護、※農場経営管理、放射性物質対策

※人権保護 性別・国籍等による差別の禁止、雇用契約の締結等

※農場経営管理 農場経営のルールづくりや作業毎の責任者の決定等

## ●いちご新品種「ゆうやけベリー」のデビュー

「ゆうやけベリー」の令和4年冬のデビューにおいて、ブランドイメージを確立するとともに、限定された生産量の中で認知度向上に向けたプロモーションを実施しました。

○名称の選定

公募で集まった17,732件の中から、名称審査委員会における検討を行い、令和4年7月28日に名称を「ゆうやけベリー」に決定しました。



### ○ロゴデザインの選定

箭内道彦クリエイティブディレクターの助言の下、広報課「FUKUSHIMA CREATORS DOJO 誇心館」の師範である小杉幸一氏が監修し、ロゴデザインを制作しました。令和4年9月20日の知事定例記者会見において、名称とあわせて発表しました。



### ○デビューイベントの開催

令和4年12月22日イオン福島店（福島市）においてデビューイベントを開催し、トークセッションや特設販売コーナーにより、消費者やマスメディアへ周知しました。

### ○消費者モニターツアーの開催

令和5年2月6日四季の里いちご園（福島市）において県民モニターによるいちご狩りを実施し、メディアでの訴求と参加者による SNS 発信を行いました。

- ・県民モニター応募数 144名 参加者 16名

### ○試食求評会の開催

県内卸売市場2か所において市場関係者や量販店バイヤーを対象とした試食求評会を開催しました。香りを始めとした食味に関して評価を得るとともに、取扱意向が多数寄せられた。

- ・令和5年1月23日 福島市公設地方卸売市場 参加者9社16名
- ・令和5年2月9日 いわき市中央卸売市場 参加者7社12名

## ●「川俣シャモ」「伊達のあんぼ柿」「たむらのエゴマ油」の地理的表示（GI）保護制度の登録

本県産品で「南郷トマト」（平成30年8月6日登録）、「阿久津曲がりねぎ」（令和4年2月3日登録）に続き、新たに3品目がGIに登録されました。

### ○川俣シャモ（川俣シャモ振興会）

- ・平成30年1月5日申請→令和4年3月31日登録
- ・生産地：川俣町
- ・「軍鶏（天然記念物・在来種）」の血統を25%以上引き継ぐ地鶏。脂が乗って食味が良く、他の有名地鶏とも同等の価格帯で取引されている。

### ○伊達のあんぼ柿（伊達地方あんぼ柿連絡協議会）

- ・平成30年1月26日申請→令和5年1月31日登録
- ・生産地：伊達市、国見町、桑折町及び福島市、川俣町並びに宮城県白石市の一部
- ・五十沢地区にて、干しぶどうの乾燥技術を取り入れた「硫黄燻蒸」技術が発祥。鮮やかな色味、半生の食感、上品な甘み、ビタミンC含有量の多さが特徴。

### ○たむらのエゴマ油（田村市エゴマ振興協議会）

- ・令和4年1月17日申請→令和5年1月31日登録
- ・生産地：田村市
- ・古くから郷土料理として親しまれてきたエゴマを原料に、平成10年に搾油機を導入し製品化。エゴマ油生産の先進地として認知され、全国に広まった。

登録されたG I 産品について、メディア等を活用した消費拡大P Rや販路拡大に向けた支援を行いました。「Ⅱ-4-4.2-(1)-ウ 地理的表示(G I) 保護制度の活用促進」参照)

### ●全国和牛能力共進会における県産牛の活躍

令和4年10月6日～10日の5日間、第12回全国和牛能力共進会が鹿児島県において開催され、全国41道府県から過去最多の438頭の出品がありました。

本県からは基幹種雄牛「勝忠安福」の産子を中心に、全出品区9区中8区に18頭を出品し、種牛の部、肉牛の部においても、本県の飼養管理技術の高さを全国にアピールすることができました。

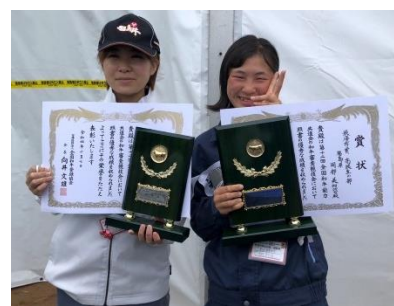
付帯事業の和牛審査競技会では、高校生の部で岡部美知留さん（県立磐城農業高等学校）が最優秀賞、女性・後継者の部で渡邊恋音さん（JAふくしま未来）が優秀賞を受賞しました。



第1区 優等賞9席「福匠勝」号



第8区 優等賞19席枝肉写真



高校生の部、女性・後継者の部

### ●ふくしま米ルプロジェクトへの支援

県産米の県内消費率向上を図るため、福島県米消費拡大推進会議（※）が実施する以下の取組を支援しました。

#### ○ふくしま米(マイ)ルプロジェクト

専用アプリを活用して県産米購入及び県産米写真撮影でポイントを貯めるキャンペーンを初めて実施しました。福島県米消費拡大推進会議に所属する米卸5社の協力の下、令和4年9月20日～令和5年2月28日まで県内量販店9社約250店舗で展開しました。2,400人以上が参加し、県産米の消費拡大を促しました。

#### ※福島県米消費拡大推進会議

##### ○目的

- ①県内における県産米の消費拡大、②県外における県産米の認知度向上に取り組むことで、県産米の消費拡大の実現を目的とする。

##### ○構成団体

###### ・会員

定期的開催する事務局会議に参画し、具体的運営に関わる7団体（福島県、福島県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県米穀肥料協同組合、福島県米麦事業協同組合、福島第一食糧卸協同組合、福島県味

噌醤油工業組合、福島県酒造組合)。

- ・特別会員

消費拡大の趣旨に賛同し、活動協力や情報提供をする14団体。

○事業概要

キャンペーンクルー「ふくしまライシーホワイト」の運営や毎月8日「ごはんの日」の普及推進などの県産米の消費拡大に向けたPR。

## ●「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」の提案と普及

県民の皆さんが、日頃の生活に花を取り入れ、また、花のある風景を楽しみ、花に囲まれた豊かで心穏やかな日常を送るため、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」を提案しました。これにあわせて、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」スターティングフォーラムを開催し、知事と花に関わる方々のトークセッションやフローリストによるフラワーアレンジメントのデモンストレーションを行い、花を愛でるライフスタイルの理解促進に努めました。

また、花や旅館、観光、商工関係団体と県で組織する「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」推進会議を設立し、活動についての協議や意見交換を行って、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」の普及に努めています。



「花を愛でるライフスタイル」スターティングフォーラム

## ●県内初の高病原性鳥インフルエンザへの対応

令和4年11月に県内の養鶏場としては、初めて高病原性鳥インフルエンザが発生し、12月に2例目の発生があったが、いずれも迅速な防疫措置により早期に終息させ、県内全域へのまん延防止を図った。

### 【発生の概要】

○県内1例目（伊達市）

- ・飼養形態、羽数：肉用鶏 14,474羽
- ・発生年月日：令和4年11月29日
- ・防疫措置終了日：令和4年11月30日
- ・移動制限の解除：令和4年12月22日

○県内2例目（飯舘村）

- ・飼養形態、羽数：採卵鶏 103,119羽
- ・発生年月日：令和4年12月7日
- ・防疫措置終了日：令和4年12月11日
- ・移動制限の解除：令和5年1月2日

### 【今後の取組】

家きん飼養者に対して、引き続き飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに発生時の対応を振り返り、更なる防疫体制の強化を図る。

○本部マニュアルの改正

県本部および地方本部それぞれの課題を洗い出し、マニュアルに反映する。

○防疫対策の見直しや再確認

動員予定者を増員するとともに埋却予定地の事前調査などを行う。

○備蓄資材の充実

防護服や動力噴霧消毒器などの備蓄資材を増量する。

○防疫演習等の充実

実践を踏まえた防疫演習を各地方で開催するとともに、防疫リーダーを養成する研修会を継続して開催する。



作業前の準備をする動員者



24 時間体制の防疫作業

### ●ほ場整備を契機とした地域営農の活性化

ほ場整備事業を契機として担い手の経営面積を拡大・経営の低コスト化を図るとともに、収益性の高い作物を導入し、『もうかる』農業の実現や地域営農の活性化を図るため、令和4年度は、農地中間管理機構関連農地整備事業（以下、「機構関連事業」という。）を活用したほ場整備を下表の7地区で実施しました。

番号	地区名	関係市町村	予定工期	作付予定品目（令和4年度時点）
1	梁田	会津美里町	H31 ～ R6	カスミソウ、トマト、きゅうり
2	高野	会津若松市	R2 ～ R7	アスパラガス、きゅうり、トルコギキョウ
3	山田	いわき市	R2 ～ R7	ねぎ
4	神谷	いわき市	R3 ～ R8	キャベツ、白菜、たまねぎ
5	飯豊上	小野町	R4 ～ R7	こまつな、牧草
6	只見	只見町	R4 ～ R9	そば、米加工
7	梁取	只見町	R4 ～ R9	トマト、そば、米加工

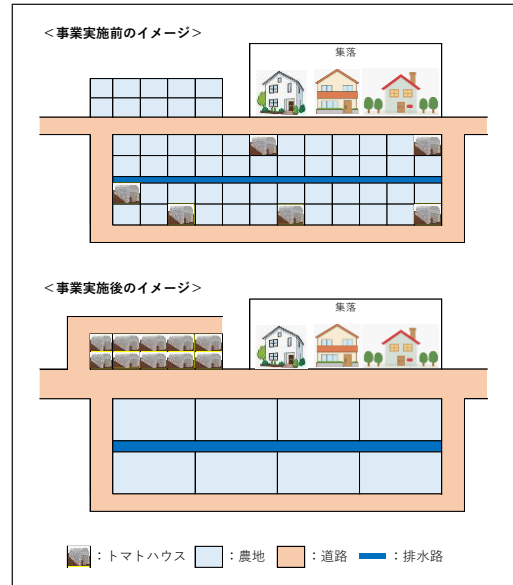
特に令和4年度に事業採択された南会津郡只見町の梁取地区では、次の図のように、トマトハウスを機構関連事業で移設し、トマトハウスの集団化及び拡大を図るほか、井戸や各園芸ほ場への給水管路・給水栓を整備するなど、ほ場整備を契機として高収益作物の導



入を積極的に進める予定です。

ほ場整備は、地域営農の活性化に向けた目的ではなく手段です。このため、地域の条件（作物の生産条件、JAなどの農業者団体等の生産・販売計画）などを考慮し、地域に適した高収益作物の導入を受益者及び関係機関による十分な合意形成のもと決定していくことが重要です。

今後も、子どもたちが大人になったとき、農業が職業として選んでもらえる魅力ある産業となるよう、また、ほ場整備を契機として地域営農が活性化するよう、受益者の皆さんと二人三脚で事業を実施していきます。

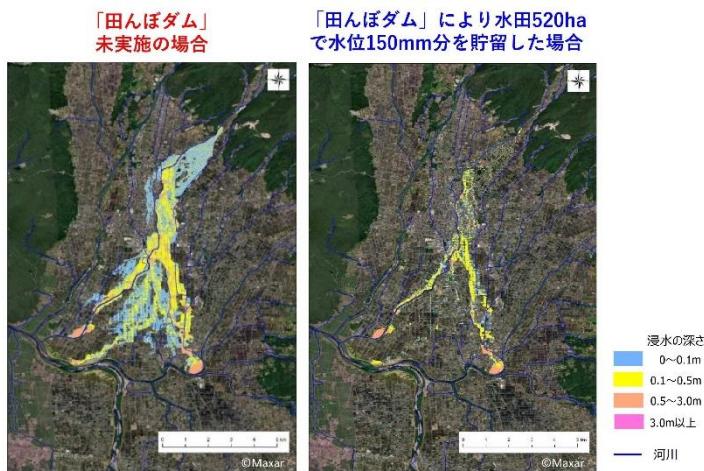


## ●田んぼダムの推進

近年、梅雨の時期から秋にかけて、これまで経験したことのない局地的な長時間にわたる大雨の発生が増加し、全国各地で大きな災害が起きています。こうした状況に対応するには、河川改修等による対策だけでなく、総合的な流域治水対策が求められており、中でも水田に雨水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくりと下流に流す雨水貯留機能の強化を図る「田んぼダム」の取組が全国に広がっています。

本県においては、8市町村、285.5ha（令和4年度）の水田で実施されていますが、県全体での取組には至っていません。

このため、田んぼダムの推進に向けて、取組の効果を可視化した洪水被害軽減モデル、取組の目的や仕組み、効果、方法、資材選定・設置、支援制度などを分かりやすくまとめた技術マニュアルを作成し、農業者等の理解促進に取り組んでいます。



■田んぼダム実施による浸水深・浸水面積の軽減イメージ（阿賀野川水系田付川流域）  
左図：田んぼダム未実施の浸水想定区域  
右図：河川流域内の水田520haで水位150mm分を貯留した場合の浸水想定区域

田んぼダム洪水被害軽減モデルの結果（抜粋）



田んぼダム技術マニュアル



## Ⅱ 農業及び農村の振興に関して講じた施策





## 令和4年度の施策の概要

令和3年12月に福島県農林水産業振興計画が、令和4年度から令和12年度までの9か年を期間とし、『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』を基本目標として新たに策定されました。計画の第4章「施策の展開方向」の第1節から第6節の取組において令和4年度の基本方向を定め、施策を展開しました。

第1節「東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化」では、農地・農業用施設の復旧、被災地域における営農再開の取組を支援し、農業の面的再開を進めました。また、被災12市町村における営農再開と高付加価値生産を展開できる産地の創出を広域的に進めました。風評払拭を図るため、農林水産物のモニタリング検査の継続に併せて、高付加価値化・競争力強化に向けた「ふくしま」ならではのブランド確立やマスメディアによるPR、戦略的なプロモーション活動により農林水産物の更なる販路拡大に取り組みました。

第2節「多様な担い手の確保・育成」では、農業において相談会・おためし農業等の活動を通じた就農支援や人・農地プランの実質化に向けた地域の中核となる経営体の育成に取り組みました。また、経営体の法人化による経営基盤強化・セミナー等の開催により農地等の経営資源の第三者継承に係る取組を支援しました。

第3節「生産基盤の確保・整備と試験研究の推進」では、人・農地プランの取組の支援と併せてほ場の大区画化・汎用化を進め、担い手への農地集積を推進しました。また、産地の生産力・競争力強化や高付加価値化につながる「ふくしま」ならではのオリジナル品種の開発及び普及を推進しました。

第4節「需要を創出する流通・販売戦略の実践」では、農林水産物のモニタリング検査の徹底と検査結果のわかりやすい情報発信を行うとともに、ふくしま県GAP（FGAP）を含む認証GAPの取得拡大と消費者や流通関係者の認知度向上のための情報発信に取り組みました。また、県オリジナル品種である「福、笑い」、「ゆうやけベリー」のプロモーションや農林水産物のトップセールス、量販店等でのフェアの開催を通じて、認知度や魅力の発信によるブランド力強化や県内外における需要創出に取り組みました。

第5節「戦略的な生産活動の展開」では、産地の生産力・競争力強化を図るため、ロボット・AI・ICT等の先端技術による農林水産業のスマート化、環境負荷軽減につながる有機農業・特別栽培の支援、主食用米から非主食用米等への転換、収益性の高い園芸品目の生産拠点となるモデル経営体の育成、AIを活用した肉質診断技術の開発と「福島牛」のブランド化に向けた取組を推進しました。また、キュウリ・トマト・アスパラガス等の主要園芸品目に係る生産拠点（ギガ団地）構想についてJA等関係団体と意見交換を行いました。

第6節「活力と魅力ある農山漁村の創生」では、農林水産物への理解促進や地産地消、農山漁村が有する多面的機能の維持・促進を図るため、将来を担う子供と保護者との体験活動や他地域の人々との交流イベントの開催や学校給食へ県産農林水産物を提供しました。また、快適で安全な農山漁村づくりに向け、鳥獣被害の防止対策、農業用ため池の改修やハザードマップの作成などの取組を進めました。地域資源を活用した取組として、「ふくしま満天堂」を通じた販路拡大や商品開発など地域産業6次化を図る取組を支援しました。

# 1 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

## 1.1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

### (1) 生産基盤の復旧

#### ア 被災農地・農業用施設等の災害復旧

##### (ア) 被害の概要

・総被害額 2,374 億円（※浜通りの被害額 1,987 億円（総被害額の 84%））

各工種の被害額（平成 24 年 1 月 31 日集計）

工種	箇所数	被害額（億円）	備考
農地	1,799	943	
農業用施設	3,749	935	
農村生活環境施設	141	242	農業集落排水等
海岸保全施設	20	254	
合計	5,709	2,374	

※原発から 30km 圏内は基本的に航空写真を活用して被災状況を把握できるもののみを計上

##### (イ) 災害査定概要

各工種における災害査定額（令和 5 年 3 月 31 日集計）

工種	箇所数	査定額（億円）
農地	756	604
農業用施設	1,448	334
農村生活環境施設	128	84
海岸保全施設（農地）	30	201
合計	2,362	1,223

##### (ウ) 災害復旧事業概要

農地・農業用施設等の被害箇所について、営農の早期再開に向け復旧工事を実施しました。また、復旧事業を行った市町村等に対して補助金を交付しました。

##### (エ) 令和 4 年度の実施結果

平成 23 年度から令和 4 年度に実施した災害査定 2,362 か所のうち、2,005 か所で復旧工事が完了しました。

令和 4 年度は、地震により被災した大熊町のため池（3 地区）の災害査定を実施しました。今後も、避難指示の解除等に伴い、順次災害査定を実施していきます。

## イ ほ場整備による津波被災及び原子力災害からの復旧・復興

東日本大震災による津波被災地域及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被災 12 市町村内では、ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、福島再生加速化交付金等を活用し、平成 24 年度以降約 3,711ha（45 地区）でほ場整備事業を実施しており、令和 4 年度末時点で、約 2,541ha で営農再開が可能な状態まで整備が完了しました。



真野地区におけるほ場整備状況  
(南相馬市鹿島区)



飯崎地区のブロッコリー収穫状況  
(南相馬市小高区)

## ウ 除染の実施

### (ア) 汚染状況重点調査地域の農用地等の除染の実施状況

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)の農用地等の除染は、平成 30 年 3 月末に完了しました。

○除染実施面積：水田 19,538ha、畑地 3,171ha、樹園地 5,390ha、  
牧草地 2,962ha、農業水利施設 687.1ha

### (イ) 除染特別地域の除染の実施状況

環境省が行う除染特別地域内の農用地等の除染は、帰還困難区域を除き、平成 29 年 3 月末に完了しました。

#### 除染特別地域の農用地等除染の実施状況

	農用地			森林		
	対象数量 (ha)	実績量 (ha)	進捗率	対象数量 (ha)	実績量 (ha)	進捗率
川俣町	610	610	100%	730	730	100%
田村市	140	140	100%	280	280	100%
南相馬市	1,600	1,600	100%	1,600	1,600	100%
楢葉町	830	830	100%	740	740	100%
富岡町	750	750	100%	790	790	100%
川内村	130	130	100%	210	210	100%
大熊町	170	170	100%	200	200	100%
双葉町	100	100	100%	25	25	100%
浪江町	1,400	1,400	100%	510	510	100%
葛尾村	570	570	100%	690	690	100%
飯舘村	2,400	2,400	100%	2,100	2,100	100%
合計	8,700	8,700	100%	7,875	7,875	100%

出典：環境省公表資料

### (ウ) 除染特別地域における仮置場の原状回復

除染特別地域の仮置場となっている農地の原状回復に向けて、国との意見交換を行い、国は平成 30 年 4 月、仮置場の現状回復に係る現場手順書（第 1 編：水田）を策

定しました。その後の現地調査結果等を踏まえ、平成 31 年 4 月、現場手順書が改定されるとともに、畑地の現場手順書（第 2 編）が策定されました。

## エ 農業用ダム、ため池の放射性物質対策

中通り・浜通りに位置するため池のうち、底質に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障が生じるため池について、営農再開と農業復興の観点から影響を低減することを目的として対策を実施しています。

また、農業用ダム内に蓄積されている放射性物質の流失に対する評価と農業用水の安全確保に資するため、動態解析、予測解析を実施しています。

### 【対策の状況】

平成 24 年度から開始した実証事業のデータと知見を基に、県内 27 市町村において、ため池放射性物質対策が進められています。令和 5 年 3 月までに、22 市町村で対策が完了し、5 市町村で対策を進めています。

### 【県の取組】

県ではこれまでの実証事業により確立した対策技術を生かし、市町村の先進事例となるよう、平成 28 年度からため池放射性物質対策モデル事業を実施しており、令和 4 年度まで 20 か所のため池で対策を実施しました。

また、農業用ダムの堆積土砂の動態解析、予測解析を実施しています。



直接掘削による除去工



モデル事業の研修会（大型土のう製作状況）

## オ 農業系汚染廃棄物処理対策

二本松市の一時保管所原状回復に要する経費（1,029 千円）、及び、新地町の農林業系汚染廃棄物の処分（2,736 千円）に要する経費を支援しました。

## カ 農地土壌における放射性物質の調査

福島県農業総合センターでは、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、農林水産省や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センターとともに、土壌調査を平成 23 年 3 月から継続して実施し、放射性物質濃度の経年変化と動態予測などの研究に取り組んでいます。この研究で得られた農地土壌の放射性物質濃度と空間線量から、市町村別の「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成し、公表しました。

## (ア) 農地土壌調査

平成 23 年度から令和 4 年度まで、延べ 6,389 点を調査しました。令和 4 年度は、水田を始め、畑地や牧草地、樹園地、316 地点の土壌とそこで栽培されている農作物に含まれる放射性物質の濃度を測定しました。

## (イ) 農地土壌の放射性物質濃度分布図

農地土壌調査と原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの空間線量率データから、農地土壌の放射性セシウム濃度を推計し、「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成しました。

## (2) 農業者への支援

### ア 放射性物質の農作物への吸収抑制対策の推進

福島県営農再開支援事業を活用し、カリ肥料の施用等による放射性物質の吸収抑制対策の取組を支援しました。

- ・市町村数：19
- ・対象作物：水稲、そば、大豆等

### イ 放射性物質除去・低減技術開発の推進

福島県農業総合センターでは、農林水産省農林水産技術会議、国立研究開発法人農研機構、大学等と連携し、放射性物質除去・低減技術の開発に取り組んでいます。

研究成果は、「放射線関連支援技術情報」として取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、市町村や関係団体に対する成果説明会等の開催により、成果の周知を行っています。

#### (ア) 主な研究課題

- ・放射性物質の分布状況の把握
- ・農用地等の放射性物質の除去・低減技術の確立
- ・放射性物質の吸収抑制技術等の確立

#### (イ) 主な研究成果

「野菜類の放射性セシウム吸収は交換性カリ含量を高めることで抑制できる」、  
「トラクタ搭載型放射能測定ロボット(KURAMA-X)による除染後農地の放射性セシウム汚染状況の可視化」、「原発事故後に植栽したコナラ苗木の3年目の放射性セシウム濃度について」、「原木シイタケ子実体  $^{137}\text{Cs}$  濃度に及ぼす収量の影響」、「福島県沿岸におけるヒラメのトリチウム濃度」、「ホシガレイにおける筋肉と肝臓への  $^{137}\text{Cs}$  の蓄積」の研究成果を取りまとめ、放射線関連支援技術情報として公表しました。

### ウ 避難地域等における営農再開状況

避難指示区域等における令和 4 年度末現在の営農再開面積は 8,015ha、再開率は 46.3%となっており、市町村別の状況は、以下のとおりです。



市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯舘村	合計
営農休止面積 (平成23年12月末)	375	893	7,289	269	585	861	605	936	723	2,034	398	2,330	17,298
営農再開面積 (令和4年度末)	237	534	4,753	229	414	205	357	21	1	409	117	738	8,015
営農再開率	63.2%	59.7%	65.2%	85.1%	70.8%	23.8%	59.0%	2.3%	0.0%	20.1%	29.3%	31.7%	46.3%

## エ 福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センターにおける営農再開支援の取組

平成 28 年 3 月 25 日に開所した「浜地域農業再生研究センター」では、農業者や市町村等の要望を踏まえ、国や県が開発した基幹技術等をベースとして、地域の営農再開や再生の段階に応じた実証研究を行っています。

令和 4 年度は 10 市町村 33 か所で実証研究に取り組み、研究で得られた成果等は技術移転セミナー（令和 4 年度実績：3 回、参加者：109 名）や研究成果発表会（参加者：61 名）等で公表するとともに、営農相談（令和 4 年度実績：137 件）を実施するなど、積極的な情報提供に努めました。



浜地域農業再生研究センター



緑肥作物を活用した土づくり

## オ 福島県営農再開支援事業の取組

東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等においては農業者の帰還や営農再開に向け、農地の除染はもとより、農業者が安心して営農再開できる環境づくりに取り組む必要があります。

このため、営農再開に向けた一連の取組を支援するため、国の平成 24 年度補正予算以降に措置された計 362 億円を福島県原子力災害等復興基金（営農再開）に受け入れ、福島県営農再開支援事業を実施しています。

令和 4 年度は、放射性物質の吸収抑制対策に 19 市町村で取り組んだほか、除染後農地等の保全管理（南相馬市、大熊町、双葉町等 7 市町村）、鳥獣被害防止緊急対策（南相馬市、浪江町、飯舘村等 12 市町村）、避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援（南相馬市、楡葉町、浪江町等 11 市町村）などに取り組みました。

【福島県営農再開支援事業のメニュー内容】（令和 4 年度）

- 1 避難区域等における営農再開支援
  - (1) 除染後農地等の保全管理
  - (2) 鳥獣被害防止緊急対策

- (3) 放れ畜対策
- (4) 営農再開に向けた作付・飼養実証
- (5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
- (6) 放射性物質の交差汚染防止対策
- (7) 新たな農業への転換支援
- (8) 家畜の導入支援
- (9) 水稻の作付再開支援
- (10) 除染後農地の地力回復対策
- (11) 地域営農再開ビジョン策定支援
- (12) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援

## 2 放射性物質の吸収抑制対策

- (1) 放射性物質の吸収抑制対策
- (2) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

## 3 特認事業

- (1) 営農再開に向けた復興組合支援
- (2) 稲作生産環境再生対策
- (3) 農業者の安全管理支援
- (4) 斑点米対策
- (5) 作付再開水田の漏水対策
- (6) 「たらのめ」生産再開支援
- (7) 作付再開に伴う水稻苗の供給支援
- (8) 避難指示解除区域における飼料生産供給対策
- (9) 除染後牧草の品質・生産性回復対策
- (10) 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施体制整備支援
- (11) 集落単位等で農地を作付管理する地域への支援
- (12) 避難区域等における農業者等の確保支援
- (13) 担い手への農地集積に向けた準備への支援
- (14) 作付再開水田の均平化支援
- (15) 公共牧場等の再生利用支援

## カ 福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業の取組

原子力被災 12 市町村における営農再開等を促進することを目的に、営農再開等に取り組む農業者の生産等に必要な農業用機械、施設等の導入を支援しました。

- ・件数：53 件
- ・補助金額：410,360 千円



施設の導入（ブドウ用ハウス）



農業用機械の導入（コンバイン）

## キ 福島県産農産物等販路拡大ティアップ事業の取組

（公社）福島相双復興推進機構が原子力被災 12 市町村において実施する農産物の販路開拓のコンサルティング等に要する経費を支援しました。

### （ア）福島県産農産物等販路拡大ティアップ事業

#### a 目標

- ・ 支援件数 30件（うち新規販路開拓支援 21件）
- ・ 農業者の自立支援 10件

#### b 実績

- ・ 支援件数（着手）69件（うち新規販路開拓（完了） 67件）

新規販路開拓支援

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	※イベント	計
着手件数	3	6	9	6	6	4	3	8		4	4	13	3	69
完了件数	3	6	8	6	6	4	3	7		4	4	13	3	67

- ・ 農業者の自立支援（着手） 14 件、（完了） 13 件

農業者の自立支援

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	計
着手件数		2	3	1	1	1	1			1	3	1	14
完了件数		2	2	1	1	1	1			1	3	1	13

## ク 県内外の避難先における一時就農の支援

原子力被災 12 市町村から避難した農業者の生活再建を図ることを目的とし、原子力被災 12 市町村外（県外を含む）の避難先で農業経営を再開する際に必要な農業用機械・施設等の導入支援を行う事業であり、避難者への広報活動を通じて、その周知を図りました。

## ケ 農業者向け金融支援策の実施

農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）及び農業近代化資金（復興）を融通し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により、被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援しました。



### 利子補給承認実績（令和4年度）

資金名	融資枠	件数	貸付額
農家経営安定資金	100 百万円	0 件	0 百万円
農業近代化資金	360 百万円	19 件	245 百万円

## コ 東日本大震災復興特別区域法に基づく取組

東日本大震災復興特別区域法は、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めるために制定された法律です。

震災により一定の被害を生じた地方公共団体（福島県は全市町村及び県が対象）が、復興に関する計画（復興推進計画、復興整備計画）を策定し、国に認められた場合等に、規制・手続きの特例や税制、金融上の特例を受けられる仕組みです。

### （ア）復興推進計画

復興推進計画は、東日本大震災からの復興へ向けた取組を推進するため、県及び市町村が単独又は共同で作成することにより、個別の規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けることが可能となる計画です。令和2年3月3日に閣議決定された復興庁設置法等の一部を改正する法律案において特区法が一部改正され、復興特区税制に関しては対象地域を重点化した上で適用期限が令和5年度までに延長されました。

#### a 農林水産業関係の復興推進計画

農林水産関連産業は「ふくしま産業復興投資促進特区」という復興推進計画に含まれており、同計画において、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、浪江町、新地町、飯舘村が復興特区税制の対象区域を定めています（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村は対象区域を定めていない）。

#### b 事業者の指定状況

課税の特例を受けるため、事業者は市町村へ申請し、指定を受けます。

農林水産分野における指定状況は次のとおりです。

#### 【指定状況（令和4年11月末現在）】

- ・ 指定件数 253 件、指定事業者数 245 件  
（内訳） 農業関連産業 132 件  
          地域資源活用型産業（林業） 5 件  
          水産関連産業 116 件

※同一事業者が複数の業種に該当する場合があるため、指定件数と指定事業者数とは一致しません。

### <税制上の特例の概要>

○国税：法人税（個人事業主の場合は所得税）

- ・ 新規立地促進税制（特区法第40条）  
再投資等準備金積立額の損失算入及び再投資時の即時償却
- ・ 事業用設備等に係る特別償却（特区法第37条）  
機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除

- ・法人税等の特別控除（特区法第 38 条）  
被災被用者の給与等支給額の 10%を税額控除
- ・研究開発税制の特別償却（特区法第 39 条）  
開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除

○地方税

- ・地方税の課税免除又は不均一課税（特区法第 43 条）  
施設・設備等の新・増設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除・不均一課税した場合の地方公共団体の減収を、震災復興特別交付税により補填

**(イ) 復興整備計画**

**a 復興整備計画**

復興整備計画は、復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地や農業生産基盤の整備等を図る各種事業を対象に、これらに関する許可の基準緩和や手続のワンストップなどの特例を受けるために策定される計画です。

復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（農地転用等の許可基準の緩和や事業実施に必要な手続のワンストップ処理等）が適用されるとともに、復興整備協議会や関係各機関との協議により同意を得た復興整備計画を公表することで、計画に記載した復興整備事業に関する許認可等があったものとみなされます。

**b 復興整備協議会**

復興整備計画を実効あるものとして作成し、実施していくため、幅広い関係者の意見を集約するとともに、許認可権を持つ関係機関等が一堂に会し、実質的な調整を行う場として、計画の作成主体となる市町村が単独若しくは、県と共同で設立する組織です。

令和 4 年度は復興整備協議会が 4 回開催され、楡葉町、大熊町、浪江町、飯舘村の復興整備事業に係る農地転用や都市計画の変更等について協議されました。

**1.2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化**

**(1) 新たな経営・生産方式の導入**

**ア 福島イノベーション・コースト構想における農林水産分野の取組**

平成 29 年 5 月 19 日に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、県は重点推進計画に「福島イノベーション・コースト構想」を位置づけ、平成 30 年 4 月 25 日に認定を受けました。

本計画においては、福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向け、国、県、関係市町村、企業、関係機関等の関係者が一丸となって、積極的な挑戦（チャレンジ）に取り組んでいくこととしています。

なお、重点推進計画は、令和 2 年 6 月 5 日に改正された福島復興再生特別措置法に基

づき、福島復興再生計画に統合されました。

【「福島イノベーション・コースト構想」の農林水産分野内容】

- ① 先端技術等の導入による新しい農業の推進
- ② 林業の再生と県産材の新たな需要創出
- ③ 水産研究の拠点の活用等による新たな水産業の確立
- ④ 先端技術情報等の発信等による技術の普及・導入の推進
- ⑤ 農林水産分野における技術開発・実用化の推進
- ⑥ 「ふくしま」ならではの確固たるブランドの確立
- ⑦ 地域資源を活用した持続可能な農業の構築

## イ 生産・加工等が一体となった高付加価値産地の創出

原子力被災 12 市町村の営農再開の加速化に向け、生産と流通、加工等が一体となった高付加価値産地を創出する取組を支援しています。

補助対象は、拠点となる集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設等の設置を支援する「整備事業」及び、機械リース、生産資材や家畜の導入等を支援する「推進事業」となっております。

令和 4 年度は、整備事業 2 件、推進事業 3 件について交付決定しました。

## ウ 被災地域の営農再開の加速化に向けた帰還促進

原子力被災 12 市町村が策定する復興計画に掲げられた農業復興の実現を図るため、市町村が行う地域の核となる農業用施設・機械等の整備を支援しています。

令和 4 年度は 5 市町村（南相馬市、浪江町、葛尾村、富岡町、飯館村）11 事業について交付決定しました。

## (2) 新たな担い手の確保

### ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積

原子力被災 12 市町村における営農再開の加速化を図るため、福島復興再生特別措置法の改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）を受け、市町村が作成・公告することで利用権の設定が行われる農用地利用集積計画に加えて、令和 3 年度から、農地中間管理機構（福島県農業振興公社）を通じた農用地の借り受けと担い手への再貸し付けを一体的に利用権設定することが可能な農用地利用集積等促進計画を県が作成・公告し、担い手への農地集積・集約化を促進しています。

また、農地中間管理機構では、令和 3 年度から被災地域対策室を設置するとともに、原子力被災 12 市町村に現地コーディネーター 12 名を配置し、農業者の意向把握や人・農地プランの策定、農地のマッチング等に取り組んでいます。

令和 4 年度、避難指示解除等地域における農地中間管理機構を通じた農地集積面積は 403ha であり、累計で 2,372ha（令和 4 年度営農再開面積 8,015ha に占める割合 29.6%）となりました。

## イ 農業への企業参入促進

企業の農業参入については、市町村や関係団体等による受入体制を整備するとともに、支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入企業の定着のための経営発展等を支援しています。

また、浜通り地域等 15 市町村については、福島復興再生特別措置法に基づき、避難解除等区域への農業を含めた新規企業の参入を促進しており、イノベーション・コースト構想推進機構と連携した企業の参入支援を実施しています。

### 【実績】

- ・ふくしま企業農業参入相談会の開催：個別相談対応 延べ 15 社  
参入相談対応 延べ 41 社
- ・ふくしま企業等農業参入セミナー：参加者 43 名
- ・浜通り地域等 15 市町村農業分野での企業誘致研修会：参加者 34 名
- ・現地見学ツアー：6 社 11 名参加

## (3) 農業水利施設の新たな維持管理体制の構築

### ア 請戸川地区管理体制整備に係る実証事業の取組

避難指示が解除された地域では、未だ避難者も多く、震災前のような維持管理を行っていくことが困難な状況にあります。

そのため、請戸川土地改良区管内をモデル地区に位置づけ、維持管理の省力化に向けた取組を実施し、新たな管理体制の構築に向けた検討を行っています。

令和 4 年度は、農業用用水路の法面をコンクリート舗装することにより、除草作業の軽減化や法面の洗掘防止などの効果を確認することができました。



シールコンクリート工①



シールコンクリート工②(一部は防草シート)

## 1.3 風評の払拭

### (1) 総合的な風評対策の取組

#### ア 農産物等の安全・安心を確保する取組

##### (ア) モニタリング検査の的確な実施と計画的な出荷制限の解除

令和 4 年度のモニタリング検査（出荷確認検査）において、11,208 検体の検査を行いました。その結果、牧草・飼料作物で基準値超過が 1 件あり、基準値超過割合は 0.01%でした。

検査結果は、結果が判明次第、速やかに市町村、関係機関、団体、市場などへ送付するとともに、報道機関への情報提供や県のホームページへの掲載を行い、広く周知を図りました。

また、データの検索ができるホームページ「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」で、分かりやすい情報提供に取り組みました。

### 令和4年度農林水産物の緊急時モニタリング実施状況(出荷確認検査)<sup>※1</sup>

食品群	品目数	基準値 <sup>※2</sup> (100Bq/kg) 以下件数	基準値 <sup>※2</sup> (100Bq/kg) 超過件数	検査結果 件数	月 別											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
玄米 <sup>※3</sup>	1	1,062	0	1,062	0	0	0	0	13	475	573	1	0	0	0	0
穀類(玄米除く)	5	171	0	171	0	0	4	39	18	4	28	62	16	0	0	0
野菜	181	1,711	0	1,711	153	177	270	339	172	114	165	146	81	29	15	50
果実	34	426	0	426	0	3	23	42	50	152	89	48	15	3	1	0
原乳	2	97	0	97	8	8	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8
肉類	5	1,723	0	1,723	219	281	136	144	101	141	132	143	77	121	104	124
鶏卵	2	150	0	150	12	12	12	12	13	13	14	12	12	13	12	13
はちみつ	1	35	0	35	0	5	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧草・飼料作物	-	608	1	609	3	16	118	36	62	106	92	90	73	0	0	13
水産物(海産) <sup>※4※5</sup>	148	3,849	0	3,849	356	233	345	170	195	340	305	350	410	163	349	633
水産物(河川・湖沼) <sup>※5</sup>	14	219	0	219	49	6	39	16	5	7	16	7	0	0	1	73
水産物(内水面養殖)	5	26	0	26	0	3	4	4	0	4	5	2	0	0	0	4
山菜(野生)	16	406	0	406	132	198	48	5	0	0	0	0	3	3	1	16
山菜(栽培)	1	121	0	121	52	64	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
きのこ(野生)	40	88	0	88	0	0	0	3	13	35	24	12	1	0	0	0
きのこ(栽培)	21	488	0	488	26	24	33	29	26	96	162	53	17	7	5	10
果実(野生)	1	4	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
樹実類	2	23	0	23	0	0	0	0	0	4	6	7	5	0	1	0
合計	477 <sup>※6</sup>	11,207	1	11,208	1,010	1,030	1,076	847	676	1,499	1,623	941	718	347	497	944

- ※1 出荷・販売用の品目を対象に実施した検査(出荷制限等品目の解除に向けた検査を除く)  
 ※2 食品衛生法における食品の基準値(セシウム134、セシウム137の合算値) (一般食品)100Bq/kg、(牛乳)50Bq/kg  
 ※3 玄米のモニタリング検査は、米の全量全袋検査を実施している10市町村を除く地域で実施  
 (令和4年度米の全量全袋検査実施10市町村: 田村市、南相馬市、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町(旧山木屋村))  
 (米の全量全袋検査の結果: ふくしまの恵み安全対策協議会 <https://fukumegu.org/ok/contentsV2/>)  
 ※4 ズワイガニ(オス)、ズワイガニ(メス)はそれぞれ1品目として集計  
 ※5 シロザケ(筋肉)、シロザケ(精巢)、シロザケ(卵巣)は「海産」と「河川・湖沼」でそれぞれ1品目として集計  
 ※6 シロザケ(筋肉)、シロザケ(精巢)、シロザケ(卵巣)は「海産」と「河川・湖沼」の区別なく合計ではそれぞれ1品目として集計

なお、出荷制限等品目の解除に向けたモニタリング検査の結果、基準値を安定して下回ることが確認できた品目については、出荷制限等の解除に向けて手続きを進めました。

令和4年度に制限等が解除された品目は、うわばみそう(野生)(須賀川市)など、延べ13品目でした。

### (イ) 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化

#### a ふくしまの恵み農産物安全管理システム

県産農林水産物の風評対策として、産地が行う農林水産物の放射性物質検査結果や、流通消費段階における安全情報の情報発信を行いました。

令和4年度の検査点数は、299,660点(玄米273,468点、野菜・果物7,148点、穀類70点、山菜・きのこ65点、水産物18,909点)でした。



どのような検査結果を知りたいですか？



現在の結果を知りたい



年度別の結果を知りたい



地域別の結果を知りたい



産地の放射性物質検査結果の情報発信（ふくしまの恵みHP）

## b 地域協議会の設置及び検査機器導入状況（令和5年3月末現在）

地域協議会に対する支援として、営農再開地域等における農林水産物の放射性物質検査体制の整備などを行いました。

- ・ 地域協議会の設置状況：46 協議会（55 市町村）
- ・ 米の全量全袋検査器：22 台
- ・ NaI 等シンチレーションスペクトロメーター：119 台

## (ウ) 米の全量全袋検査

平成24年産米から令和元年産米まで、県産米の安全性確保と信頼回復を図るため、県と関係機関・団体が連携して、県内で生産された全ての米を対象に放射性物質検査を実施してきました。

平成27年産米以降、通算5年間基準値（100Bq/kg）超過がないことを踏まえ、令和2年産米から、避難指示のあった12市町村で生産されたもののみ全量全袋検査を実施し、その他の地域については、モニタリング検査へ移行しました。

令和4年産米からは、広野町と川内村でモニタリング検査へ移行しました。

### a 検査点数（令和5年3月31日現在）

269,872 点

**b 検査結果（令和5年3月31日現在）**

検査した令和4年産米のうち、99.9%が測定下限値の25Bq/kg未満であり、検査したすべての米が基準値以下でした。

放射性セシウム濃度 (Bq/kg)	測定下限値未満 (25未満)	25～50	51～75	76～100	100超	計
点数	269,871	1	0	0	0	269,872
(割合 (%))	(99.99963)	(0.00037)	(0)	(0)	(0)	(100)

**(エ) 園芸品目における対応**

**a 園芸品目におけるモニタリング検査及び出荷制限の解除等**

**(a) 直近2か年のモニタリング検査結果**

令和4年度の検査では、野菜の約95%、果実の約92%が「検出下限値未満」で、基準値を超過したものはありませんでした。

	野菜				果実				
	R3		R4		R3		R4		
	点数	割合	点数	割合	点数	割合	点数	割合	
合計	1,752	100.0%	1,877	100.0%	493	100.0%	426	100.0%	
内訳	検出せず	1,686	96.2%	1,778	94.7%	413	83.8%	391	91.8%
	～10Bq/kg	36	2.1%	60	3.2%	54	11.0%	24	5.6%
	～30Bq/kg	29	1.7%	35	1.9%	21	4.3%	9	2.1%
	～50Bq/kg	1	0.1%	3	0.2%	5	1.0%	1	0.2%
	～100Bq/kg	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.2%
	100Bq/kg超過	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※検査点数には出荷制限等品目の解除に向けた検査を含む

**(b) 令和4年度出荷制限解除品目**

国の指示による出荷制限等の解除に取り組み、以下の園芸品目の摂取・出荷制限を解除しました。

- ・福島市：クサソテツ(コゴミ) 出荷制限解除（令和4年9月26日）
- ・双葉町(特定復興再生拠点区域に限る)：非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾類、カブ摂取・出荷制限解除（令和4年4月26日）
- ・葛尾村(特定復興再生拠点区域に限る)：非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾類、カブ摂取・出荷制限解除（令和4年4月26日）

**b あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛**

柿は、あんぽ柿や干し柿への乾燥加工により水分が減少し、放射性セシウム濃度が高くなることから、平成23年度から毎年度、試験的に加工したあんぽ柿、干し柿の

放射性物質検査を実施し、100Bq/kg を超過した市町村に対して、あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請してきました。

令和4年度は、前年度に引き続き福島市、伊達市、桑折町及び国見町に対して加工自粛を要請しました。

一方、加工自粛が要請されている2市2町においては、幼果期検査により加工可能なほ場を判断し、出荷されるあんぽ柿について全量非破壊検査を実施し、安全が確認されたもののみを出荷しています。トレー製品の総検査点数 4,229,744 トレーのうち、スクリーニングレベル(50Bq/kg)を超過したのは71 トレーで、全体に占める割合は約 0.0017%でした。また、個包装製品の総検査点数は 64,452 箱で、すべてスクリーニングレベル以下でした。

なお、スクリーニングレベルを超過したトレーは全て廃棄されています。

### **(オ) 畜産物における対応**

県産牛肉の安全を確保し、風評を払拭するため、牧草のモニタリング検査と併せて、肉牛を出荷しようとする全ての農家の飼養状況調査を実施し、適正に飼養管理された牛だけが出荷されるよう取り組みました。出荷された肉牛は、必要に応じて流通前に牛肉の放射性物質検査を行いました。県内出荷については、福島県農業総合センターにおいて分析を行い、県外出荷については、と畜場又は県が指定する分析機関において分析を行いました。

令和4年度は県内 3,503 頭、県外 13,994 頭をと畜したもののうち県内 1,617 頭、県外 3,292 頭について検査し、基準値を超過したものはありませんでした。

また、県産の原乳、豚肉、馬肉、鶏肉、鶏卵及びはちみつについても、モニタリング検査を定期的実施し、基準値を超過したものはありませんでした。

## **イ 「ふくしま」ならではのブランドの確立**

### **(ア) 福島県農林水産物ブランド力強化推進方針の策定**

本県農林水産物は価格や地域イメージ等で他県から遅れている状況です。そのため、福島ならではの取組により県産農林水産物のブランド力を強化し、競争力強化に結びつけるため、「福島県農林水産物ブランド力強化推進方針」を策定しました。

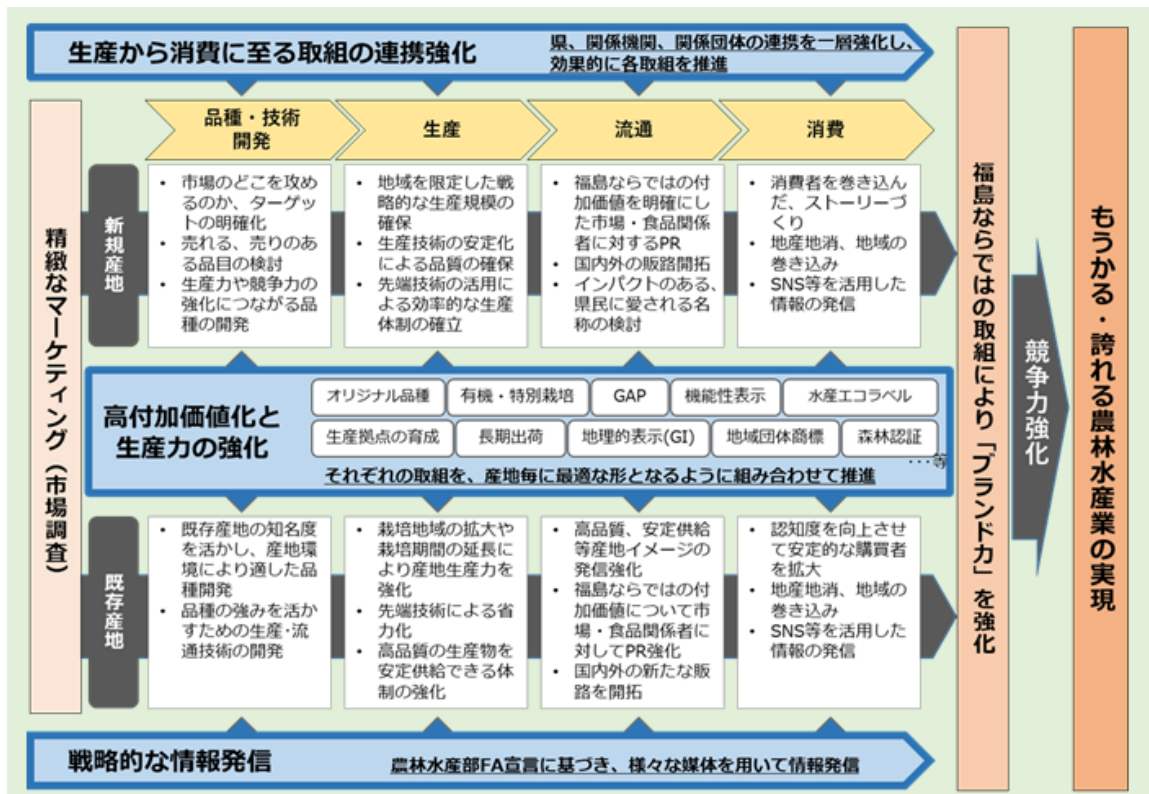
#### **○基本方針**

市場のニーズを的確に把握し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら県産農林水産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、戦略的な情報発信を一体的に行うことでブランド力の強化を図る。

#### **○策定日**

令和4年9月22日



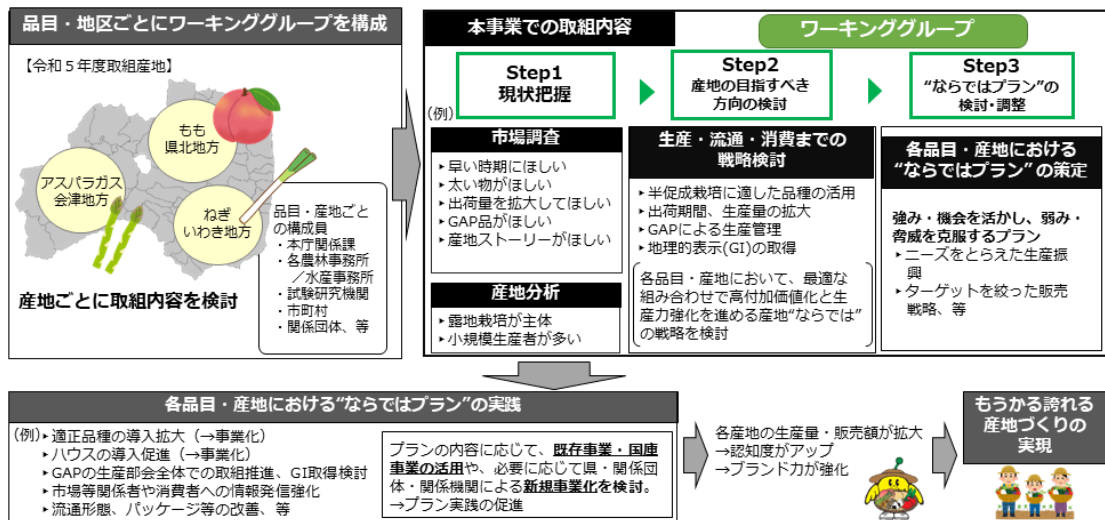


ブランド力強化の展開イメージ

(イ) ならではプランの策定と実践

福島県農林水産物ブランド力強化推進方針に基づき、各地域の農林水産物の精緻な調査により、生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、各産地や各品目の強みや弱みを把握し、生産から消費までの一体的な計画、「ならではプラン」の策定の検討を開始しました。

ならではプラン策定産地として、「県北・もも」、「会津・アスパラガス」、「いわき・ねぎ」を選定し、ならではプランの具現化に向け、選定品目・産地ごとに、産地ワーキンググループを立ち上げ、ならではプラン策定を目指します。



ならではプラン策定と実践のイメージ

#### **ウ 産地の生産力強化、競争力強化**

「Ⅱ-4.2 戦略的なブランディング」に記載のとおりです。

#### **エ 輸入規制措置の撤廃**

「Ⅰ-1 令和4年度の農業及び農村の動向」(5)トピックス 英国等での食品輸入規制撤廃に記載のとおりです。

## 2 多様な担い手の確保・育成

### 2.1 農業担い手の確保・育成

#### (1) 地域農業の核となる担い手の育成

##### ア 経営体の育成

###### (ア) 経営体の育成

地域をリードする経営体を育成するため、自らの計画に基づく規模拡大等の取組や、地域の中心経営体の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援しました。

##### a 担い手づくり総合支援事業（地域担い手育成支援事業）

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農業用機械等を導入する経費の一部を市町村を通して支援しました。

###### 【令和4年度実績】

融資主体補助型 事業実施地区数：6市町村7地区

補助額：12,534千円

条件不利地域補助型 事業実施地区数：1町2地区

補助額：7,474千円

##### b 担い手づくり総合支援事業（地域担い手育成支援事業（令和3年度地震））

令和3年度福島県沖を震源とする地震により被害を受けた施設や農業用機械の修繕に要する経費の一部を支援しました。

###### 【令和4年度実績】

事業実施市町村：5市町村6地区

補助額：10,930千円

##### c 担い手づくり総合支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）

売上高拡大や経営コストの縮減等の経営発展に意欲的に取り組む人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の農業用機械・施設等導入を支援しました。

###### 【令和4年度実績（繰越分）】

事業実施地区数：2市3地区

補助額：20,397千円

##### (イ) 農業法人等の活性化

東日本大震災や原子力災害による影響で生産活動が停滞する中、農業経営体の販売力強化により安定的な農業経営を確立するため、必要に応じて専門家を派遣し、地域特性をいかした地域農業のモデル創出に必要な伴走型の支援を実施しました。

###### 【取組の結果】

- ・事業実施主体：福島県担い手育成総合支援協議会
- ・重点指導農業者：22件
- ・助成額：6,045千円

##### イ 集落営農の推進

人・農地プランの実現や地域農業の維持・発展に向け、集落営農の組織化、既存集落

営農組織の人材育成や経営管理能力の向上を支援しました。また、集落営農セミナーを開催し、集落営農を推進しました。

【令和4年度実績】

- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業実施組織数：4市町6組織
- ・補助額：21,970千円
- ・集落営農セミナーの開催：令和4年12月23日

ウ 人・農地プランの実質化

(ア) 経緯

a 平成24年度～

農業者の話合いに基づき中心経営体や地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村が公表する「人・農地プラン」の取組が開始されました。

b 令和元年度～

①アンケート実施、②地図化、③話合いに基づくプラン作成を要件とする「人・農地プランの実質化」の取組が開始され、実質化が進められてきました。

(イ) 人・農地プラン実質化進捗状況（令和5年3月末現在）

区分	集落数	面積(ha)	カバー率	備考
実質化済集落	1,348 (+196)	61,262 (+7,568)	45.0% (+8.3%)	括弧内は、令和4年度増加分
実質化+工程表作成済集落	1,881 (+129)	84,171 (+2,641)	61.8% (+7.0%)	

※県耕地面積（令和4年）：136,100ha

※カバー率は当該年度の県耕地面積に対する割合

エ 女性農業経営者の確保・育成

(ア) 女性の認定農業者

女性の認定農業者数は年々増加傾向にあり、令和4年3月末時点で287人となりました。

【家族経営協定締結数及び女性認定農業者数の推移】

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
家族経営協定締結数（戸）	1,089	1,092	1,096	1,123	1,124	1,155	1,090
女性認定農業者数（人）※	502	542	564	555	564	277	287
認定農業者数（経営体）	7,730	7,771	7,721	7,738	7,377	7,146	7,036

※女性認定農業者数：令和2年度から女性が役員となっている法人を除いた数

(イ) 福島県生活研究グループ連絡協議会

本協議会は、農村生活の向上を目指し、地域協議会を総括する組織として昭和55年に発足し、農産物加工や直売等の先導的活動を行ってきました。

令和3年に引き続き、令和4年11月4日に県内会員を対象として全体研修会を開催しました。

・会員数（令和4年度）：111名（5協議会）

## オ 家族経営協定締結数

農業委員や市町村、県が連携して家族経営協定の締結を推進しています。

令和3年度に新規で締結された農家数は、28件でしたが、全体では前年度と比べ65件減少し、1,090件となりました。

本県においては、経営者夫婦で協定を結ぶケースが最も多くなっています。

## （2）次代を担う新規就農者の確保・育成

### ア 就農に関する相談受付

「新規就農者等担い手の確保・育成に向けた連携に関する協定（令和4年4月18日）」に基づき、令和4年5月10日から県、（公社）福島県農業振興公社、（一社）福島県農業会議及び福島県農業協同組合中央会による県域の就農相談窓口を設置し、窓口を広げるとともに、協定締結組織内での情報共有の強化を図りました（令和4年度実績：404件）。

また、各農林事務所農業振興普及部及び農業普及所等16か所に地域における「新規就農相談所」を設置し、県内7農林事務所に配置した就農コーディネーター（（公社）福島県農業振興公社所属）とともに就農に関する相談を受けました（令和4年度実績：809件）。

### イ 農業高校生の就農誘導

若手農業者による農業高校生の農家体験研修の受入や各地方の就農相談会への参加支援等を通して、農業高校生の就農への誘導を図りました。

【令和4年度実績】

活動区分	取扱学校	取扱内容
農業体験研修	福島明成、会津農林、磐城農業	3校延べ90名の生徒が先進農家での農業体験を実施。
フレッシュ農業講座	福島明成、安達東、小野、白河実業、修明、会津農林、耶麻農業、田島、相馬農業、ふたば未来、磐城農業	11校延べ350名の生徒が青年農業者等と就農に向けた意見交換や農業関連施設の視察を実施。
就農相談会への参加支援	磐城農業、好間	2校延べ2名が就農相談会へ参加。

### ウ 農業短期大学の機能充実と農業者育成

アグリカレッジ福島（福島県農業総合センター農業短期大学校）では、令和2年度に

「農業短期大学の機能強化に関する基本構想」を策定し、それに基づき、令和3年度から構想実現に向けて事業を実施しています。

ドローンやオートトラクター等のスマート農業機器を導入し、令和4年度から「スマート農業」及び「農業生産工程管理（GAP）」の科目を新設しました。

また、農業短期大学の施設統合整備については、令和7年の供用開始に向けて、基本・実施設計業務をプロポーザル方式により選定し、令和3年9月から着手し、令和4年には実施設計が完成するとともに、廃用施設を除却し、長期就農研修者向けの環境制御装置等を備えたパイプハウス整備（計9棟）を行っています。（令和4年度卒業生の実績：自営就農9名、法人就農11名、JA7名、農業関連企業・団体15名）。



新たな施設整備のイメージ（R7開所予定）



長期研修生用パイプハウス

## エ 就農希望者の確保と雇用就農の促進

県内外から就農希望者を確保するため、南会津での現地見学会や5地域での「ふくしま農業人フェア」を開催するとともに、就農ポータルサイト「ふくのう」及びInstagram「fukunou」により情報発信を行いました。

また、労働者派遣事業を活用し、就農希望者が農業法人等で就農するために必要な実務研修の実施や、雇用に向けたマッチングを支援しました（令和4年度実績：法人等での実習生28名、法人等への就職24名）。

## オ 新規就農者育成総合対策事業の活用

### （ア）経営発展支援事業

50歳未満で令和4年度に独立・自営就農する認定新規就農者等、一定の要件を満たす者に対し、農業用機械・施設等の導入を支援しました。

### （イ）経営開始資金（旧経営開始型）

独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、一定の要件を満たす者に対し、12.5万円／月（150万円／年）の資金を最長3年間交付しました。

### （ウ）就農準備資金（旧準備型）

就農予定時50歳未満の農業研修生で、独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、一定の要件を満たす者に対し、12.5万円／月（150万円／年）の資金を最長2年間交付しました。

区 分	交付人数（人）	交付金額（千円）	備 考
経営発展支援事業	41 人	162,933 千円	
経営開始資金	288 人	366,727 千円	経営開始型含む
就農準備資金	61 人	84,875 千円	新規就農促進研修支援事業含む
合 計	390 人	614,534 千円	

## カ 新規就農者の受入体制の整備

県内 104 施設を研修受入施設として認定し、45 市町村におけるサポート体制と連携して就農を支援しました。

また、県内 9 地区において、新規就農者の受入体制の整備・強化を図る取組を支援しました。

- ・ 国見町地域農業再生協議会（国見町）
- ・ 郡山市
- ・ 田村地域就農支援プロジェクト（田村市、三春町、小野町）
- ・ 白河市
- ・ 鮫川村
- ・ 喜多方市農業振興協議会（喜多方市）
- ・ 金山町
- ・ 只見町農業再生協議会（只見町）
- ・ いわき地域農業再生協議会（いわき市）

### （3）多様な働き方への対応

農村地域と多様な形で関わる農村関係人口の創出・拡大を図るため、取組意欲のある 3 地区において、コーディネーターを派遣した地域内対話促進や都市住民等とのオンライン交流イベントを実施しました。また、2 地区において農村関係人口の受入実践ツアーを実施しました。

就農相談及び地域の受入体制においては、就農希望者の要望等を丁寧に確認しながら、営農部門の選定や農業技術の習得等の支援を進めるとともに、農業以外の多様な意向についても、必要に応じて関係機関・団体で共有しながら地域への定着を支援しました。

## 2.2 経営の安定・強化

### （1）経営安定に向けた支援

#### ア 制度資金の融資枠の確保と円滑な融通

原油価格・物価高騰、降ひょう、大雨により被害等を受けた農業者等の農業経営の維持安定を支援するために、農家経営安定資金（原油価格・物価高騰対策資金、令和 4 年降ひょう災害資金、令和 4 年 8 月大雨災害資金）の融通を実施するとともに、農業経営の改善・展開を図る農業者等を支援するため、農業近代化資金（一般）の融通を実施しました。また、県内で初めて家きんでの高病原性鳥インフルエンザが確認されたことを

踏まえ、家畜疾病経営維持資金利子等補給事業を創設しました。

※農家経営安定資金に係る J A 取扱いにあつては無利子。

### 利子補給承認実績（令和 4 年度）

資金名	融資枠	件数	貸付額
農家経営安定資金	121 百万円	4 件	14 百万円
農業近代化資金	1,250 百万円	149 件	913 百万円
家畜疾病経営維持資金	706 百万円	0 件	0 百万円

## イ 収入保険や農業共済の加入促進

収入保険について、説明会の開催や普及指導員による戸別訪問、さらには新規加入時の保険料の一部を助成し加入促進を図るとともに、園芸施設共済の目的や仕組みをラジオ広報により周知し、加入促進を図りました。

## ウ 経営所得安定対策

### a 野菜価格安定制度

青果物の販売価格の著しい低落に予め備え、生産者の経営に及ぼす影響を最小限にとどめ、経営の安定を図るとともに生産意欲の減退を防止することを目的に交付される価格差補給金等について、その交付に必要となる資金（交付準備金）を造成しました。

#### 【令和 4 年度実績】

公益社団法人福島県青果物価格補償協会に対し補助金を交付し、指定野菜価格安定事業及び特定野菜等供給産地価格差補給事業の交付準備金を造成した。

- ・指定野菜価格安定事業

補助額：25,640 千円、債務負担行為 108,440 千円

- ・特定野菜等供給産地価格差補給事業

補助額：12,256 千円

### b 肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金等の活用

肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金等については、原材料費の高騰等により事業の重要性が増しており、パンフレットや事業啓発資材を製作し、生産者、団体へ配付をすることで制度の周知に取り組み、加入を推進しました。

## エ 農作業事故の防止と啓発

農業者の農作業安全確保に関する意識啓発を図り、農業機械の運転操作等によって生ずる事故の発生を防止するため、福島県農作業安全運動推進本部を設置し、農作業の安全確保のための農作業安全運動を実施するとともに、チラシやラジオ等を活用した安全意識向上のための広報活動や大型特殊免許取得に向けた講習会（受講者数 30 名）を開催しました。

令和 4 年 農作業死亡事故 2 件（過去 10 年間の平均年間死亡者数 9 件）



## (2) 雇用人材の安定確保

### ア 労働力確保システムの運用

大規模経営体の増加や農業者の高齢化、後継者不足等により農業労働力が不足しており、令和元年度「福島県における農業労働力の現状に関するアンケート調査結果」では、単純作業・補完的作業の労働力確保を希望する割合は 77.0%と高く、生産現場での労働力不足が大きな課題となっています。このことから、令和2年度に福島県農業労働力確保・調整協議会を設置し、「ふくしま農業求人サイト」の開設、利用促進を図っています。「ふくしま農業求人サイト」を広く周知し、労働力が不足している農業者と求職希望者のマッチングを支援しました。

### イ 酪農ヘルパーやコントラクターの育成と活用

酪農経営は、朝晩の搾乳が必須であるなど極めて労働の周年拘束性が強いことから、突発事故などが発生した場合や休日を確保する場合に飼養管理の代行を円滑に行う酪農ヘルパー制度は、酪農後継者などの就農と酪農経営の安定的発展を進める上で重要です。

県内にある3つの酪農ヘルパー利用組合の統括的な事務を行っている一般社団法人福島県酪農ヘルパー協会に対して、持続的に運営ができるよう支援しています。



酪農ヘルパーによる搾乳



酪農ヘルパーによる給餌

本県には飼料作物の収穫作業等を受託するコントラクターが59組織あり、輸入飼料の価格が高騰する中で、自給飼料の生産を担うこれらの組織の重要性は益々大きくなっています。

令和4年度は10組織に対し、飼料作物生産のための機械の導入、効率的な飼料生産のための農地の集積、生産した牧草の成分分析、堆肥の施用、農地の管理等について助成し、安全な自給飼料の生産や自給飼料生産拡大・効率化を支援しました。



飼料用とうもろこしの収穫

## ウ 外国人材の受入・活用の促進

外国人材の活用については、受入体制の整備やコミュニケーション、研修や労務管理、就労環境の整備等の経費負担など農業者側の負担が大きいことから、県内の外国人材に対するニーズは低い状況です。

県では、農業労働力(外国人材)確保状況に関する調査を実施し、調査結果を県が設置した福島県農業労働力確保・調整協議会で構成員へ情報共有するとともに、外国人材の受入れに係る支援内容を検討しました。

### (3) 農福連携等の促進

農福連携の取組については、福島県農業労働力確保・調整協議会において関係機関・団体と情報を共有するとともに、農福連携推進チラシや農作業分解シートを作成し、農業側と福祉側の相互理解の促進を図りました。

また、障がい者の社会参画と自立支援、作業工賃向上を目指し、福島県授産事業振興会にワンストップ窓口とコーディネーターを配置し、障がい者の就農を促進しています。

### 3 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

#### 3.1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

##### (1) 担い手への農地集積の推進

###### ア 人・農地プランの実質化（再掲）

「Ⅱ-2-2.1-(1)-ウ 人・農地プランの実質化」に記載のとおりです。

###### イ 意欲ある担い手への農地の集積・集約化

平成 26 年 3 月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、本県では福島県農業振興公社を農地中間管理機構に指定し、農地中間管理事業を活用した農地集積に取り組んでいます。

令和 4 年度の農地中間管理事業の実績は、借入農地 2,133ha、貸付農地 2,750ha となりました。

また、農地中間管理事業を活用した農地の出し手や地域に対し、機構への貸付面積等に応じて交付される「機構集積協力金」の実績は、県全体で 543,576 千円となり、このうち出し手個人に対して交付する「経営転換協力金」は 13 市町村 53,935 千円、地域に対して交付する「地域集積協力金」は 16 市町村 319,853 千円、「集約化奨励金」は 4 市町村 169,788 千円となりました。

##### (2) 農業生産基盤の整備

###### ア 農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備

ほ場整備事業では、農地の大区画化と併せて暗渠排水工事（農地から深さ 60cm～100cm のところに穴の空いたパイプを敷設して農地の「水はけ」を改善する工事）を実施しています。

また、令和 4 年度は、真野地区（南相馬市鹿島区）等において、地下かんがいと暗渠排水両方の機能を兼ね備えた地下水位制御システム（フォアス）の工事を実施しました。

これらの取組により、大豆の品質や収量が向上したほか、種子場（種子の産地）として活用されるなど、水田を畑地としての利用する取組が促進されています。

真野地区の生産者からは、「フォアスの導入により地下水位の設定・維持が容易となったことから、大豆等の生産を拡大していきたい」という声が聞かれるなど、水田の畑地化・汎用化等に向けた基盤整備が着実に進んでいます。



真野地区における暗渠排水工事状況  
(南相馬市鹿島区)



真野地区において大豆の種子場  
として活用している状況

## イ ほ場整備を契機とした高収益作物導入による地域農業の活性化

ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、農業競争力強化農地整備事業を活用したほ場整備を7地区で実施しました。

また、ほ場の大区画化や農用地利用集積に加え、ほ場整備を契機として高収益作物の導入により地域農業の活性化を図るため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用したほ場整備を7地区で実施しました。

令和4年度までに整備が完了した農地の一部では、ねぎ等の高収益作物が順調に生育するなど、地域農業の活性化が着実に進んでいます。



整備前



大区画に整備されたほ場  
(会津若松市高野地区)



ねぎの生育状況  
(いわき市山田地区)

## (3) 農業水利施設等の保全管理と長寿命化の推進

### ア 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定と施設の長寿命化

基幹的な農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコスト低減を図るため、機能診断により施設の状況把握と機能評価を行い、それを踏まえた予防保全、補修及び更新に向けた機能保全計画を策定するとともに、適切な保全管理と計画的な補修、更新を行っています。

令和4年度は県内の2管内で2施設の機能保全計画を策定しました。

#### 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定状況

令和5年3月末時点

管内	基幹的 農業 水利 施設	ダム ため池	頭首工	揚排水 機場	用排水路	その他	策定 不要 ※1	策定 対象	R4まで
									策定済
県北	87	7	16	7	52	5	13	74	71
県中	56	2	14	2	29	9	27	29	27
県南	42	3	15	0	22	2	4	38	37
会津	135	7	26	10	86	6	41	94	60
南会津	1	0	0	0	1	0	0	1	1
相双	175	22	38	21	84	10	62	113	47
いわき	16	1	4	2	8	1	0	16	12
計	512	42	113	42	282	33	147	365	255

※1 施設の重複、未特定、廃止、及び国、民間会社所有等の施設を除外。  
改修(災害復旧)後10年以下、帰還困難区域内等の施設を策定不要とした。



## イ 土地改良区の施設管理体制と運営基盤の強化

### (ア) 土地改良施設維持管理適正化事業の実施

土地改良区が管理する農業水利施設については造成から相当の年月が経ち、老朽化が進行している施設が多いことから、施設管理における長寿命化対策が求められています。

土地改良施設維持管理適正化事業は、施設の保全管理に係る資金を積立てすることにより計画的な整備補修や施設の更新が実施可能となります。令和4年度は、28施設で整備補修を行いました。

### (イ) 土地改良区の運営基盤の強化

貸借対照表作成が義務づけられた土地改良区に対し、複式簿記化を支援するため、会計指導員を有する福島県土地改良事業団体連合会による巡回指導を実施することに対し補助を行いました。



転倒ゲート塗装修繕（施工前）  
大関頭首工（田村市）



転倒ゲート塗装修繕（施工後）  
大関頭首工（田村市）

## 3.2 戦略的な品種・技術の開発

### (1) 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及

#### ア オリジナル品種の開発

福島県農業総合センター及び福島県林業研究センターでは、地球温暖化等の気象変動に対応しつつ、産地の生産力・競争力強化につながる、水稻、野菜、花き、果樹、きのこの県オリジナル品種の開発を進めています。これまでに14品目・48品種を育成しました。

令和4年度には県オリジナルイチゴ新品種「ゆうやけベリー（品種名：福島ST14号）」がデビューしました。



ゆうやけベリー  
（いちご）



福乃香  
（酒造好適米）



キビタンイエロー  
（カラー）



べにこはく  
（りんご）

## イ 見える化技術の開発

福島県農業総合センターでは、高品質化による福島牛のブランド強化に向け、サシの細かさや和牛特有の香気成分等のおいしさを見える化し、ゲノム情報と合わせて、福島牛の総合的評価技術を確立し、次世代に向けたゲノム選抜種雄牛の造成に取り組んでいます。

また、県オリジナルのアスパラガス3品種について、機能性成分の加熱・一次加工後の含有量の変化を明らかにしたほか、ブロッコリーに含まれるアミノ酸を特定し、局在を明らかにしました。今後もブロッコリーはじめ県産野菜の旨み成分や機能性成分の局在を明らかにします。

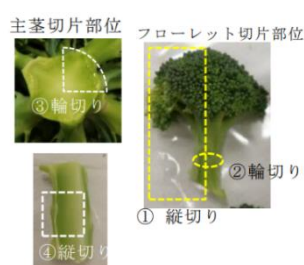


図 局在の測定部位

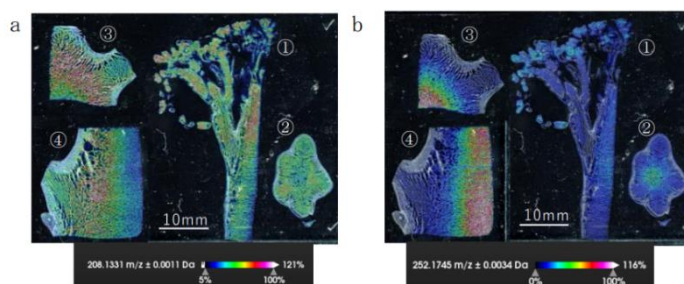


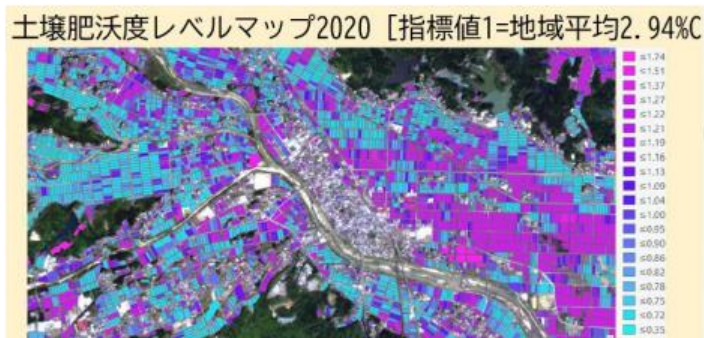
図 「沢ゆたか」中の各遊離アミノ酸の局在(a:GABA、b:Glu)  
(画像下のスケールバーは検出強度を示す。)

## ウ 試験研究の効率化や生産現場への速やかな普及

福島県農業総合センターでは、現場と密着した実用性の高い技術開発と迅速な技術移転を図る目的で、センター本部、会津地域研究所、浜地域研究所、果樹研究所及び畜産研究所ごとに農業者(指導農業士等)、団体、市町村を構成員とした「試験研究推進会議」を設置しています。この会議で得られた意見を踏まえた試験研究に取り組み、研究の効率化を図るとともに、農業者や農業関係団体を対象とした技術移転セミナーや成果発表会を通じ、得られた成果の速やかな技術移転を図っています。

## エ スマート農業等の省力的・効率的な生産技術の開発

福島県農業総合センターでは国際航業株式会社、東京大学大学院と連携し、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業に取り組み、衛星画像を活用して浜通り及び中通りにおける1筆ごとの水稻の生育状況を Web 上で確認できる水稻生育管理システムや浜通りにおける農地1筆ごとの作物生産力評価法を開発しました。これにより、利用者は生育状況を迅速かつ視覚的に把握するとともに農地の作物生産力評価法(開発元:東京大学大学院)により、土壤肥沃度レベル(土壤炭素含有率)、水稻単収レベル、水稻食味レベル(玄米タンパク質含有率)の3軸で農地の生産性を評価し、広域マップを作成することができます。



農地の生産力評価マップ

## 4 需要を創出する流通・販売戦略の実践

### 4.1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

#### (1) 県産農林水産物の安全性の確保

##### ア 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化（再掲）

「Ⅱ-1-1.3-(1)-ア-(イ) 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化」に記載のとおりです。

##### イ 農薬の適正使用の推進

###### (ア) 農薬適正使用推進会議の開催

農業者の食の安全性に対する意識を高め、安全な農産物の安定生産が図れるよう、病害虫・雑草の効率的かつ適正な防除と、農薬適正使用の推進を目的として農薬適正使用推進会議を開催しました。

【令和4年度実績】 県全体1回、地方6回

###### (イ) 農薬危害防止運動の実施

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底等を推進するため、農薬危害防止運動を実施しました。

【令和4年度実績】

- ・運動期間：令和4年6月10日～9月10日
- ・農薬危害防止講習会：参加者283名
- ・ラジオ広報：令和4年7月30日

###### (ウ) 福島県農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの育成

主に農薬購入者に対する農薬の適正使用に関する助言指導を行う農薬管理指導士、生産組織内の農業者に対する助言指導を行う農薬適正使用アドバイザーの更新・認定を実施しました。

【令和4年度実績】

- ・農薬管理指導士認定者数：335名（令和5年3月31日現在）
- ・農薬適正使用アドバイザー認定者数：798名（令和5年3月31日現在）

###### (エ) ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会の開催

ゴルフ場における農薬の適正かつ安全使用に関する資質向上を図るため、ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会を開催しました。

【令和4年度実績】 参加者45名

##### ウ 飼料の安全確保強化の指導

飼料の安全性を確保するため、県内の飼料製造業者等に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施し、対象となった62か所全てで適正であることを確認しました。

## エ 動物薬事監視指導

動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、医薬品医療機器等法に基づき、県内の動物用医薬品製造業者及び販売業者等に対し、獣医師の処方に基づいた動物用医薬品とその数量が適切に流通販売されているか、流通している動物用医薬品が適正な品質であるかなどについて、家畜保健衛生所の薬事監視員が計画的に立入検査等を実施しました。

令和4年度は、133件の動物用医薬品製造業者等に対して立入検査を行い、適法であることを確認しました。

## オ 死亡牛BSE検査の推進

「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定に基づき、県内の死亡牛（平成15～26年：24か月齢以上、平成27年～：48か月齢以上、平成31年～：96か月齢以上）について、BSE（牛海綿状脳症）検査を実施しました。

令和4年度は、310頭の検査を行い全頭陰性であることを確認しました。

（単位：頭）

年度	平15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
頭数	2,247	1,871	1,845	1,647	1,556	1,454	1,536	1,740	1,678	1,749

年度	25	26	27	28	29	30	令元	2	3	4	合計
頭数	1,553	1,375	956	980	967	993	448	384	350	310	25,639

## (2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保

### ア 県産農林水産物のモニタリング情報サイト

モニタリング検査結果について、「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトにて公表し、県産農林水産物の安全性を国内外に発信しました。

### イ GAPの推進

県産農産物の安全性を確保し、消費者や流通業者からの信頼を得るため、「福島県GAP（農業生産工程管理）推進基本方針」に基づき、GAPの普及を図るとともに、第三者認証GAPや「ふくしま県GAP（FGAP）」（以下、「第三者認証GAP等」という）の取得を積極的に推進しました。

さらに、県内の農業者等の取組に対する消費者等への認知度向上のための情報発信にも取り組みました。

#### 【令和4年度実績】

- ・第三者認証GAP等に取り組む経営体数：738経営体
- ・第三者認証GAP等の取得状況

第三者認証GAP：198件（GLOBALGAP:28件、ASIAGAP:9件、JGAP:161件）

FGAP：221件

計 419件



## ウ 適正な食品表示に向けた巡回調査

食品表示の適正化に向けた、食品製造・販売事業者、流通事業者に対する調査を行いました。

【令和4年度実績】

生鮮食品 179 件、加工食品 13 件、米穀販売店 5 件、卸売市場 3 件 計 200 件

## エ 適正な米穀流通のための巡回調査

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）に基づく適正な米穀流通のため、集荷業者、小売業者及び外食店等に対する調査を行いました。

【令和4年度実績】 91 件

## 4.2 戦略的なブランディング

### (1) ブランド化の推進

#### ア 「ふくしま」ならではのブランドの確立（再掲）

「Ⅱ-1-1.3-(1)-イ 「ふくしま」ならではのブランドの確立」に記載のとおりです。

### イ 県オリジナル品種などのブランド力の強化

#### (ア) 県オリジナル水稲品種のプロモーション活動

県オリジナル水稲品種でトップブランド米である「福、笑い」を始め「天のつぶ」「里山のつぶ」のプロモーション活動を展開しました。

##### a 福島県オリジナル米生産販売推進本部会議の開催

- ・ 構成員： J A 福島中央会、 J A 全農福島、 福島県米穀肥料協同組合、  
福島県観光物産交流協会、 株式会社むらせなど 計 13 団体
- ・ 検討内容： 「福、笑い」「天のつぶ」「里山のつぶ」の生産振興及び販売推進対策等を検討

・ 開催回数： 2 回

##### b 県産米の販路拡大

県オリジナル品種をはじめ、県産米の販路拡大に向けて、米穀店向けのパンフレットを作成し、中京圏の米穀店に対して新規取扱を働きかけました。また、首都圏・中京圏・関西圏の米穀店にて、県産米購入者を対象にプレゼントキャンペーンを実施しました。

##### c 「福、笑い」のプロモーション

「福、笑い」の田植え式（5月）・収穫式（9月）を開催するとともに、新CM発表会を令和4年10月25日に開催し、28日から販売開始しました。また、様々な広報媒体による情報発信や、県内外における販促フェアを計26回、飲食店・宿泊施設とのタイアップ、ギフト展開、販売店へのサンプリング等、販売先、販売方法及び

価格帯等を意識した戦略的なプロモーションを実施しました。

## ウ 地理的表示（G I）保護制度の活用促進

### （ア）G I 製品のP R及び販売促進

本県のG I 製品について、メディア等を活用したP Rや販路拡大への支援を実施しました。

#### ※地理的表示（G I）保護制度について

- ・地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれた品質、社会的価値等の特性を有する製品の名称を、地域財産として保護する農林水産省の制度。
- ・平成27年6月の制度開始以来、令和5年1月末現在で計124製品が登録。  
（42都道府県並びにイタリア及びベトナム）
- ・本県の登録状況：5品目  
（南郷トマト、阿久津曲がりねぎ、川俣シャモ、伊達のはんぼ柿、たむらのエゴマ油）

#### a 消費拡大P R

- ・令和4年8月  
「ふくしまプライド。」ウェブサイトにてG I 特設ページを開設。
- ・令和4年12月～令和5年1月  
「伊達のはんぼ柿」の100周年記念の時期を捉え、県内新聞や情報誌、福島駅構内掲示枠にてP R広告を掲出。
- ・令和5年2月  
「伊達のはんぼ柿」と「たむらのエゴマ油」の登録を契機に、県内テレビ局の情報番組内で、G I 制度やG I 製品を紹介する特集を2週連続で放送。

#### b 販売促進

- ・伊達のはんぼ柿や川俣シャモについて、全国各地の「ふくしまプライド。」フェアにて販売するとともに、産地視察ツアーにて外食産業や宿泊事業者のバイヤーを紹介。
- ・令和5年1月  
全国の流通事業者を招待した「食の交流会」にてG I 紹介コーナーを設置し、G I 製品の魅力を紹介。

### （イ）G I 登録申請に関する調査

令和5年度以降の販売促進施策の参考とするため、市町村、J A及び漁協に対し、G I 登録申請が見込まれる製品の有無等について調査をしました。

## （2）県産農林水産物の魅力発信

### ア メディアなどによる安全性の発信や魅力の発信

#### （ア）マスメディアを活用した県産農林水産物のP R

マスメディア等を活用し、県産農林水産物の魅力のP Rを行いました。

## a テレビによるPR

旬の農林水産物の魅力や安全への取組を広くPRするため、県産農林水産物の流通実態に応じ、県内や首都圏などで放映しました。

### (a) テレビCM

- ・桃篇 7月15日～8月10日【関東・関西・北海道・福島県内】
- ・夏野菜篇 7月15日～8月20日【関東・関西・福島県内】
- ・水産物篇 7月15日～8月20日【関東・中京・福島県内】  
10月1日～10月14日【関西】
- ・お米篇 10月25日～11月30日【関東・関西・北海道・沖縄・福島県内】
- ・牛肉篇 11月1日～12月15日【関東・福島県内】

### (b) パブリシティ

CM放送に合わせ、テレビ番組内での県産農林水産物の紹介（パブリシティ）を20回実施。

## b 公共交通機関におけるPR（都営地下鉄）

情報発信効果を高めるため、テレビCMの放映時期などに合わせて実施しました。

### (a) 駅貼り広告

主要10駅（新橋・東銀座・日本橋・日比谷・巣鴨・市ヶ谷・九段下・上野御徒町・六本木・新宿）で6回掲示。

- 7月：桃、8月：夏野菜・水産物、
- 9月：県産農林水産物総合版（キービジュアル）、10月：お米、11月：牛肉

### (b) 中吊り広告

都営地下鉄4路線（浅草線、三田線、新宿線、大江戸線）で6回掲示。

- 7月：桃、8月：夏野菜、9月：県産農林水産物総合版（キービジュアル）、
- 10月：お米、11月：牛肉、水産物

## c その他PR

### (a) 各施設での放映

- ・8月8日～9月4日  
イオン店頭サイネージでの夏季CM放映
- ・11月1日～11月14日  
イトーヨーカドー店頭サイネージでの秋季CM放映
- ・8月～10月  
東京都庁、豊洲市場等の都有施設での夏季CM放映
- ・11月～1月  
東京都庁、豊洲市場等の都有施設での秋季CM及び「福、笑い」CMの放映

### (b) WEBメディアでのCM放映

- ・TVer、GYAOでのCM放映 9月1日～9月15日

## イ トップセールスやフェアによる県産農産物の認知度向上

### (ア) トップセールスによる販売プロモーション

関係団体等と連携しながら、県産農林水産物の魅力をPRするとともに販路の回復・拡大に結びつける活動を実施しました。

a 知事、副知事によるトップセールス【合計19回】

- ・令和4年7月21日 市場トップセールス（東京都大田市場）
- ・令和4年7月21日 高島屋MD本部表敬訪問
- ・令和4年7月21日 イトーヨーカドーアリオ西新井店におけるトップセールス
- ・令和4年7月30日 市場トップセールス（大阪中央卸売市場）
- ・令和4年7月30日 イオンりんくう泉南店におけるトップセールス
- ・令和4年7月30日 万代渋谷店におけるトップセールス
- ・令和4年8月2日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン（道の駅国見「あつかしの郷」）
- ・令和4年8月4日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン（JAふくしま未来ここら矢野目店）
- ・令和4年8月4日 市場トップセールス（札幌中央卸売市場）（副知事）
- ・令和4年8月4日 イオン北海道表敬訪問（副知事）
- ・令和4年8月5日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン（ヨークベニマル福島西店）
- ・令和4年10月22日 イオンスタイル板橋店におけるトップセールス（副知事）
- ・令和4年10月29日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン（ヨークベニマル横塚店）（副知事）
- ・令和4年11月5日 イトーヨーカドーアリオ橋本店におけるトップセールス（副知事）
- ・令和4年11月19日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン（イオンモールいわき小名浜）
- ・令和4年11月25日 新宿高島屋におけるトップセールス
- ・令和4年12月22日 「ゆうやけベリー」デビューイベント（イオン福島店）
- ・令和5年2月18日 サンエー那覇メインプレイスにおけるトップセールス（副知事）
- ・令和5年3月9日 イオンレイクタウンにおけるトップセールス（副知事）

b 農林水産部長によるトップセールス【合計3回】

- ・令和4年7月22日 「ふくしま うまいもの市」意見交換会（イオン福島店）
- ・令和4年7月29日 新宿高島屋における意見交換会、トップセールス
- ・令和4年10月14日 「ふくしま うまいもの市」意見交換会（イオンいわき店）

(イ)「ふくしまプライド。」フェアの開催

福島県産のももや夏野菜等の最盛期に合わせ、都内量販店等において「ふくしまプライド。」フェアを開催し、県産農林水産物の販路拡大を図りました。

【実施店舗数】21企業、47回、延べ1,139店舗

(ウ) 県産農林水産物等販売コーナーの設置

都内量販店等において県産農林水産物の販売コーナーを一定期間設置し、販売促進活動を実施しました。

【設置店舗数】18 企業、延べ 530 店舗

#### 4.3 消費拡大と販路開拓

##### (1) 国内における販売強化

###### ア オンラインストアによる販売促進

###### (ア) オンラインストアによる販売促進キャンペーン

大手オンラインストアである楽天、アマゾン、ヤフーにおいて、販売促進キャンペーンを6回実施しました。

###### 【共通キャンペーン】

- ・第1回 令和4年6月23日～8月4日
- ・第2回 令和4年9月2日～10月28日
- ・第3回 令和4年11月22日～12月27日

###### 【生産者応援キャンペーン】

- ・第1回 令和4年8月5日～8月31日
- ・第2回 令和4年10月4日～11月24日

###### 【新規店・新商品応援企画】

- ・令和5年1月11日～2月24日

###### (イ) 出店者の確保及びスキルアップ

出店希望者等への説明会を実施し、出店者を確保するとともに、講座や勉強会の開催により、県内事業者のスキルアップを図りました。

- ・オンラインストア活用セミナー（1回）
- ・個別相談会（5回）
- ・各オンラインストアが実施したセミナー（12回）

###### イ 商談会等による多様な販路の確保

販路の回復・拡大のため、首都圏等のバイヤーと県内の生産者等とのオンラインでの商談や対面での交流を実施し、マッチングの促進を図りました。

###### (ア) 商談会

###### a オンライン商談会

首都圏を中心とした全国の飲食事業者等をターゲットとして、オンラインによる商談会を開催しました。

- ・日時：令和4年9月7日
- ・参加者：30 事業者が出展（バイヤー62 社参加）

###### b 事前セミナー

商談会に参加する県内農林水産物生産者等に対して、商談状況に合わせたテーマの研修を実施し、営業力の強化を図りました。

- ・事前セミナー（3回）

- ・フォローアップセミナー（1回）

### c 飲食店とのタイアップフェア

飲食店において、商談会に参加した生産者の県産農林水産物を活用したタイアップフェアを実施しました。

- ・日時：令和4年11月～令和5年2月
- ・実施店舗：外食企業3社 62店舗

#### (イ) 産地視察ツアー

県内外の流通・小売・宿泊・飲食事業者等を対象として、県内産地等を紹介する産地視察ツアーを実施しました。（6コース）

- ・日時：令和4年8月～令和5年3月
- 第1回 令和4年8月4日「会津に根差したこだわりの逸品」
- 第2回 令和4年9月12日「ふくしまプライド青果物と郡山ブランド野菜」
- 第3回 令和4年10月17日「うまみ感じる福島県産こだわりのお肉」
- 第4回 令和5年1月26日「肉・魚・果物のおいしい福島よくばりツアー」
- 第5回 令和5年2月15日「潮風感じる常磐もの」
- 第6回 令和5年3月6日「福島の人気食材と出会う旅」
- ・参加者：延べ73名

#### (ウ) 交流会

本県と関係の深い卸・小売事業者や飲食関係事業者等の方々を招待し、県内生産団体等と共に、県オリジナル品種やG I 産品、G A P 認証農産物など、福島ならではの取組や県産農林水産物の魅力をPRしました。

- ・日時：令和5年1月31日
- ・実施場所：八芳園（東京都）
- ・参加者：126名

### ウ 販売・消費拡大のためのPR等活動への支援

県内の農業者団体等が風評の払拭に向けて国内で実施する県産農林水産物等の販路拡大や、消費拡大のためのPRを行う活動を支援しました。

#### (ア) 募集期間

- ・第1期募集：令和4年4月4日～4月22日
- ・第2期募集：令和4年6月10日～6月30日
- ・第3期募集：令和4年8月1日～8月19日

#### (イ) 補助件数等

- ・民間団体事業 121件
- ・県域等農業団体事業 14件
- ・採択合計 135件（うち廃止 3件）
- ・交付実績 132件
- ※廃止理由：コロナの影響によるイベント中止で活動実施が困難となったもの

## (2) 地産地消の推進

### ア 「がんばろう ふくしま！」応援店の拡大

県産農林水産物を販売・使用して、安全性をPRしている「がんばろう ふくしま！」応援店の活動を支援するため、「がんばろう ふくしま！」応援店の売り上げ向上や、県産農林水産物の消費拡大等を目的としたキャンペーンを9回実施しました。

#### 【令和4年度実績】

- ・キャンペーン応募期間：令和4年6月～令和4年2月
- ・「がんばろう ふくしま！」応援店：2,313事業所登録（令和5年3月31日現在）  
なお、「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業については、令和4年度を以て終期とした。

### イ 「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン

県産農林水産物の地産地消を促進し風評払拭、消費拡大を図るため、量販店等における販売促進キャンペーンを実施し、県内の消費者に直接、県産農林水産物のおいしさ等の魅力をPRしました。

#### 【令和4年度実績】

#### a 本庁実施分

- ・販売促進キャンペーン

県内4地域（国見町、福島市、郡山市、いわき市）で知事等によるトップセールスを含む量販店等でのキャンペーンを5回実施。キャンペーンでは、パネル展示やクイズを行い、県産農林水産物のPRを実施。

- ・県産米増量キャンペーン

県内8企業（計234店舗）が5kgあたり500gを増量して販売する増量キャンペーンを各企業2か月程度実施し、県産米の家庭内消費を促し、地産地消を推進。

- ・ハッシュタグ投稿キャンペーン

SNS（Instagram）を活用し、一般消費者が自ら「#ごちそうさまふくしま」のハッシュタグを付けて県産農林水産物の魅力を発信し、抽選でプレゼントが当たるキャンペーンを年4回実施。

#### b 各農林事務所実施分

地域の特色を活かし、県産農林水産物の魅力発信や地産地消を促進するキャンペーン（オリジナルレシピ SNS 投稿コンテスト、SNSを活用したフォトコンテスト、直売所等でのスタンプラリー、プレゼントキャンペーン）などを各農林事務所で実施。

- ・実施回数：県内7地域 合計28回実施

### ウ 「麦・大豆生産振興セミナー」の開催

県内の生産者、市町村及びJA等を対象に、水田フル活用による麦・大豆への作付転換と、実需者ニーズに応じた品種の生産拡大の推進を目的としたセミナーを1回開催し

ました。

【主な内容】

- ・「令和4年度畑作物生産振興セミナー」(参加人数 80名)



セミナーの様子

## エ 学校給食における地元食材の活用推進

学校等給食提供施設が考案する地元産食材を使用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動を募集し、給食に係る県産食材購入費を支援しました。

【令和4年度実績】

(ア) 旬の県産農林水産物を活用した給食メニューの考案とそのメニューに使用した県産食材の支援

・支援対象

県内の小学校、中学校、幼稚園、保育園、認定こども園(国立及び県立を除く。)を対象に給食を提供する施設

・事業実施期間

令和4年4月20日(水)～令和5年3月27日(月)

・支援上限額

児童・生徒等1人当たり500円

・支援総額

29,325千円

・支援実績(令和5年3月31日現在)

小学校：168校 36,481人

中学校：123校 30,412人

保育所等：28施設 2,195人

(イ) 食育推進に活用できる活動事例集の作成

- ・支援を行った施設の中から5施設を選定し、事例集を作成。

- ・県内の全ての対象施設へ配布。

## オ 食育活動や農林漁業体験への支援

先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し、学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援しました。



### (ア) 食育実践サポーター派遣事業

「ふくしま食育実践サポーター」を幼稚園や小学校等に派遣し、調理実習等の食育活動を実施しました。

- ・登録人数：234名（令和5年3月31日現在）
- ・令和4年度実績：サポーター延べ77名を派遣

### (イ) ふるさとの農林漁業体験支援事業

子どもやその保護者などが農林漁業体験を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、県内の地域団体等が行う食育や地産地消に関する活動等に対し、支援しました。

- ・令和4年度実績：14事業（12団体）

## (3) 海外マーケットへの展開

### ア 映像等による海外への情報発信

未だ輸入規制の措置を継続しているEU、香港に対し福島のと牛肉を題材に、食材の魅力を最大限に訴求する動画を制作・公開するとともに、「#Delicious Fukushima Wagyu」のタグを付した投稿で拡散をし、輸出商材としての食材のPRやインバウンド需要の喚起を行いました。



動画のシーン①



動画のシーン②

## イ 海外における展示会出展やPR

### (ア) 香港

香港のアイランド・シャングリラで開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて福島県ブースを出展し、パンフレットにより県産農林水産物の魅力を発信しました（令和5年2月）。

また、香港のAEON STYLE 2店舗において、県産品ブースを設け、試食提供や販売等のフェアを実施し、県産農林水産物の魅力や安全性を発信したほか、飲食店6店舗にて、「天のつぶ」等、県産品を活用したメニューを提供しました（令和5年3月）。



福島県ブース



飲食店の提供メニュー

### (イ) 台湾

台湾のオークラプレステージ台北で開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて福島県ブースを出展し、本県産日本酒の試飲提供や桃ジュース等を配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和5年2月）。



福島県ブース



レセプション

### (ウ) ドバイ

ドバイの展示会である「ガルフード2023」において、あんぼ柿や干し芋等試食を行うなど、現地のバイヤーにPRを行うとともに、ミシェランシェフやレストランでの商品PR活動を行いました。また、あんぼ柿や県産の桃、いちご、椎茸、その他加工品の輸出により、販路拡大を行いました。

### (エ) アメリカ

令和3年度に規制を撤廃した米国について、知事がワシントンDCを訪問し、政府関係者に謝意を伝えるとともに、米国大使館との共催により、米国政府関係者、食品業界関係者を招いたレセプションを開催し、県産品の魅力を発信しました。



知事によるプレゼンテーション



レセプションの様子

## ウ 農産物等海外販路開拓支援事業

県産農林水産物及びその加工品等の輸出の回復と拡大を通じて、県農林水産業の復興を図ることを目的に、輸出に意欲的な生産者団体等に対して、海外での商談会出展、輸出に向けた検疫等に係る環境整備などへの支援を行いました(計12団体、補助額18,425千円)。

## 5 戦略的な生産活動の展開

### 5.1 県産農林水産物の生産振興

#### (1) 土地利用型作物

##### ア オリジナルふくしま水田農業推進事業

###### (ア) 県オリジナル米産地力強化支援事業

県オリジナル水稲品種の生産振興と流通販売の強化に向けた推進活動を実施したほか、良食味・高品質米の生産技術確立のための実証ほを20か所設置し、取組に必要な機器等のリース整備を支援しました。

【令和4年度実績】

助成件数 3件

###### (イ) 県オリジナル酒米産地力強化支援事業

品質的に高い評価を受ける本県蔵元と酒米生産組織との結びつきを強めるため、県内蔵元に対して、県産酒造好適米の使用量や使用割合を増加して、日本酒を生産する取組を支援しました。

【令和4年度実績】

助成件数 6件

##### イ 水田農業改革支援事業

###### (ア) 経営所得安定対策等推進事業

米の需給調整に関する事務や経営所得安定対策等の円滑な推進を図るため、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議及び各市町村の農業再生協議会に対し、現場における推進活動や要件確認に要する経費を助成し、経営所得安定対策等の制度周知、加入推進、需要に応じた米の生産推進等、制度を円滑に進めるための支援を行いました。

【令和4年度の実績】

・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議外58市町村に対して291,678千円を助成しました。

【令和4年度の成果】

・加工用米・新規需要米の面積 14,221ha  
・主食用米面積 51,900ha（生産数量の目安 52,600ha）

###### (イ) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議負担金

米の需給調整に関する事務の円滑な推進を図るため、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に対し必要な経費を負担し、県推進会議は、水田農業構造改革や水田を活用した作物づくりを推進する活動を行いました。

【令和4年度の実績】

・負担金として1,000千円を交付。

##### ウ 稲作等経営体支援事業

###### (ア) 土地利用型作物作付拡大奨励事業

新型コロナウイルス感染症の影響による米の需要減及び在庫量の増加により、令和

4年以降米価の大きな下落が想定される中、主食用米から非主食用米等への転換を促すため、前年より主食用米面積の10%以上又は前年の対象作物面積より1ha以上対象作物の耕作面積を拡大する農業者に奨励金を交付しました。

【令和4年度の実績】

- ・福島市地域農業再生協議会外46件に対して56,730千円を交付。

【令和4年度の成果】

- ・非主食用米等面積  
実績 24,235ha  
計画 23,776ha

(2) 園芸作物

ア 「福島県園芸振興プロジェクト」の推進

「福島県園芸振興プロジェクト」の対象産地の連携と全県的な生産拡大を進めるため、野菜・果樹・花きごとの「園芸重点品目専門部会」を開催し、産地の課題を整理し、品目別の振興戦略の検討や産地相互の情報交換を行いました。

併せて、強い産地づくりや戦略的な生産活動に向けた取組等を各種事業により支援しました。

産出額 (単位：億円)

全体	H30	R3	R7 目標	目標対比 (R3/R7)
	430	455	475	95.8%
もも	110	146	124	117.7%
日本なし	42	41	41	100.0%
ぶどう	23	35	24	145.8%
きゅうり	129	98	145	67.6%
トマト・ミニトマト	70	82	75	109.3%
アスパラガス	15	16	21.5	74.4%
さやいんげん	28	24	26.9	89.2%
りんどう	1.5	1.3	2.5	52.0%
トルコギキョウ	4.9	4.8	7	68.6%
宿根かすみそう	6.5	7.3	8	91.3%

(3) 畜産物

本県畜産物の生産振興のため、東日本大震災により減少した生産基盤の回復に取り組んでいます。



酪農については、生乳生産基盤の回復を図るための高能力乳用雌牛の整備や、中核的な担い手の育成に取り組むとともに、次世代の人材育成のため、若手酪農家を実施する飼養技術や経営管理能力向上の取組を支援しています。

また、営農再開地域における大規模酪農施設の整備に向けた取組を支援しています。

肉用牛については、優良繁殖雌牛の導入等への支援やゲノミック評価技術の活用による改良により生産基盤の再生を図るとともに、AIを活用した肉質診断技術の開発により高品質な「福島牛」を定時・定量出荷することにより、ブランド力の向上を図っています。

飼料作物については、草地・飼料畑等の除染の推進による自給飼料生産基盤の復活や、自給飼料生産機械の導入支援による大規模化、効率化を図っています。

また、輸入飼料価格が高止まりし、畜産農家の負担が長期的に続いていることから、畜産農家の負担軽減のための支援を行っています。



若手酪農家向け牛の見方研修会



AI肉質評価のための画像撮影



飼料用とうもろこしの収穫

## 5.2 産地の生産力強化

### (1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進

#### ア スマート農業の普及拡大

農業は担い手の減少や高齢化等、労働力不足が進んでいる中で、「もうかる」農業を実現するため、作業の省力化や効率化、規模拡大に貢献する技術として、ロボットやIoT、AI等を活用したスマート農業技術や高性能機械をはじめとする先端技術が注目されています。

本県では、平成26年度からスマート農業技術等の実証に取り組んできたほか、被災地域の農業再開に向け、先端技術の研究開発と社会実装を進めてきました。これら技術を現場の課題や導入費用を考慮しながら普及し、活用を一層推進していく必要があります。

令和4年度は、前年度から始まったスマート農業プロセスイノベーション推進事業の中で、研究機関における実証研究のほか、スマート農業技術等の現場実装に向け、メーカーや関係団体等と連携して県内25か所で実証、及び現地検討会の開催による技術普及に取り組みました。

令和4年度の産地の生産力強化に向けて、スマート農業技術導入経営体数は前年度から105経営体増加し781経営体となり、普及が確実に進んでいます。

今後も、スマート農業技術等の実証を通じ、社会実装促進に向けた取組に積極的に取り組んでいきます。

## イ 園芸用施設や高性能機械の導入推進

園芸作物の農業生産性の向上や生産の低コスト化には、園芸用施設の導入や高性能機械の導入が重要であることから、各種補助事業により農業者団体等の取組を支援しました。

### 【令和4年度実績】

- ・産地生産力強化総合対策事業  
16件 受益面積101.35ha
- ・風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業  
9件 受益面積8.44ha
- ・園芸生産拠点育成支援事業  
2件 受益面積2.11ha

## ウ 果樹の計画的な改植や規模拡大の推進

ももや日本なし、りんごなど主要品目を対象に、ジョイント栽培や低樹高栽培等の省力化・早期成園化が可能な樹形や仕立て法の導入と併せて、果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業(園芸作物等の先導的取組支援)の活用推進を行い、老朽化園など生産性の低下した果樹園における生産性向上や品種構成比率の改善のために計画的な改植や規模拡大を推進しました。

### 【令和4年度実績】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業(果樹先導的取組支援事業)による改植  
地域：福島、伊達、郡山、須賀川  
樹種及び面積：もも、日本なし、りんご、ぶどう等 約2.3ha

## エ 花きにおける先端技術の活用や施設化等の導入支援

福島県園芸振興プロジェクトにおける重点品目であるトルコギキョウや宿根かすみそう、りんどう等を中心に園芸重点品目専門部会において、花き生産の省力化技術について協議・検討を行うとともに、産地生産力強化総合対策支援事業を活用し、導入を支援しました。

### 【令和4年度実績】

- ・柳津町：宿根かすみそう  
移植機
- ・昭和村：宿根かすみそう  
パイプハウス、防虫ネット

- ・南会津町：宿根かすみそう、カラー  
移植機、パイプハウス、灌水設備

## オ 肉用牛や酪農における省力技術の導入

牛1頭毎の活動情報を収集・解析するクラウド牛群管理システムの導入を支援しました。

このシステムは、牛に装着したセンサーから、牛の活動の情報を収集・解析し、発情や体調変化などの兆候をスマートフォンで確認することができます。観察等に要する労働時間を削減しながら、最適な飼養管理を行うことにより、労働負担の軽減と生産性の向上が期待されます。



首にセンサーを取り付けた肉用牛

- ・【令和4年度実績】 肉用牛3戸、酪農7戸

## カ 地域ぐるみでの高収益型畜産経営への転換等の推進

畜産農家をはじめ地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組のため、中心的な経営体の機械導入を推進しました。

- ・畜産クラスター協議会設立状況：32 協議会

【令和4年度の事業取組】

- ・11 協議会 43 件

## 5.3 産地の競争力強化

### (1) 認証を活用したPR

#### ア GAPの認知度向上

GAPに対する流通業者や消費者の認知度を高めるため、生産者情報を掲載したポータルサイトの運営、SNSやテレビ等のメディアを活用した情報発信、県内の量販店でのGAPフェア、各種イベントや学校給食でのGAP認証農産物の提供、GAPへの理解を深める冊子の作成等を実施しました。

また、福島県が進める「GAPチャレンジ」に賛同する生産者や小売業者がその農産物や加工品に貼付する統一マークを作成し、セブン-イレブンの商品で活用されるなど、GAPの取組を広くPRしました。



GAP認証農産物を活用した商品開発支援



学校給食でのGAP認証農産物の提供





マルシェの様子



GAPチャレンジを応援する

GAP統一マーク

## イ 有機農産物や特別栽培農産物のPR

県産の有機農産物のさらなる理解促進や消費拡大を図るため、令和4年9月10日にJR郡山駅西口広場にて、『オーガニックふくしまマルシェ 2022』を開催しました。

イベントではオーガニック農産物等の販売や、オーガニックコットンを使用した人形のストラップ作成のワークショップなどのブースが設けられ、延べ1,000人以上の方が会場に訪れました。特に生産者ブースでは、子供連れのお客様も多く大盛況の内容となりました。



会場の様子



生産者ブースの様子

## (2) 「ふくしま」ならではの付加価値化の取組推進

### ア 米どころふくしまの評価を高める取組

県産米のトップブランドとして育成する「福、笑い」の計画的生産と流通販売対策に取り組むとともに、平坦地向けの「天のつぶ」、中山間地域向けの「里山のつぶ」など県オリジナル品種の普及拡大等を通じ、米どころふくしまの評価を更に高める取組を推進しました。

良食味・多収生産に向けて、実証ほの設置や補助事業の活用を推進した結果、県オリジナル品種の作付が前年より増加しました。

#### 【令和4年度実績】

◎県オリジナル米(うるち米)作付割合…約26% (前年23%)

- ・「福、笑い」作付面積…50.5 ha(前年比：199%)
- ・「天のつぶ」作付面積…12,219 ha(前年比：112%)
- ・「里山のつぶ」作付面積…2,302 ha(前年比：99%)

※配付種子量等から算出

## イ 酒造好適米の生産拡大

良質な県産日本酒の生産を支える、高品質かつ均質な「福乃香」等県産酒造好適米の生産拡大を図りました。

「福島県産酒造好適米推進連携会議」の開催や現地実証ほの設置・運営を行い、県産酒造好適米の生産拡大を図った結果、作付面積が増加しました。

### 【令和4年度実績】

◎県オリジナル米(酒米)作付割合…約61% (前年59%)

・「夢の香」作付面積…182 ha(前年比：114%)

・「福乃香」作付面積…37 ha(前年比：142%)

※配付種子量等から算出

## ウ 機能性成分・うまみ成分の見える化と販売促進・PR

県産農産物の機能性成分やうまみ成分の調査・分析による見える化を活用した県産農産物の販売促進・PRを行いました。

えごまやおたねにんじんなどの機能性成分等の高さを活かした地域特産物について、生産拡大への支援とともに消費者向けの利用促進・PRイベント等を実施しました。

### 【令和4年度実績】

・飲食店フェアのメニュー提供数1,024食

(会津地方20店舗861食、福島市・郡山市6店舗163食)

・小売店フェアでの販売数量計481個(会津6店舗、中通り6店舗)

・給食での提供数約8,363食(延べ32校)

機能性成分・うまみ成分の見える化については、「Ⅱ-3-3.2-(1)-イ 見える化技術の開発」に記載のとおり。

## エ ゲノミック評価技術を活用した種雄牛の造成と繁殖雌牛の能力向上

震災以降、本県の肉用牛改良基盤の衰退が見られることから、福島牛の能力と品質をより一層向上させるため、先端技術であるゲノミック評価を活用した種雄牛造成を継続するとともに、和牛改良先進県である鳥取県との種雄牛共同造成を実施し、かつ県内でのゲノミック評価実施体制整備を図りました。

### 【令和4年度実績】

・県内約50頭の基礎雌牛候補牛調査を実施し、体型や推定育種価、ゲノミック評価結果を活用して県内基礎雌牛を20頭選定しました。

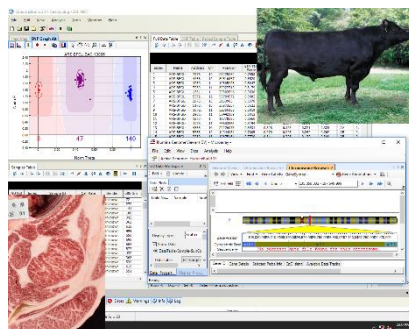
・基礎雌牛から生産された種雄牛候補牛の産子調査を実施し、2頭導入しました。

・鳥取県との種雄牛共同造成用雌牛を、鳥取県中央家畜市場より1頭導入しました。

・県内約600頭の繁殖雌牛から採材を実施し、ゲノミック評価を実施しました。



繁殖雌牛のゲノム解析



ゲノミック評価を活用した肉用牛の改良

## オ 輸出に適応した品質保持技術の開発・実証

輸出相手国のニーズにマッチした鮮度保持技術や輸送技術の開発・実証を確立し、県産農産物の輸出量回復・拡大と輸出再開を図り、風評払拭と産地再生を図りました。

### 【令和4年度実績】

- ・ダリア  
夏季の中国向け輸送の梱包資材を実証。
- ・宿根かすみそう  
輸出前処理による開花調整技術（開花率及び日持ち性向上）を実証。
- ・りんどう・サクラ・ユキヤナギ  
中国向け花き輸出の求評調査を実施。

## (3) 環境と共生する農業の推進

### ア 有機栽培及び特別栽培の推進

「環境と共生する農業」の普及推進に向け、環境にやさしい農業に取り組んでいる生産部会を重点対象とし、エコファーマーと特別栽培の認定誘導を行いました。

エコファーマーの認定については、令和4年度末の認定件数は、6,879件となっています。

令和4年度は、環境保全型農業の取組や地域社会に貢献する農業者団体の活動を奨励する「みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト2022」を初めて実施しました。

上位3団体においては「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会2022」で表彰式を行うなど県内に広くPRを行い、環境保全型農業を推進しました。



「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会2022」表彰式

特別栽培の面積は、原子力災害による米の作付制限等により栽培を取りやめた地域があったことなどから、平成23年以降は減少し、令和4年度の取組面積は2,616haとなっています。平成26年度からは、特別栽培を進めるため、環境保全型農業直接支払交付金の取組を市町村ごとに進めています。

有機農業は、原子力災害の風評による取引停止等の影響を受け、有機栽培に取り組む面積は減少し、令和4年度の取組面積は199haとなっています。有機農業は慣行栽培に比べ、生産性が低く、生産量が不安定であるため、生産性向上等に向けて、県内6か所に有機農業実証ほを設け、有機農業の技術的課題の検証と実証技術の普及を図りました。また、首都圏米穀店を対象とした産地見学会や商談会を実施したほか、食物栄養を専攻する学生や地元小学生等を対象にしたセミナーや現地交流会を開催し、有機農産物の流通消費拡大に努めています。

【エコファーマー作物別認定状況】

(令和5年3月末現在)

項目	穀類	果樹	野菜	花き	合計
計画認定件数 (件)	4,201 (61%)	529 (8%)	1,989 (29%)	160 (2%)	6,879
認定面積 (ha)	9,318 (92%)	323 (3%)	370 (4%)	66 (1%)	10,077

【有機栽培・特別栽培の面積】

項目	H22	H23	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有機栽培 (ha)	282	265	219	193	187	187	185	177	157	180	174	199
特別栽培 (ha)	7,363	3,889	3,927	3,628	2,852	3,421	3,267	3,173	2,725	2,777	2,663	2,616

※有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

※特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む）についての県調査結果による。



産地ツアーの様子  
(会津若松市北会津町)



ふくしまオーガニックフェア  
(東京都内飲食店)

## イ ヒートポンプ等の省エネ設備の導入支援

園芸用施設の暖房に使用する燃油等の価格高騰に伴う経営の影響を緩和し、継続的な生産を維持できるよう施設園芸農家等がヒートポンプ等の燃油使用量削減効果が見込まれる設備や資材の導入経費の一部を施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業により補助しました。

### 【令和4年度実績】

- ・受益農家等：76戸
- ・補助額：96,639千円

## 6 活力と魅力ある農山漁村の創生

### 6.1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

#### (1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信

##### ア 福島県農林水産部 F A 宣言に関する取組

県産農林水産物、農林水産業、生産現場や農林水産部の取組を職員自らが自由な発想で企画、取材し、動画を制作、公開することで、県産農林水産物の魅力や本県の取組を県内外に対して発信しました。

併せて、産地における生産者の努力や長年にわたる創意工夫、県オリジナル品種等に関する動画を作成、公開することで、「福島ならではの」の魅力を県内外に対して発信しました。

また、クックパッドを活用して県産農林水産物を利用した郷土料理やオリジナル料理のレシピを公開することで、県産農林水産物の魅力を県内外に対してわかりやすく発信するとともに、職員自らが生産者に取材し、生産におけるこだわりや生産者ならではの食べ方、産地情報等をクックパッド内のブログに公開しました。

さらに、これらの取組を Twitter、Instagram、Facebook を活用して県内外に発信しました。

#### (2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供

##### ア 地域資源の活用促進

棚田を魅力ある資源として地域振興への活用を図るため、指定棚田地域の指定への働きかけや活動計画認定に向けて支援を行った結果、「所部棚田」（石川町旧山橋村）が指定となり、6地域となりました。

##### ○指定棚田地域

- ・東和の布沢棚田（二本松市旧太田村）
- ・上堰棚田（喜多方市旧相川村・旧早稲谷村）
- ・舘西地区の棚田（郡山市旧片平村・旧河内村）
- ・所部棚田（石川町旧山橋村）【新規】

また、棚田を核とした地域振興のモデル事例を育成するため、5棚田地域の案内看板の設置や6次化商品の開発、先進地への視察研修、広報等の取組を支援しました。

##### ○支援地域

- ・西谷棚田（二本松市）
- ・東和の布沢棚田（二本松市）
- ・にほんぶなの棚田（石川町）
- ・上堰棚田（喜多方市）
- ・こづちやま棚田（喜多方市）

さらに、令和5年2月18～19日に福島県観光物産館において「ふくしまの棚田フェア」を開催し、棚田の魅力のPRや棚田で生産された農産物の販売促進活動を行いました。





「ふくしまの棚田フェア」チラシ



「ふくしまの棚田フェア」の様子

## イ 農業・農村への理解促進

農業・農村に対する理解を深めるため、小学生等を対象に、農地、土地改良施設及び周辺の自然環境等を学びの場として活用した農作業等の体験活動や土地改良施設が農村地域の維持、発展に果たしている役割等を工事現場等の見学を通して学ぶ活動に取り組みました。

- ・「田んぼの学校・畑の学校」実践モデル事業 3校 (81人)
- ・「生きもの調査」事業 7校 (130人)
- ・「ふくしまの農村学びの場」事業 7か所 (98人)



水路に生息する生きもの採取の様子  
(喜多方市)



「ふくしまの農村学びの場」工事現場  
見学会で ICT プルを見学する生徒  
(田村市)

## ウ 花にふれあう活動の支援

県産花きの認知度向上と利用拡大のため、地方ごとに「フラワーネットワーク」を設置し、花き利用施設、生花店、花き農家による相互交流を行うほか、県産花きを使用したイベント開催により、県民等が花と触れ合う活動を展開しました。

### 【令和4年度実績】

各フラワーネットワークで生花店、花き利用施設、生産者による意見交換やほ場視察等が行われました。

- ・花き利用施設（旅館・ホテル）や駅や商業施設、観光施設 46 施設に県産花きを使用



したアレンジメントを展示しました。

- ・郡山市、会津若松市、いわき市の3会場で県産花きを使用したフラワーアレンジメント体験教室を開催し、約70名の参加者に県産花きのPRを行いました。
- ・ふくしまの「花を愛でる文化祭」を開催し、県立高校華道部による花いけパフォーマンスやフラワーアレンジメント体験等を実施しました。

## 6.2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

### (1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、地域ぐるみで取り組む農地保全や農村環境の維持を図る活動を支援しました。

【令和4年度実績】

- ・取組市町村数 56市町村
- ・取組面積 67,526ha



水路の維持管理（福島市）



花の植栽による景観形成活動（塙町）

## 6.3 快適で安全な農山漁村づくり

### (1) 農山漁村の定住環境の整備

#### ア 農業水利施設における転落事故防止等の啓発普及

農業水利施設の転落事故防止に向けたパンフレットやホームページ、ラジオ放送により事故防止のための安全対策について啓発普及を行いました。



安全対策のパンフレット

## (2) 鳥獣被害対策の推進

「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」に基づき、住民が主体的に集落ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防除、有害捕獲を組み合わせた総合的な鳥獣被害対策を推進しています。

### 【令和4年度の取組】

農作物等の被害軽減に向けて、住民が主体となって行う対策を推進するため、農林事務所が中心となり、集落ぐるみの総合的な対策を行うモデル集落を14か所設置し、取組の実証と他地域への普及拡大に取り組んできました。

また、地域の対策を進める上で中心的役割を担う人材を育成するため、市町村職員、農業団体職員等を対象に、専門的な知識や技術研修（侵入防止柵整備や獣種ごとの対策、有害捕獲に関する技能・安全研修）を計4回実施しました。

加えて、市町村の協議会等が取り組む鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策事業やイノシシ等有害捕獲促進事業により、わなや侵入防止柵の設置、イノシシ等の捕獲及びドローン等の新技術活用による対策を支援しました。さらに、地域に密着した効果的な対策を推進するため、専門的な知識を有する鳥獣被害対策市町村専門職員の確保・育成や市町村への配置を支援しました。

旧避難指示区域等においては、営農再開を円滑に進めるため、市町村と連携しながら、地域で課題となっているニホンザル等の生息状況調査や対策技術研修会を開催しました。

また、農作物被害が発生している地区を対象に被害の状況把握を行うとともに、地区の実態に応じた効果的な対応策について市町村に提案しました。



地域で鳥獣害対策を担う人材の育成  
(技術研修の様子)



町村専門職員の確保・育成の取組  
(モデルツアーの様子)

## (3) 災害に強い農山漁村づくり

### ア 流域治水対策

#### (ア) 防災重点農業用ため池の整備

農業用ため池は、多くが明治以前に築造されており、老朽化・劣化が進んでいることに加え、近年の頻発化、激甚化する豪雨等により決壊し、下流域の家屋等への被害発生が懸念されています。

このため、令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「ため池工事特措法」という。）が施行され、防災重点農業用

ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な対策を講ずることとなりました。

ため池工事特措法に基づき、令和3年2月に「防災重点農業用ため池」を指定し、同年3月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。推進計画では、ため池工事特措法対象期間の前半となる令和7年度までに、ため池の劣化状況等を把握するための調査等を行い、防災対策の必要性を確認することとしています。

また、劣化状況評価等の調査結果を踏まえ、令和12年度までに121か所の防災工事に着手することとしており、令和4年度は4か所のため池で防災工事に着手し、累計の着手数は5か所となりました。



湊地区（会津若松市）防災工事施工前

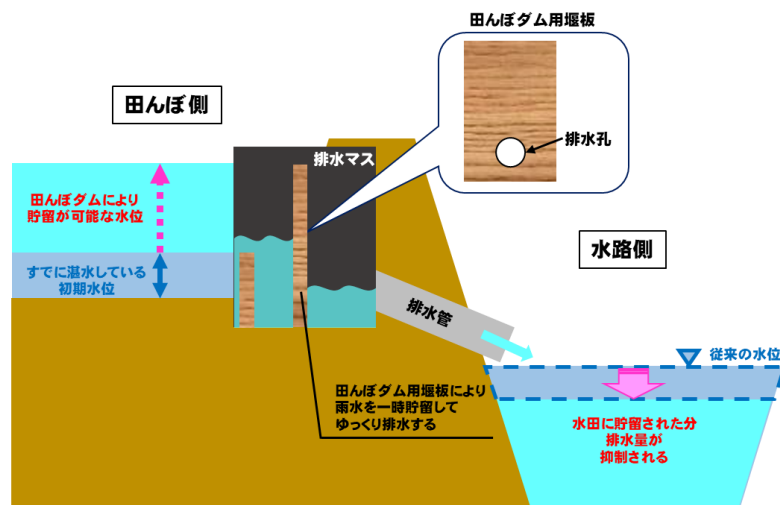


同地区 防災工事施工後

#### （イ） 田んぼダムによる洪水被害の軽減

水田が元来持つ、雨水を一時的に貯留する機能（雨水貯留機能）を活用して、雨水が水路等へ一気に流出することを抑制し、下流での急激な水位上昇を抑えることで洪水被害の軽減を図る取組です。令和4年度時点では8市町村、285.5haの水田で実施されています。

令和4年度は、田んぼダムの推進に向けて、取組の効果を可視化した洪水被害軽減モデル、取組の目的や仕組み、効果、方法、資材選定・設置、支援制度などを分かりやすくまとめた技術マニュアルを作成し、農業者等の理解促進に取り組みました。

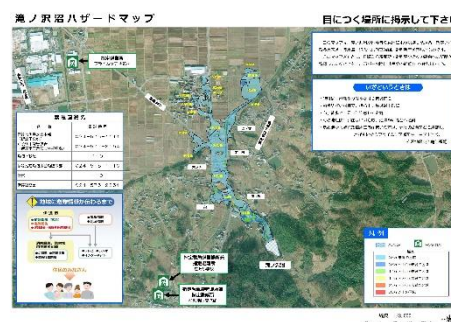


側面から見た「田んぼダム」のしくみ（概略図）

## イ ハザードマップの作成と啓発活動

ため池決壊時のソフト対策として、防災重点農業用ため池が決壊した場合の想定浸水区域を表示したハザードマップを作成し、地域住民に周知することにより、住民の安全確保を図っています。

令和4年度は、4市町の13か所のため池において、ハザードマップを作成・公表しました。



ハザードマップ（イメージ）

## 6.4 地域資源を活用した取組の促進

### (1) 地域産業6次化の促進

#### ア 地域産業6次化の推進プロジェクト

##### (ア) ～担い手の本気～人材の確保と加工技術の発展

##### a ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

6次産業化のビジネスマッチングや相談、専門家派遣など6次化に取り組む農林漁業者等を総合的に支援する「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置し、6次化を通じた農林漁業者等の経営改善を支援しました。

##### (a) サポートセンターの設置

##### (b) 企画推進員（6次化コーディネーター）の配置4名（県北・県中・会津・いわき）

##### (c) 専門家（イノベーター）の登録・派遣

登録イノベーター数 42名、派遣回数 101回

##### (d) 個別相談会、交流会等の開催

##### ・6次化マッチング交流会

講演会：8/31（89名参加）、実践者報告会：1/27（96名参加）

##### ・個別相談会（各農林事務所の地方ネットワーク活動交流会と合同開催）

あいづ：9/21、2/8、県南：9/30、県北：3/1、相双3/9

##### (e) 農林漁業者等の経営改善支援

##### ・地域支援検証委員会の設置・開催 計6回

##### ・重点支援対象者 4者

##### (f) 補助事業の運営

##### ・6次化新商品開発チャレンジ事業（ソフト事業）

補助件数（補助額） 20件（計5,986千円）

##### ・地域産業ビジネスモデル推進事業

補助件数（補助額） 2件（計1,487千円）





6次化マッチング交流会の様子



開発された新商品

## b ふくしま6次化人材育成事業

県産農林水産物の加工販売に意欲のある農林漁業者等を対象に、個人のニーズやレベルに応じた研修会を開催し、異業種進出を支援するとともに、地域の核となる6次化の人材を育成しました。

### (a) 実施時期

令和4年10月～令和5年2月

### (b) 開講内容（卒塾生数計48名）

- ・6次化創業コース（起業・実践コース、全8回、卒塾生29名）  
6次化で起業したい、現在取り組んでいる6次化をもっと発展させたい、と考えている農林漁業者・商工業者向けのコース。
- ・6次化創業支援スタッフコース（地域コーディネーターコース全8回、卒塾生19名）

農林漁業者や商工業者に対して6次化に関する指導やマッチング、支援等を行いたいと考えている方向けのコース。



入塾式



塾生による現地視察



講義風景

## (イ) ～商品化の熱気～地域産業の連携強化と販路拡大

### a 地域産業6次化ステップアップ強化事業

競争力のある新商品の製造に取り組む体制づくりを支援しました。

補助件数（補助額） 10件（計16,574千円）

### b 6次化商品販路拡大事業

福島県の6次化商品の統一ブランド「ふくしま満天堂」を通じた6次化商品の県内外でのテスト販売、大型展示会への出展、商品改良等（延べ43社）の支援などを行

い、売れ続ける6次化商品のブランド化を推進しました。

令和4年度の登録商品数は、前年度より15事業者43商品増えて、116事業者400商品となりました。

また、登録商品の中から、バイヤー等に高評価を得た10商品を「ふくしま満天堂グランプリ2022」において表彰しました。

**(a) 販売店舗の拡充**

新規2店舗を含めた28店舗で販売を実施しました。

**(b) 首都圏等での販売実績**

首都圏で展開しているスーパーマーケットにおいて特設ブースを設けて販売を実施しました。(令和4年4月～令和5年3月 延べ22店舗)

また、コロナ禍による巣ごもり需要への対応として静岡県牛乳宅配業者と連携し、満天堂登録商品の注文販売を実施しました。

**(c) 「ふくしま満天堂グランプリ2022」審査委員会・表彰式**

- ・開催日 令和5年1月23日
- ・場 所 杉妻会館
- ・結 果 グランプリ1点、準グランプリ2点、デザイン賞1点が選出された。



審査委員会



表彰式



受賞商品

**(d) 研修会等の開催**

コロナ禍の販売戦略、商品PR等をテーマに研修会等を開催しました(計3回)。

**(ウ) ～ネットワークの活気～「しごと」と「ひと」、「地域」を結びつけるプラットフォームの形成**

**a ふくしま地域産業6次化ネットワーク**

県内各地方に農林事務所・地方振興局を事務局とするネットワークを組織し、6次化に関する相談対応、研修会、事業者交流会を実施するほか、試作品のブラッシュアップや、新たな商品づくりを支援しました。

**(a) 県北(けんぽく6次化ミーティング) 会員数 323名**

【主な活動内容】売れるフルーツフルシーズン販路創出事業  
ももやりんごの加工品を県北地方の製菓店や飲食店で販売。

**(b) 県中(県中地方・地域産業6次化ネットワーク) 会員数 425名**

【主な活動内容】ふくなかすい一つ及び開発事業者のPR

新たにふくなかすい一つを開発した事業者及びその商品を、県中農林事務所ホームページ等で紹介。

(c) 県南（しらかわ・地域産業6次化ネットワーク）会員数161名

【主な活動内容】しらかわ食・人フェア2022

管内の量販店で6次化商品の販売会を実施。

(d) 会津・南会津（あいづ“まるごと”ネット）会員443名

【主な活動内容】奥あいづ道の駅6次化“いいもの”発見！スタンプラリー

奥会津地域の道の駅で6次化商品を購入するとスタンプをもらえ、2つ集めたら応募できるもの。応募者の中から抽選で特産品詰合せのプレゼントを実施。

(e) 相双（そうそう・6次化ネットワーク）会員数98名

【主な活動内容】そうそう・6次化ラボ

地域の6次化をけん引する人材の育成を行うもの。農業者等を対象に加工実演などを行い、6次化に関わる知識や技術の習得を支援。

(d) いわき（いわき地域産業6次化ネットワーク）会員数274名

【主な活動内容】高校生発！いわきテイクアウトメニュー開発（委託事業）

いわき市内の高校生と飲食店・スーパー5店舗が協同でテイクアウト商品を開発。

b 「チームふくしまプライド。」活動支援事業

生産者と消費者の新たな絆づくりの構築と県産農林水産物の販売、消費拡大につながる取組を支援しました。

(a) 補助事業者：一般社団法人東の食の会

(b) 主な活動内容

生産者と消費者の交流会の開催（計8回）、販路拡大支援としてシェフツアーの開催や商談会への参加、個別販路開拓（福島県産品フェアとのマッチング）、県産農林水産物の情報発信（インフルエンサーによる情報発信）。

(2) 特色ある地域資源の活用促進

ア 地域特産物の産地づくり

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給や食用需要のために2年で収穫する栽培技術の普及、省力機械による大規模（50a以上）に生産できる栽培体系の普及等を推進するとともに、安定した販売が実現できる販路を確保するための取組を行うため、初期生産資材の費用や食用需要喚起を目的とした飲食店や量販店におけるおたねにんじんフェアの開催を支援しました。

(ア) 生産振興事業（整備事業）

薬用作物（おたねにんじん）の生産拡大のため、初期生産資材の導入にかかる経費を補助しました。

・令和4年度実績：673千円（認定農業者1名）



### (イ) 種子確保事業

おたねにんじん種子生産農業者に対して、根の減収見合い分と種子販売額の差額等を補助しました。

・令和4年度実績：600千円（認定農業者1名）

### (ウ) 需要拡大・地域連携事業（食用需要喚起事業）

飲食店や小売店、宿泊施設等と連携した食用需要喚起、マスメディアやSNSを活用したPR活動、学校給食で提供する食育事業等、利用拡大と認知向上のためにかかる経費を補助しました。

#### 【令和4年度実績】

飲食店フェアのメニュー提供数

計1,024食（会津管内20店舗861食、福島市・郡山市6店舗163食）

小売店フェアでの販売数量

計481個（会津地方6店舗、中通り6店舗）

給食での提供数 約8,363食（延べ32校）

## イ 県が開発したブランド畜産物の高品質化

福島県固有の品種である会津地鶏は、昭和62年に県が会津地方で発見し、県農業総合センターが改良を重ね、平成4年度より会津地方を中心に飼育されています。鶏肉は適度に歯ごたえがあり、脂がのってコク・旨味に優れて、鶏特有の臭みも少なく、和風・洋風を問わずどんな料理にも合う鶏肉で、ふくしまイレブンにも選出されるなど、本県を代表するブランド地鶏となっています。

近年、食肉の「おいしさ」が注目され、平成30年度にはアミノ酸や脂肪酸組成等の成分測定を実施し、会津地鶏のムネ肉には抗疲労性成分であるイミダゾールジペプチドが多く含まれていることを明らかにしました。

令和4年度は会津地鶏肉の味を味覚センサーによって数値化し、併せて人による官能評価と比較することで、会津地鶏の「おいしさ」を総合的に検証するため、通常肥育と長期肥育を行った会津地鶏雄モモ肉を用いて、出荷日齢による差を調査しました。

その結果、長期肥育した雄モモ肉は、通常肥育と比較して、歯ごたえが強く、機能性成分であるタウリン含量が多いことがわかりました。引き続き歯ごたえの分析や、調理方法の違いによる成分分析を実施し、おいしさを総合的に検証することで、会津地鶏の消費拡大と生産基盤の安定を図っていきます。



会津地鶏

## ウ 農村活性化をけん引する地域リーダーの確保・育成

農村の活性化をけん引する地域リーダーの育成・確保に向けて、多面的機能支払の活動組織の代表者や市町村職員等を対象に、農村関係人口の活用をテーマとしたセミナー（参加人数 274 名）や、農村関係人口を活用した地域づくりに携わる参加者同士が意見交換を行うワークショップを県内 3 方部（参加者 48 名）で開催しました。



農村地域振興セミナーの様子



ワークショップの様子

## (3) 都市との交流の促進

### ア 農山漁村と都市住民との交流活動推進

農村地域の維持・活性化に関わる地域外人材（農村関係人口）の受入体制強化のため、県内 3 地区（石川町所部、玉川村四辻新田、三春町北成田）でコーディネーターを交えた地域資源の魅力発掘や地域課題の解決に向けた話合いの促進、都市住民とのオンライン交流イベントを実施しました。

また、喜多方市高郷村本村及び只見町布沢で農村関係人口受入実践ツアーを実施し、県内外から 29 名の参加がありました。



地域内対話支援の様子  
（三春町北成田）



オンライン交流イベントの様子



受入実践ツアーの様子  
（只見町布沢・薪運び手伝い）

## (4) 再生可能エネルギーの導入促進

### ア 農業用水を活用した小水力発電の導入支援

本県では福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会を設置し、農業用施設への小水力発電設備の導入を検討している市町村や土地改良区の取組を支援しています。令和 4 年度は、通常総会で基調講演を開催し、農林水産省課長補佐より小水力発電の導入事例や実施可能な事業の紹介等についてお話いただきました。



基調講演

「農業水利施設等を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進について」  
（農林水産省農村振興局整備部地域整備課）

## 7 各地方における取組

### (1) 県北地方

#### ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

##### (ア) 営農再開と復興の加速化

平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された川俣町山木屋地区では、経営耕地面積 375ha のうち、令和 4 年には 63% の 237ha で営農が再開されました。作物別では、水稲 70ha、牧草 72ha、飼料用トウモロコシ 58ha、そば 10.5ha、野菜・花き類 6.5ha、その他 20ha となっています。

水稲においては省力化により担い手不足をカバーするため、鉄コーティング直播の導入・拡大と安定生産に向けた技術支援を行いました。地域の担い手法人（農事組合法人ヒュッテファーム）を中心に水稲、牧草、飼料用トウモロコシの作付面積は拡大しています。

また、水稲の作付拡大に合わせ、補助事業を活用して導入された乾燥調製施設（60ha 規模）が稼動を開始しました。

花きでは、トルコギキョウ、小ギク栽培において、共選場の整備や新規栽培者の確保等の対策により栽培規模はおおむね維持されています。

そばでは、「山木屋在来そば振興組合」に対しそばの特産化に向けた支援を行い、令和 4 年 10 月には「高原の宇宙」として商標登録されています。

山木屋地区の営農再開拡大に向け、平成 26 年度から水田暗渠排水及び付帯する用・排水路整備を一体的に進めており、令和 4 年度までに 128ha が完了しました。

##### (イ) 農林産物の安全性の確保

###### a モニタリング検査の実施

除染や放射性物質の吸収抑制対策を推進するとともに、緊急時環境放射線モニタリング等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。令和 4 年度は、穀類 310 件、野菜 250 件、果樹 105 件、畜産物 315 件、きのこ 90 件、山菜 102 件の検査を行い、基準値以下であることを確認し公表しました。なお、令和 4 年 9 月 15 日に福島市のくさそてつ（こごみ）（栽培もの）について出荷制限が解除されました。

###### b 農林産物の出荷制限解除に向けた取組支援

県北地方の特産品であるあんぼ柿については、加工・出荷再開 10 年目を迎え、管内全域で加工・出荷が可能となっています。令和 4 年度の出荷実績は 1,096 t（前年比 112%）となりました。

産地の回復に向け、製品の安全性を確認しながら、リスクの高い柿樹の伐採や改植等を進め、安全・安心な出荷に取り組んで行くこととしています。

##### 県北地方のあんぼ柿出荷量の推移

年 度	震災前	R 1	R 2	R 3	R 4
出荷量	1,542t	1,091t	1,313t	978t	1,096t

（福島県あんぼ柿産地振興協会）

## イ 農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化

### (ア) 農業担い手の確保・育成

営農意向等の把握に努め、「人・農地プラン」の作成・見直しを支援しながら担い手を明確にするとともに、青年農業者等の確保・育成のため、就農相談窓口を設置し、就農計画作成支援等を行いました。令和4年度調査における新規就農者数は96名と、県内の29%を占めています。

また、令和4年度末における認定農業者数は1,581経営体となっています。

### (イ) 持続的な農業生産基盤の確保

農業・農村の基盤を支え、地域の防災・減災の役割を担う土地改良施設においては、施設の老朽化に伴う事故や機能低下を未然に防止するとともに、長寿命化を図るため、令和4年度は基幹的水利施設等4地区において、県営事業により補修・更新を行いました。

## ウ 安全で魅力的な農林産物の安定供給と販売促進

### (ア) 園芸産地の生産力の強化

県北地方の農業産出額587億円(令和3年)は、県産出額の約31%を占め、そのうち園芸品目が352億円と、県の園芸品目全体の44%を占めています。

産地生産力の一層の強化を図るため、施設化を推進しており、令和4年度は国の事業を活用して伊達及び安達地域にキュウリのパイプハウス(210a)が導入されたほか、安達地域のキュウリ共選場では、選果設備を増設しました。

一方、令和4年4月の降霜、5、6月の降ひょうにより、県北地方では果樹を中心に大きな被害が発生し、延べ523haで約7.1億円の被害額となりました。このため、JA等と連携した技術対策を徹底するとともに、樹勢維持・回復のための農薬・肥料や再生産のための種苗購入や追加の管理作業への掛かり増し作業に対する支援を行い、農業とブランド力の維持、農業経営の安定化を図りました。

### (イ) 輸出を含む農林産物の販路拡大

#### a 認証GAPの取得支援

農業経営の改善や販路を拡大するため販売品の安全・安心の指標である認証GAPの取得を進めており、関係機関・団体等が連携して第三者認証GAPの普及・定着を図る取組が進められています。令和4年度末における県北地方の認証GAPの取得件数は、76件(前年比3件増)となっています。

(GLOBALGAP: 4件、ASIAGAP: 3件、JGAP: 39件、FGAP: 30件)

#### b 農林産物のおいしさや品質の良さの積極的なPR

本県の旬な果物やお米などの販売促進と消費拡大を図るため、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを実施し、レシピ企画による動画を制作・配信するとともに、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業により、県北管内の民間団体41団体が県内外において実施するイベントスペースでのPRや販売等を支援しました。



## エ 豊かな農山村の形成と活性化

### (ア) 農業・農村への理解促進

コロナ禍で宿泊者が減少している農家民宿の受入能力向上を図るため、首都圏の大学生等を対象とした農家民宿モニターツアーを開催し（参加者 14 名）、農業体験や意見交換会等を実施し、年間を通じた体験メニューの検討につながりました。

また、「ふくしまの棚田」活性化モデル育成事業により、2 団体の交流活動や棚田の保全活動等の取組を支援しました。

### (イ) 地域の活性化及び生産者の所得向上

6 次化サポートセンターと共催で、地域産業 6 次化ネットワーク組織「けんぽく 6 次化ミーティング」（会員数 323 名）会員を対象に交流会を開催し、「効果的な PR と販売方法」の視点から講演や個別相談会を実施しました。

### ●ふくしまフル活キャンペーンによる県産果物 6 次化商品の PR

令和 4 年 10 月 25 日（火）～令和 5 年 2 月 24 日（金）まで、ふくしまのフルーツを、フルシーズン、フルに味わおう！「ふくしまフル活スタンプラリー」を開催しました。キャンペーンは、県産くだものの魅力を知っていただくため、県北地方の製菓店や飲食店等の協力を得て、本県産果実を加工・調理することによって、生果が提供できるシーズン以外でも、多くの方においしい果物を提供し、召し上がっていただく機会を創出することを目的に実施しました。

第 1 弾は、10 月 25 日（火）～12 月 24 日（土）まで、ももとぶどうを使ったメニューを各品目 5 店舗の計 10 店舗で提供しました。第 2 弾は、令和 4 年 12 月 25 日（日）～令和 5 年 2 月 24 日（金）まで、あんぼ柿といちごを使った料理を別な 10 店舗で提供しました。スタンプラリーの参加者からは「素材そのものを味わうのもいいが、調理したものもとてもおいしかった。」などの声があるなど、大好評でした。



第 1 弾ちらし（もも・ぶどう）

第 2 弾ちらし（あんぼ柿、いちご）

### ●新規就農者確保・育成の取組

県北地方の新規就農者数は年々増加傾向にあり、令和 4 年度は 96 人となりました。

新規就農者確保等における関係機関との連携をさらに強化するため、新たに「県北地方新規就農者等確保・育成連携会議」を令和 4 年 6 月 30 日に設置して現状と課題を共有するとともに、同連携会議において重点的に取り組むこととした、地域おこし協力隊

を活用した「県北型移住就農モデル」を推進するセミナーを開催しました。

また、市町村・J A・県等の関係機関の担当者が一堂に会して就農希望者に対応する合同相談会を随時開催し、品目の選定、農地の確保、国庫事業の活用等について支援したほか、関係機関と連携し、就農希望者と研修受入農家とのマッチングを支援し、令和4年度は7人（果樹2人、野菜4人、花き1人）が研修を行いました。

さらに、就農後のイメージの明確化と就農に必要な知識の習得を支援するため、就農希望者を対象とした研修会を全4回（先輩農家訪問、共同利用施設見学、農作業安全講習会、肥料・農薬研修会、農業経営セミナー）実施し、延べ65名が参加しました。



福島・川俣地域合同相談会



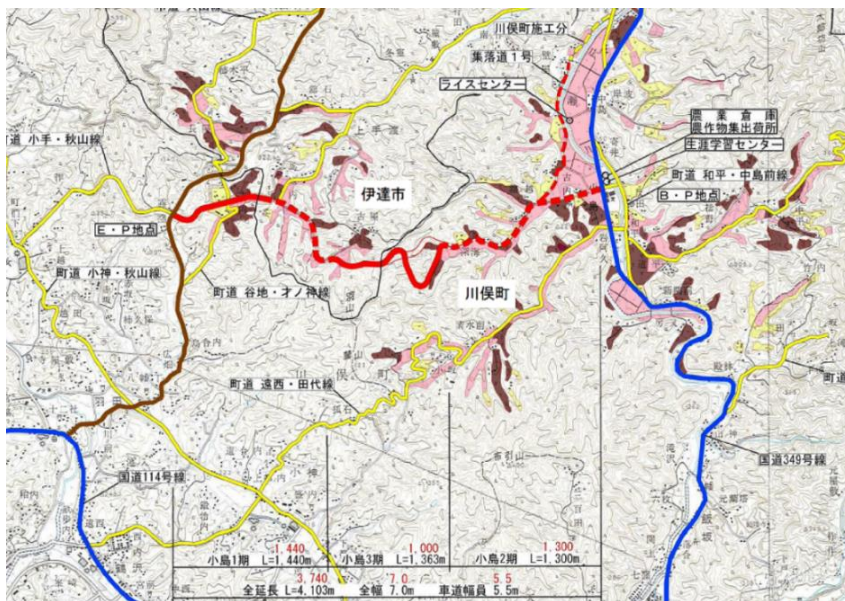
新規就農希望者向け研修（農作業安全講習会）

### ●一般農道（小島3期地区）の開通

小島地区の農道工事が完了し、令和5年3月31日に県道月舘・川俣線（川俣町大字秋山地内）から国道349号（川俣町大字小島地内）の全線4,103mが開通しました。

この度、竣工を迎えたのは平成24年度より工事を進めてきた小島3期地区（延長1,363m）で、平成8年度に三分割で採択された工区の中央部にあたり、最後の施工区間になります。

全幅員7.0mのアスファルト道路で全線が結ばれたことで、農産物及び農業資材流通の合理化と土地利用の高度化、荷痛み防止効果による農産物の品質向上と農業経営の安定化が期待されます。



一般農道 小島地区 位置図





上空から一般農道 小島3期地区を川俣町側から望む

### ●県オリジナル品種「ふくふくしめじ」の生産・販売支援の取組

管内における県オリジナル品種「ふくふくしめじ」の生産の安定と単位収量増加のため、管内の生産者3名に加えて、菌床を製造するきのこ振興センター、種菌の試験を行っている福島県林業研究センターを参集して意見交換会を開催しました。第1回意見交換会は栽培着手前の令和4年8月に開催し、各生産者のこれまでの知見や工夫の共有、及びきのこ振興センターへ菌床供給を2分割するよう協力依頼を行いました。生産終了後の令和5年1月に開催した第2回意見交換会では、3名全ての生産者が収益が得られるとされる1菌床あたり100g以上の収穫を達成できたことや、収穫期間が昨年度の約1週間から3週間以上に伸びたことが報告されました。

また、第1回意見交換会で生産者から、販売促進に向けた「ふくふくしめじ」の周知PRの実施について要望があったことから、各生産者の協力を得ながら2本の動画を制作し、農林水産部のYouTubeチャンネル「1400のネタばらし」で公開しました。



第1回意見交換会 (R4. 8. 31)



「ふくふくしめじ」周知の動画 (R4. 11. 4 公開)

### ●あんぼ柿の加工自粛解除に向けた取組

伊達地方の特産品であるあんぼ柿は、震災以降、県による加工自粛要請が継続していることから、福島県あんぼ柿産地振興協会の管理のもと、毎年全量非破壊検査(以下「全



量検査」という。)を行うことで安全なあんぽ柿の出荷を実現しています。

一方で震災後 12 年が経過し、全量検査でスクリーニングレベル超過（以下「S L 超過」という。）となるあんぽ柿が大幅に減少していることを受け、加工自粛解除に向けた取組が始まっています。

まずは加工自粛の解除の最大の障害となっているリスクの高い柿樹の特定と伐採・改植に取り組んでおり、福島県農業総合センターが開発した、6 月～7 月期の柿の葉に含まれる放射性セシウム濃度の検査（以下「葉の詳細調査」という。）をすることで収穫時の柿果実中の放射性セシウム濃度を推定する技術を活用し、令和 4 年度に震災後出荷実績の無い園地および全量検査で複数 S L 超過した園地の柿樹約 4,600 本を対象に葉の詳細調査を実施しました。その結果、リスクの高い柿樹 79 本が特定され、伐採・改植に誘導しています。

今もまだ、伐採に同意しない所有者の柿樹や葉の詳細調査に同意しない所有者の柿樹が 440 本残されており、さらに令和 4 年度的全量検査で S L 超過した園地の柿樹と併せた、約 700 本については、令和 5 年度に葉の詳細調査を実施し、さらなるリスク樹の解消に取り組むこととしています。



6～7月の葉のサンプリング調査の様子



リスク樹の伐採

## (2) 県中地方

### ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

#### (ア) 営農再開と復興の加速化

田村市都路町など旧避難指示区域等においては、放射性物質の吸収抑制対策の実施をはじめ、稲WC S 生産組織による地域の水田管理、鳥獣被害対策、公共牧場の草地の機能・生産性の回復などの取組を推進するとともに、米の生産の核となるライスセンターや地域への新しい導入品目であるサツマイモの貯蔵施設整備等を支援し、令和 4 年度の営農再開面積は合計 533ha（震災前(H22)の 59.7%）まで回復しました。

#### (イ) ほ場の大区画化

避難指示区域の復興・再生の加速化に向け、農地の大区画化・汎用化の整備と併せて担い手への農地集積・集約化を図るため、田村市においては福島再生加速化交付金を活用し、7 地区（約 200ha）のほ場整備を進めています。

### ●公共牧場の草地の機能・生産性の回復

田村市においては、令和3年度から令和5年度にかけて公共牧場の再生作業を行っています。荒廃した採草地の灌木除去、除草、抜根、砕石作業等から始め、反転耕起による放射線量の低減、塩化カリ散布による吸収抑制対策、牧草播種を行い、令和4年度までに約14haの採草地の機能を回復しました。



ストーンクラッシャーによる砕石作業



再生作業の進む公共牧場

### ●地見城地区施工後のほ場

「農業法人都路イースト」が中心経営体として、原子力災害からの復興の加速化のため、ほ場整備事業を実施することにより大区画化・汎用化を図り、農地中間管理事業の活用による集積・集約化を行うことで、効率的かつ生産性の高い農地への再生を図りました。



ほ場整備：地見城地区

## イ 農林業の担い手の確保・育成と生産基盤の整備

### (ア) 担い手の育成・確保

意欲ある農業者である認定農業者への誘導や、カウンセリングを通じた認定農業者を再認定する取組の推進などにより地域の担い手を育成し、令和4年度末における管内認定農業者は1,668件となりました。

なお、次代の農業を担う新規就農者を確保・育成するため、新たに配置された就農コーディネーターと連携しながら、就農希望者への相談対応や就農相談会の開催、経営開始資金等各種施策活用に向けた計画づくり、技術支援などを行い、新たに59名が就農しました。

また、持続的な地域農業の生産体制の確立を図るため、未来の設計図となる「人・農地プラン」の作成を支援し、新たに16地区で「人・農地プラン」が作成されました。

## ●就農相談会「ふくしま農業人フェア in 郡山×ふくしま・ど・真ん中就農促進フェア」

令和4年11月20日（日）、郡山市のビッグパレットふくしまで、県中地方就農相談会を開催しました。

自営での就農を目指す方や法人での雇用を希望する方など、農業に関心がある方 133 名が来場しました。会場には先輩農業者を交えて相談対応を行う市町村や法人などの 25 ブースが設置され、参加者は、自営就農のために必要な技術習得の進め方や、農業法人が営む経営の特徴、雇用条件などの説明に耳を傾け、就農に向けた理解を深めました。



就農相談会場の様子

## ウ 産地体制の強化と農林水産物の魅力向上・発信による需要の創出

### （ア）農産物の安全性の確保

モニタリング検査については、玄米222点、穀類(玄米除く)34点、野菜271点、果実78点、飼料作物167点を実施し、飼料作物1点が暫定許容値超過となったものの、その他の作物の基準値超過はありませんでした。田村市産米については全量全袋検査を行い、約20万袋全てが検出下限値未満の結果となりました。

また、安全と品質の太鼓判である認証GAPの取得に取り組む生産者を支援し、新たに8経営体が認証を取得し、令和4年度末時点の累計で58件となりました。

### （イ）生産の拡大・産地体制の強化

水田農業については、県オリジナル米「福、笑い」をはじめとする産地ブランド確立の取組を支援するとともに、飼料用米等の作付拡大や大豆の安定生産等、水田の収益力強化に向けた取組を推進しました。

園芸品目については、「福島県園芸振興プロジェクト」に関係団体等と連携して取り組み、きゅうり、トマト、いちご等の施設や先端技術の導入促進をはじめ、就農後間もない新規就農者等の生産安定と技術力向上など園芸産地の生産基盤強化や高品質化を推進しました。

畜産については、水稻生産者等と連携した稲WCSの生産を始め、ICTの活用など効率的な飼養管理に資する技術の導入、AI肉質評価システムを活用した肥育管理技術の改善を支援しました。

### （ウ）農林水産物の魅力向上・発信

県産農林水産物の消費拡大と直売所の利用促進を図るため、管内の常設農産物直売所（21店舗）で一定金額以上の購入者を対象に、抽選で県中地域の農産物や6次化商品等の詰め合わせをプレゼントするキャンペーンを実施し、販売促進等に寄与しました。



## ●ひょう害とその対応

令和4年6月2日と3日に、郡山市、須賀川市、鏡石町、石川町、平田村、浅川町、三春町、小野町で降ひょうがあり、果樹（日本なし、りんごなど）や野菜（きゅうりなど）、葉たばこ等に大きな被害が生じ、被害面積は269ha、被害金額は約5億9千万円に及びました。

県では、被害を受けた農業者が営農継続できるよう、農業等災害対策事業により農薬、肥料、種苗購入への支援を行うとともに、果樹ひょう害対策緊急支援事業により、追加管理作業に係る経費への支援を行いました。また、傷ついた果実の販売を促進するため、出荷団体において新たな出荷規格が創設されました。



令和4年6月6日撮影 日本なし（幸水）



令和4年7月25日撮影 日本なし（幸水）

## ●先端技術の現場への社会実装

### ～ミスト冷房による高温対策の実証～（ICT活用園芸産地革新モデル確立事業）

きゅうりの雨よけ栽培において、春先から夏期にかけての高温は、草勢低下や収量低下の懸念があるだけでなく、過酷な労働環境での生産者の作業効率低下が課題となっています。そこで、須賀川市内の2か所の雨よけ栽培ほ場において、比較的安価なミスト発生装置を設置する実証ほを設け、その効果を確認しました。その結果、ハウス内の温度・飽差※が低下し、乾燥状態の改善が確認され、葉焼け、芯焼けの抑制に効果が見られました。また、生産者から作業時の体感温度も低下し、楽に作業ができるようになったとの感想も得られました。今後は、実証結果を踏まえ、現地への導入を推進していきます。

※飽差・・・飽和水蒸気量から絶対湿度を引いた差。

空気中にとどれくらいの水蒸気が入る  
余地があるかを示す指標。

- ・ 飽差が高い＝空気中の水蒸気量が少ない
- ・ 飽差が低い＝空気中の水蒸気量が多い



簡易ミスト設置状況

（通路上のハウス天井骨材に設置）

## ●地元農産物の魅力発信

郡山市と田村市の直売所等において、6月のひょう害にあった規格外の郡山市産の「日本なし」の販売促進活動を実施しました。また、管内のイベントや「福大農場フェスタ」に参加し、来場した子どもを主な対象として地産地消や県産農林水産物のおいしさや魅力をPRしました。



地元農産物の販売促進活動



地産地消等のPR活動

## エ 豊かで活力ある農山村の形成

### (ア) 豊かな農山村の形成

中山間地域等の食料供給や県土保全、水源かん養などの多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した農業生産活動の維持や集落ぐるみでの農地等の保全活動の支援を行いました。

また、高止まりする農作物の鳥獣被害の防止に向け、地域ぐるみで総合的な対策に取り組むモデルとなる集落を設置し、その成果をとりまとめ普及・啓発を図りました。

### (イ) 農村地域の防災・減災対策

国土強靱化や流域治水への取組は喫緊の課題であり、ため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災減災対策を効率的かつ一体的に推進する必要があるため、管内の防災重点農業用ため池 291 か所について、令和 4 年度までに劣化状況・豪雨耐性調査を 285 か所で実施しました。

### (ウ) 販売促進等に関する取組

6 次化に関わる事業者の所得向上と地域活性化を促進するため、農林水産業者（生産者）目線では見えにくい別目線での売れる商品づくりのコツを知ることがを目的に、6 次化で成功するために必要なマーケティングの視点や販促ツールを制作する上で必要な視点について講演会を開催し、事業者の育成を図りました。

## ● 田村市ほりこし創生会 優良活動表彰

「一般社団法人ほりこし創生会（田村市）」は、公益法人や営農法人と協働し、農村地域の課題解決に取り組む体制を構築していることや、行政やJAとも連携し、今後の農村地域の先進的な取組として期待されることから、令和 4 年度福島県多面的機能支払推進協議会優良活動組織として、優秀賞（福島民友新聞社賞）を受賞しました。



多面的機能支払交付金活動内容

## ● 棚田地域の持続的発展

棚田を核とした地域振興を図ることを目的に、振興活動組織の育成や活動体制の整備に取り組みました。地域の方に棚田の魅力や地域資源としての価値を認識してもらい、地域活動を促進するため、先進地視察及び意見交換を行った結果、棚田を核とした都市との交流等の取組に発展しました。



先進地視察及び意見交換会



新たな指定棚田（石川町所部地区）

### (3) 県南地方

#### ア 多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化

##### (ア) 担い手の確保及び育成

高度な生産技術や優れた経営感覚を有する認定農業者及び新規就農者を確保・育成するため、相談活動やカウンセリングによる支援を行いました。また、農業次世代人材投資事業を活用し、7市町村32名に対して資金を交付することで若い世代の就農を促し、認定新規就農者を新たに7名確保することができました。

##### (イ) 多様な担い手組織等への支援

関係機関と連携し、大規模経営体の育成や農業法人の確保・育成に取り組み、加えて、青年農業者組織における農業生産向上に向けた生産環境モニタリング装置の設置及び実証に向けた支援を行いました。その結果、新規農業法人と大規模経営体が増加し、更に青年農業者組織の生産技術向上やスマート農業に向けた取組を進めることができました。

##### (ウ) 担い手への農地の集積

担い手への農地の集積・集約を図るため、実質化した人・農地プランの作成及び実践を支援しました。令和4年度は、実質化された人・農地プランが新たに29件作成されるとともに、地域内における中心的な担い手への農地集積が図られました。

##### (エ) 農地の大区画化による経営基盤の強化

農地の大区画化を推進し、担い手への農地の集積・集約化による経営基盤の強化を図るため、事業実施に向けた調査を3地区で実施しました。

## イ 安全で質の高い農林産物の供給

### (ア) 緊急時環境放射線モニタリング

緊急時環境放射線モニタリング検査を、園芸作物 269 点、米 102 点、山菜・きのこ類 128 点など併せて 914 点実施し、全てにおいて基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。

### (イ) 放射性物質の吸収抑制対策

土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、福島県営農再開支援事業を活用し、水稻（西郷村）、大豆（白河市）を対象にカリ資材の施用を支援しました。

### (ウ) 第三者認証 G A P 等取得支援

G A P 認証の取得を推進するため、事務所内に設置した G A P 推進プロジェクトチームで推進対象者リストを作成し、個別担当制による継続的な支援を行いました。令和 4 年度末の県南地方の第三者認証 G A P 等の認証件数は累計で 64 件となりました。

### (エ) 売れる米作りの推進

水田農業については、県オリジナル品種「天のつぶ」及び「里山のつぶ」の作付けを推進するとともに、水田を活用した大豆、飼料用米や W C S 用稲等の多様な米作りの取組を進めました。また、県オリジナル米「福、笑い」が管内の農業者 12（農業短期大学校含む）経営体で作付けされました。

### (オ) 園芸作物の安定生産

「福島県園芸振興プロジェクト」に基づき、園芸産地の育成のため、トマト、きゅうり、さやいんげん、もも、日本なし、ぶどうにおいて、一層の省力化や品質向上に必要な技術導入と長期安定出荷体制の整備を図りました。また、巡回指導や関係機関と連携した作付け推進活動を行い、きゅうり、日本なしで新たな栽培者を確保しました。

### (カ) 畜産の収益性向上

畜産振興では、優良な肉用繁殖牛の導入を支援したほか、耕畜連携による飼料作物生産の推進、畜産農家の飼養管理技術向上等に取り組みました。

### (キ) 農林産物の販売拡大

「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を活用し、県南管内の 9 民間団体、1 J A に対して県内外で実施する販売活動等を支援し、農林水産物や加工品の販路拡大を図りました。

### (ク) 地産地消の推進

地産地消を推進するため、農産物直売所等において地域の農林水産物の特色を活かした消費拡大キャンペーン（直売所スタンプラリー、県南産米の配布等）や県内量販店での 6 次化商品販売会を実施しました。

### (ケ) 持続性の高い農業の推進

環境と共生する農業の推進を図るため、有機農産物の生産拡大や技術の改善、堆肥を活用した耕畜連携の整備等を支援しました。



## ウ 活力と魅力ある農山村の形成

### (ア) 農村環境の維持保全

中山間地域等直接支払事業を活用して、生産条件が不利な農地において農業生産活動を行う農業者を支援し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図りました。また、多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域ぐるみの共同活動を支援しました。

### (イ) 農業用ダムやため池などの防災・減災対策

源流の里にふさわしい農村環境を維持するため、老朽化した農業集落排水施設について施設の更新整備を7か所で進めました。また、老朽化や機能低下しているため池や水路等の農業用施設の補強・整備を11か所で行い、防災対策を進めました。

### (ウ) 地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の推進

農作物の有害鳥獣被害を防止するため、モデル集落を設置し、勉強会・検討会を実施して地域ぐるみによる総合的な被害防止対策を推進しました。

### (エ) 地域産業6次化の推進

地域の農産物を活用した地域産業6次化の推進に向け、事業者からの相談への対応や6次化商品開発の支援や販路拡大に向けた販売会を実施しました。

### (オ) 都市住民との交流拡大推進、農業体験による農山村地域の活性化

しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会において、会議を開催して関係者間の連携を強化するとともに、チラシ等を配布しPR活動を行いました。また、地域を担う子供たちに農業・農村の大切さ等を伝えるため、管内の小学校において「畑の学校」等を実施し、児童が農作業を体験しました。

## ● 水稻におけるスマート農業の推進について

令和3年度から「スマート農業社会実装事業」により可変施肥田植機による収量及び品質の向上（実証ほ：泉崎村）の実証に取り組んでいます。

令和4年度は、収量確保を目的に設定施肥量を増加させて試験を行った結果、慣行区より30kg/10a収量は減少しましたが、設定施肥量に対する実際の施肥量が20%削減されたほか、食味値が82と慣行の71を上回り、有用性が確認されました。

令和5年度は、肥料の削減効果や食味等の向上、耐倒伏性などのトータルコストを明らかにし、可変施肥田植機の導入メリットについて理解促進を図ってまいります。



可変施肥田植機による田植

(令和4年5月23日)

## ●園芸におけるスマート農業の推進について

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）東北農業研究センターが開発した生産環境モニタリング装置（通い農業支援システム）を導入した青年農業者組織（果樹等若手生産者5名）を対象に農研機構の職員による検討会を行い、測定したデータを活用して降霜被害を免れた事例（防霜ファン稼働温度の設定、燃焼資材の点火作業タイミングの判断）を共有するなど導入効果を確認しました。

また、県南地方新規就農者交流会に参加した農業者17名に対し、青年農業者組織会員（果樹等若手生産者）が生産環境モニタリング装置の導入を薦めた結果、4名の導入希望者を確保することができました。



導入効果検討会  
(令和4年12月16日)



新規就農者交流会  
(令和5年1月19日)

## ●しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会による「農業体験」を支援

令和4年5月6日、国立那須甲子少年自然の家を利用する小中学校35校に対し、しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会による農業体験プログラムなどの受入体制を説明したほか、5月25日に白河市で東京都墨田区隅田小学校5年生75名の田植え体験、9月28日に同市で東京都墨田区立花吾嬬の森小学校5年生72名の稲刈体験の受入を支援しました。

震災後に減少した都市・農村の交流人口は近年回復基調にありましたが、新型コロナウイルスの影響により低迷しています。今後も協議会員と連携し、首都圏と隣接した立地と地域資源を活かした都市住民との交流等の促進に向けた活動を進めてまいります。



小中学校への農業体験受入説明  
(令和4年5月6日)



稲刈体験  
(令和4年9月28日)

#### (4) 会津地方

##### ア 地域をリードする担い手の確保・育成と生産基盤の強化

###### (ア) 多様な担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営に取り組む認定農業者を確保・育成するため、市町村等と連携し、既認定者のフォローアップや新たな候補者の掘り起こしに取り組み、新たに40経営体が認定を受け、管内の認定農業者数は1,678経営体となりました。

また、将来の地域農業を支える新たな担い手の確保・育成を図るため、県就農支援センター、市町村等と連携し、新規就農者の掘り起こしや就農相談の実施、各種支援事業の紹介を推進し、64人の新規就農者を確保することができました。併せて、研修受入農家の確保を推進し、新たに7戸が認定を受け、管内の受入農家は24戸となりました。

###### (イ) 生産基盤の確保・整備

大型機械の導入による省力化や、高収益作物の導入による競争力強化を図るため、会津美里町の梁田地区外1地区で農地中間管理機構関連農地整備事業を実施しました。

また、農業生産の基礎となる農業用水の確保と安定供給などを図るため、会津若松市の吉ヶ平1期地区でかんがい排水事業を、基幹的な農業水利施設の老朽化対策のため喜多方市の会津北部地区外5地区で県営水利施設長寿命化対策事業等を実施しました。

##### イ 収益性が高く競争力のある産地づくり

###### (ア) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

会津身不知柿の輸出促進を図るため、生産量の確保と品質の向上に取り組むとともに、会津みしらず柿販路拡大促進協議会による輸出国との交流フェスティバルの開催を支援し、タイ、マレーシアへ656.3kgが輸出されました。

また、奥会津地域の食や自然、風景などの地域資源をPRするため、福島市内及びいわき市内の大型量販店において、奥会津の農林産物及び加工品などを販売する「奥会津物産フェア」を4日間開催し、15事業者が156商品の対面販売を行い、6次化商品の販路拡大を図りました。

加えて、県産農林水産物の販売促進を図るため、管内の量販店や宿泊施設と連携し、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを5回実施しました。

キャンペーンでは、各種イベント会場等での県産農林水産物等へのアンケート調査を実施しました。アンケートに御協力いただいた方へ6次化商品のプレゼントを行うとともに、宿泊施設における県オリジナル米「福、笑い」やGAP認証農産物の提供により、県産農林水産物の安全性や魅力をPRしました。

さらに、県産農産物の安全性確認に向けて、米265検体、米以外の農産物606検体、飼料作物72検体のモニタリング検査を実施しました。

## (イ) 戦略的な生産活動の展開

県オリジナル米品種の作付拡大を図るため、栽培指導や実証ほの設置を行い、令和3年度との比較で、「天のつぶ」では468ha増加し1,897haとなり、「里山のつぶ」では16ha増加し1,117haとなりました。また、県オリジナル米「福、笑い」について、令和4年度は7つの栽培研究会で取り組み、栽培面積は17.5haになりました。

また、磐梯町及び喜多方市において、水稻を対象品目としたグリーンな栽培体系への転換サポートに取り組み、環境にやさしい農業技術と省力化に資する先端技術を組み合わせた現地実証と栽培マニュアルの作成を行い、有機栽培面積の拡大を目指した結果、有機JAS認証を受けた栽培面積は、水稻で68ha、野菜で24haとなりました。

令和3年度にスタートした「福島県園芸振興プロジェクト」においては、品目毎の地方別計画を策定し、関係機関・団体と連携して、もも、ぶどう、アスパラガス、きゅうり、トマト・ミニトマト、さやいんげん、宿根かすみそう、トルコギキョウ、りんどうの産地強化に取り組みました。

防除作業の省力化と生産性の向上のため、福島県スマート農業等推進方針に基づき、大規模稲作経営体にスマート農機の導入を推進し、35経営体がドローンによる効率的な病害虫防除、直播を実施しました。

また、担い手の規模拡大や労働生産性の向上を目指し、ドローン活用による水稻湛水直播栽培や水稻育苗ハウスを利用したぶどうの栽培、ミスト冷房等を活用した夏秋トマトの栽培、きゅうりハウスの環境測定装置を活用した栽培の現地実証やセミナーを開催し、スマート農業技術の普及拡大を図りました。

加えて、安全で高品質な県産農産物の生産と風評払拭に向け、第三者認証GAP等の取得拡大を図るため、グループワーク等の工夫を凝らした研修会の開催や個別の取り組み進度に合わせたきめ細かな支援を行い、前年より16件増の114件が認証を取得しました。併せて消費者を対象としたイベント等でPR活動を行い、GAPの理解促進を図りました。

## ウ 資源を守りいかす、活力ある農山村の形成

### (ア) 活力と魅力ある農山漁村の創生

災害の未然防止や老朽施設の機能回復のため、会津美里町の大窪地区外1地区でため池等整備事業等を、西会津町外の地すべり防止区域で県管理施設維持管理事業をそれぞれ実施しました。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、396組織（対象面積20,335ha）に対し、農地や農業用水の保全管理など地域が共同で行う活動を支援しました。

昭和村の特産である宿根カスミソウの集出荷貯蔵施設「雪室」の機能強化により、市場までの完全な低温流通体制が確立されました。これにより鮮度面での品質が大きく向上したことで、市場からの評価がさらに高まりブランド力強化が図られました。その結果、JA会津よつばかすみ草部会の販売額は6億円を超え過去最高となりました。



また、地域特産物であるおたねにんじんの生産振興に向けて、生産拡大に必要な資機材の導入支援、地元産種子確保の体制整備、栽培研修会の開催等の取組を行い、栽培面積は4.14ha、生産者数は16戸となりました。

#### (イ) 令和4年8月の豪雨災害からの復旧への取組

令和4年8月3日から4日にかけての会津地方北部を中心とした豪雨により、農地への土砂流入や法面の崩壊、山腹水路の損壊等、局所的に集中して被害が発生し、会津管内の被害は8市町村で、農作物111ha、農業用施設494か所など被害額合計36億2千3百万円となりました。

被害状況を調査するとともに、復旧に向けた技術的な助言などの支援や、初動対応や資料作成のための技術職員を派遣する等の人的支援（延べ301名）を行いました。

### ●「グリーンな栽培体系への転換サポート」の取組について

※グリーンな栽培体系：それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術」を取り入れた栽培体系。

#### ・磐梯町における取組

磐梯町および磐梯町農産物ブランド化推進会議が連携し、「みどりの食料システム戦略推進交付金」の一つである「グリーンな栽培体系への転換サポート」事業に取り組みました。磐梯町においては、これまでの有機・特別栽培の取組に加え、「環境にやさしい栽培技術」として秋耕の実施、「省力化に資する先端技術」として自動水管理システム及びリモコン草刈機を取り上げ、検証しました。

秋耕については、稲わらの土中堆肥化により地球温暖化の原因であるメタンの発生を抑制する効果が期待できます。今回はより効率的な秋耕を実施するため、スガノ農機株式会社製「スタブルカルチ」を検証したところ、一般のロータリー耕に比較して2倍以上のスピードで作業ができました。自動水管理システムについては、株式会社farmo社製「水田ファーモ」を活用することで、水管理作業にかかる時間が慣行と比較して12～70%削減できました。リモコン草刈機は、最大傾斜45度の斜面にも対応している株式会社アテックス社製「神刈」を検証に使用しました。刈払機を使用した場合と比較して、作業時間を50%程度削減できました。

これらの検証結果を踏まえて策定した、磐梯町版グリーンな栽培体系マニュアル、産地戦略を活用し、町内に広く普及推進を図っていくこととしています。

#### ・会津坂下町における取組

会津坂下町、会津坂下町認定農業者会、JA会津よつばが連携し、環境負荷軽減の取組である中干し延長と、3つの直播技術（①ドローン直播、②代かき同時浅層土中播種、③乾田直播）を組み合わせた「グリーンな栽培体系」の実証ほを設置し、作業



秋耕の様子

実演会や現地勉強会を開催して取組をPRしました。

また、令和4年12月15日に直播実績検討会を開催して、実証ほの成績報告と各技術の課題や対策について生産者や関係機関と意見交換を実施するとともに、東北農研の古畑先生・安江先生から、技術的・経営的なアドバイスをいただきました。

これらの成果を取りまとめ、「未来に繋げる水稻直播栽培マニュアル」を作成して、大規模稲作経営体や直播栽培に関心のある経営体に配布し、「グリーンな栽培体系」の普及推進を図っています。



直播実績検討会の様子

### ●新規就農者の確保に向けた取り組み

将来の農業の担い手の確保のため、関係機関・団体と連携しながら、新規就農希望者が就農しやすい環境の整備等に取り組みました。

#### ・就農促進に向けた研修機関の整備

喜多方農業普及所管内においては、就農準備資金※を活用した研修を行える「認定研修機関」の整備に取り組み、令和4年度までに12の研修機関の認定を支援し、新規就農希望者の要望に応えられるよう幅広い品目の研修体制（水稻、そば、アスパラガス、きゅうり、トマト、肉用牛、有機野菜、菌床しいたけ等）を整備しました。喜多方地方の特徴は、農業法人による複数品目の同時研修や、肉用牛、有機野菜等、県内でも認定数が少ない品目の研修を受けられることです。これらの研修機関の整備を通して、新規就農者の確保に向けて取り組んでいます。

#### ・耶麻農業高校との連携

耶麻農業高校生を対象に、農業への興味・関心をより高めてもらうため、地域の先進的な農家や、スマート農業を見学するフレッシュ農業講座を開催しました。株式会社五十嵐ファームでは、繁殖牛経営における遠隔分娩監視カメラを活用した省力管理について、会津農匠株式会社では、水稻、夏秋きゅうり、菌床しいたけ（冬期）を組み合わせた、周年雇用を実現する農業経営について見学しました。また、ヤンマーアグリジャパン株式会社の協力により、産業用ドローンを活用した農作業の省力化を実習しました。フレッシュ農業講座を通じて、農業高校生の就農意欲の向上に向けて支援しています。

※就農準備資金：就農前の研修期間中、1年につき1人あたり150万円を最長2年間交付（就農時49歳以下）



新規就農者・希望者の鳥獣被害対策研修



耶麻農業高校の地域の先進的な農家の研修

## ●昭和かすみ草の販売額が6億円 過去最高を更新

昭和村を中心に柳津町、三島町、金山町の生産者で構成されるJA会津よつばかすみ草部会（部会員88名）が生産する「昭和かすみ草」の令和4年度の販売額が、11月7日に6億円となり、過去最高を更新しました。

令和4年度は春の雪解けが遅かったため、標高の高い地区で栽培準備が例年より遅れたり、6月の少雨や7～8月の高温などにより厳しい気象条件となりましたが、前年度改修された昭和村農林水産物集出荷貯蔵施設（通称：雪室）を活用し、JAと連携した栽培指導により、出荷物の品質を落とさずに出荷・販売ができました。



収穫作業をする立川部会長夫妻

## ●一般社団法人ライステラス大谷の設立

令和5年3月12日に磐梯町上西連多目的集会所にて「一般社団法人ライステラス大谷」の設立総会が開催されました。

「一般社団法人ライステラス大谷」は、磐梯町上西連地区の住民を中心に構成された団体で、総会では、将来の農地維持と営農を継続するため、「地域まるっと中間管理方式」により、地域全体で地域の農地を維持し営農を継続していくことが確認されました。

今後、「一般社団法人ライステラス大谷」では、地域営農を継続するため、農地の集積・集約化及び担い手の確保・育成を進めていく予定であり、農林事務所も引き続き支援してまいります。

### ※地域まるっと中間管理方式

地域の農地を全て農地中間管理機構に貸し出し、その後、地域で設立した一般社団法人に農地を貸し付ける営農方法です。

営農継続を希望する方は、特定農作業受委託契約を締結することにより、これまでどおり営農を継続します。

また、営農継続が難しい方に対しては、法人が直接営農を行います。



設立総会の様子

## ●令和4年8月の豪雨災害への対応

令和4年8月3日から4日にかけて会津地方北部を中心とした豪雨により、農地への土砂流入や法面の崩壊、山腹水路の損壊等、局所的に集中して被害が発生しました。

農地、農業用施設の被害は、管内7市町村で929か所、被害額は約26億7千万円に上り、特に喜多方市山都町では4路線の山腹水路が損壊し、農地に土砂流入するなど大きな被害を受けました。

関係市町村や土地改良区に農業土木職員を派遣し、被災状況の確認や災害査定資料作



成などの支援を行いました。

被災地区の一つである本木上堰（喜多方市山都町）では、取水施設が被災し農業用水の取水が困難な状況となりましたが、地元農家の皆様のご協力をいただきながら、喜多方市が送水管や揚水ポンプの設置工事を実施し、5月15日に応急的に取水を再開しました。



本木上堰 土砂流入状況



本木上堰 通水後

農業被害に関しては、喜多方市・北塩原村・西会津町・猪苗代町・会津坂下町の5市町村において、水稻やそば、きゅうり・トマトなどの施設野菜、トルコギキョウなどの施設花き、ダイコンなどの露地野菜等、14品目で約88,530千円の被害を受けました。併せて、喜多方市及び西会津町では、10件の施設で約1,360千円の被害を受けました。

関係市町村やJA会津よつばと協力し、被害の把握に努めるとともに、事後対策について現場支援に取り組みました。

また、農業等災害対策事業（農作物等生産確保対策事業及び農業等施設復旧対策事業）により、トマトやきゅうりの草勢回復に向けた肥料と病害防除に向けた殺菌剤の購入を支援（19戸、補助額41千円）するとともに、4地区等の電気柵の復旧（被害全延長6,075m、補助額210千円）を支援しました。

林道被害としては、法面崩落や路体決壊等が発生したため、復旧工事の早期着手に向けて市町村を支援しました。また、山腹崩壊や土石流により人家や県道等に甚大な被害が発生した西会津町奥川若林地区の林地被害については、治山工事に向けた測量設計業務に着手しました。

関係機関と連携しながら復旧工事を進めた結果、令和5年度の営農についてはほぼ作付を行うことが可能となりました。

今後も被災した農業者への支援や、早期復旧に向けた市町村への支援に取り組んでいきます。

## (5) 南会津地方

### ア 農林業の持続的な発展を支える基盤の強化

#### (ア) 多様な担い手の育成・確保

基幹的農業従事者の約78%が65歳以上の高齢者で、県平均より約4ポイント高い状況となっており、農家戸数にあつては令和2年には2,171戸と平成27年から21%ほど減少していることから、高齢化や後継者不足が進み、担い手の確保が困難な状況にあります。

新規就農者の確保に向けては、「南会津地方花き振興協議会」の就農促進に向けた研修機関認定を支援した結果、当地方の主要な園芸品目であるトマト、アスパラガス、花きのすべてで新規就農者受入体制が整いました。

また、令和4年度には、各町、関係機関・団体が連携して就農促進に取り組めるよう「南会津地方新規就農者等担い手確保・育成連絡協議会」を設立して、就農促進に取り組み、新規就農者8人を確保しました。

コロナ禍が沈静化してきたことから、半農半X等の新たな就業スタイルなども提案しながら、スキー客を対象とした、南会津ならではの就農相談会を開催し、新規就農者の確保に取り組みました。

認定農業者は、人・農地プランにおける中心経営体等に対する農業経営改善計画の認定申請を誘導したことにより、196経営体（うち新規認定農業者数：11経営体）となりました。

#### (イ) 生産基盤の整備と農地の集積促進

ほ場整備地区を中心に農地利用集積を推進した結果、新たに3地区で人・農地プランが実質化され、人・農地プラン数は合計72となり、ほ場整備地区における農地集積面積は約21haとなりました。

#### ●持続可能な生産構造を支える担い手の確保・育成

新規就農及び移住等の希望者が実際に生産者から話が聞ける南会津地域農業相談会を開催しました。



南会津地域農業相談会

#### ●生産基盤の整備及び農地集積の促進

農地中間管理機構関連農地整備事業梁取地区（只見町）において、受益者の方々へ翌年度以降の工事着手に向けた地元説明会を行いました。



ほ場整備事業の工事着手へ向けた地元説明会

## イ 安全で魅力的な農林産物の供給

### (ア) 戦略的な生産活動の展開

安全・安心で環境に配慮した農産物の需要が高まる中、地域団体商標と地理的表示登録（GI）を取得した「南郷トマト」をはじめ、水稻等の各生産部会を中心にGAPの団体認証取得を推進したほか、栽培技術の助言・指導を通じて、産地の維持・発展を推進しました。

これらの活動を通じて、令和4年度は第三者認証GAP等の新規取得2件、継続10件を支援した結果、南会津地方の第三者認証GAP等の取得状況は、22件・98経営体となっています。

また、当地方の冷涼な気象条件を活かした園芸産地を育成するため、「福島県園芸振興プロジェクト」の地方別計画に基づき、トマト、アスパラガス、りんどう、宿根かすみそうの施設化や優良品種の導入支援、栽培技術の助言・指導を通じた生産・品質の安定化と収益性の向上を図った結果、アスパラガスの10a当たり収量が392kgと前年より約13%向上したほか、南郷トマトでは、10億9,500万円と過去最高の販売額を記録しました。

### (イ) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

林産物については、野生きのこの出荷制限解除に向けてモニタリング検査を継続して実施しました。特に、下郷町の「ムキタケ」及び只見町の「マツタケ」については、重点的に検体採取及びモニタリング検査を実施し、令和5年度の出荷制限解除に向けて取り組みました。

下郷町や只見町においては、未だ多くの野生きのこの出荷が制限されていることから、引き続き、出荷制限解除に向けた取組を進めます。

#### ●南郷トマトの販売額が過去最高

南会津地方の主要な農産物である南郷トマトは、新品種「桃太郎みなみ」が本格導入され、作付面積の54%を占める状況となったほか、JGAP認証を15農場が新たに取得し、認証農場が南郷トマト生産組合の111経営体中約7割の77経営体となるなど、ブランド力の強化に取り組みました。このような継続した生産体制や販売体制の強化が実を結び、昭和37年の栽培開始から60年目を迎えた節目の年に販売額が10億9,500万円と過去最高を記録し、県内有数のトマト産地の名を確固たるものとししました。



南郷トマト生産組合による知事表敬訪問

## ウ 活力と魅力ある農山村の実現

### (ア) 快適で安全な農山村づくり

南会津地方全域で農作物等の鳥獣被害が深刻化し、農業者の生産意欲の低下が懸念されることから、地区の話し合いを通じた集落ぐるみの鳥獣被害対策を進めています。このため、地域住民等による除間伐や刈払い等の里山林整備活動の支援と、侵入防止策の設置等の集落ぐるみの鳥獣被害防止対策を併せて推進しました。その結果、管内の鳥獣被害対策取組数は、前年より3集落増え43集落の取組となりました。



### (イ) 農林業・農山村の多面的機能維持・発揮と県民への理解促進

農業水利施設の計画的な保全・更新を行うため、関係町と連携し施設の機能診断や点検を管内 21 か所で実施しました。

### (ウ) 地域資源の活用促進と交流人口の拡大

第3期ふくしま地域産業6次化戦略に基づき、南会津地方における農林水産業の6次産業化や農商工連携を推進するため、関係部局と連携して農業者や加工業者等を構成員とした地域産業6次化の方部別ネットワークである「あいづ”まるごと”ねっと」を運営し、交流会の開催を通じて会員相互の連携強化と資質向上を図ったほか、6次化商品のパッケージ作成や販売促進活動を支援しました。

一方で、教育旅行における農家民泊年間受入者数については、コロナ禍の影響により92人ととどまっているため、喜多方地域の農家民宿経営者との懇談会を開催し、教育旅行の受入再開に向けて、コロナ禍で低下した宿泊受入の意欲向上を図りました。

#### ●農林業・農山村の多面的機能維持・発揮と県民への理解促進

農業用施設「飯田堰」の施設管理者である下郷町と農業用施設合同点検を実施しました。



取水堰の合同施設点検

#### ●地域資源の活用促進と交流人口の拡大

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンにより、会津田島アスパラ、南郷トマト、県オリジナル米「里山のつぶ」、6次化商品等の販売促進を行いました。

また、農家民宿の開設支援において、先進地である会津方部（喜多方市）の農家民宿経営者との懇談会を開催しました。



南郷トマトの消費拡大キャンペーン



農家民宿経営者との懇談会

### (6) 相双地方

#### ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興

被災した農業用施設等は、復旧対象箇所 877 か所のうち、令和4年度までに 838 か所で復旧が完了し、津波被害のあった農地の一部については、県営事業により復旧と併せ

て大区画化の整備を行い、令和4年度までに1,450haの整備を実施しました。

また、これ以外の農地においても、担い手の大幅な減少に伴い、より効率的な営農体制の確立が必要となることから、大区画化や汎用化を目的とした県営事業によるほ場整備を23地区、1,574haで行っており、このうち令和4年度までに2地区75haが完了しました。（実施中の地区においては、令和4年度までに696haの整備が完了。）

これらの地域においては、農用地利用改善団体が令和4年度までに新たに35地区設立されるなど、所内の「農業構造検討会議」において、営農体制の確立に重点を置いた支援や地区の課題を共有しながら、地域農業の再生に向けた支援を着実に進めました。

### ●未来へつなぐ生産基盤づくり検討会

生産基盤づくりにあたっては、持続的に発展する地域農業計画に基づく生産性の高いほ場づくりが農業者の経営安定等に資することから、「未来へつなぐ生産基盤づくり」としてモデル地区を設定し、関係機関、団体と連携して、地域計画の策定やスマート農業の導入が可能な基盤整備を推進しました。



第2回検討会の様子

### ●現場で活躍する「福耕（ふっこう）支援隊」

相双地方の農地・農業用施設の復旧工事にあたっては、「福耕（ふっこう）支援隊」として、全国の道府県から多くの農業土木技術職員の派遣協力をいただきながら、被災後の平成23年から現場の測量や設計を行い、国からの補助を受けるための災害査定を受け、様々な現場条件に対応しながら工事を進めました。



ご支援いただいた  
福耕支援隊の皆さん

## イ 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

相双地方では、基盤整備を契機に57地区（計画含む）を対象に集落営農を推進するとともに、人・農地プランの策定などを支援し、相馬地方89地区、双葉地方14地区における人・農地プランの実質化を図りました。

地域の中心的経営体における大規模化や収益性の向上を図るため、集落営農地区においてスマート農業技術を活用したモデル構築に取り組み、令和4年度から、水稻＋ネギの大規模経営モデルの実証を行っています。また、今後、基盤整備事業に取り組む地区においては、導入品目に応じたほ場づくり（水田の畑地化等）を提案し、現在1地区において、これまでにない規模の畑地化に向けたほ場整備が検討されています。

さらに、新たな担い手を確保するため、関係機関を構成員とした相双地域新規就農・企業参入推進検討会議において、相双地域就農支援ポータルサイトの運営や就農希望者を対象とした現地見学会、農業研修、農業法人等への研修会の開催等に取り組みました。これらの活動により、新規就農者は、令和4年度は相馬地方13名、双葉地方12名確保され、うち雇用就農が21名となっています。

### ●法人における新規就農者定着に向けた取組支援

設立直後の法人や経営拡大に向け雇用確保の意向を有する法人経営者等を対象に、令和5年2月28日に経営講座（労務管理）を開催し、福島県普及指導協力委員の蓬田社会保険労務士から労務管理の基本について、講義をいただきました。

雇用就農者の定着促進に向けては、令和5年2月1日に相双地方新規就農者交流会として、新規就農者等を対象に農作業安全とSNSを活用した情報発信方法に関する研修を行いました。また、令和4年9月13日には農業短期大学在校生等を対象とした農業法人等視察相談会を開催しました。

今後も、担い手の定着化に向けて、法人経営の発展と雇用定着の両面から支援していきます。



農業経営講座（労務管理）の様子



農業短期大学在校生を対象にした  
農業法人等視察相談会

### ウ 地域の特性をいかした産地づくり

当地域の特性をいかした産地づくりに向け、収益性の高い土地利用型園芸品目とスマート農業を組み合わせ生産性の高い複合経営モデル（水稻＋大豆＋たまねぎなど）の実証に取り組みました。また、大規模な畜産施設や園芸施設、水稻育苗施設等の整備を支援するほか、広域的な生産・流通体制の構築を推進しました。

### ●広域的な産地づくりに向けた取組

市町村を越えた広域的な産地形成に向けて、福島県高付加価値産地展開支援事業による穀類乾燥調製施設、共同育苗施設、集出荷貯蔵施設及び加工処理施設など地域拠点施設の整備計画の策定等を支援しました。

整備市町村	事業実施主体	事業内容	実施年度
相馬市	ふくしま未来農業協同組合	穀類乾燥調製施設及びラック式倉庫	R3～5
檜葉町	株式会社 福島しろはとファーム	かんしょ共同育苗施設	R3～4 (R4稼働)
檜葉町	株式会社 相馬屋	無菌化包装米飯（パックご飯）製造工場	R4～5
富岡町	株式会社 彩喜	野菜集出荷貯蔵施設及び農産物加工処理施設	R4～5





穀類乾燥調製施設・ラック式倉庫完成予想図



かんしょ共同育苗施設

土地利用型園芸作物の作業性向上や生産安定のため、ねぎの省力化・機械化体系の実証に取り組み、畦立て同時施肥移植では、1.1ha/日と効率化できることを確認しました。一方、機械収穫では曲がりや白根不足等の規格外を取り除きながら作業したため 25m/時間にとどまり、作業効率アップに向けて、今後は土壌の改良や生育に応じた適切な土寄せの時期の把握なども含めた実証をしていきます。



ねぎの畦立て同時施肥+移植機



ねぎの機械収穫

## エ 地域の特性をいかした農山漁村の形成

安全・安心に暮らせる農山漁村を形成するため、353か所の農業用ため池を「ため池特措法」に基づく防災重点農業用ため池に指定、劣化状況の調査が必要な340か所のうち、令和4年度までに288か所のため池で調査に着手しました。また、地震や大雨等によりため池が決壊した場合の浸水範囲等を示したハザードマップを346か所のため池において作成し、ホームページ等で住民への周知を図っています。

### ●関係者連携によるため池合同施設診断

令和4年5月18日から26日に、管理者である市町、土地改良区及び管理組合等と農林事務所が合同で、管内の主要な防災重点農業用ため池の施設合同診断を行いました。診断では、提体の変形、漏水の有無、取水施設の健全性及び管理状況などを関係者で確認しました。

今後ため池から安定的な農業用水を供給し、受益地で安心した農業が営めるよう、関係者が一丸となって、ため池の適切な維持管理を推進してまいります。



ため池合同診断の様子

## (7) いわき地方

### ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興

#### (ア) 風評の払拭

県産農林産物の消費拡大及び販売促進を図るため、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを、市内量販店等におけるイベントやいわき産農林産物を用いた料理のフォトコンテスト開催により計4回実施し、県産農林産物の安全性やおいしさをPRしました。また、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を実施し、民間団体における県産農林産物の販売促進活動等に対して支援を行いました。

### イ 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

#### (ア) 持続可能な生産構造を支える人材の育成

a 意欲のある農業者の新規認定及び再認定のため、農業経営改善計画書作成を支援しました。また、認定を受けて3年目となる認定農業者に対しては、中間フォローアップを実施しました。

・認定農業者数 283 経営体（令和4年度新規認定 27 件）（令和5年3月末）

b 新規就農者及び新規認定農業者に対しては、関係機関との連携強化を図り、相談窓口における情報共有や巡回指導等の強化により生産技術の安定へ向け支援しました。

・新規就農者数（自営・雇用） 49 名（令和3年5月2日～令和4年5月1日）

・新規就農者数（重点支援） 4 名（令和5年3月末）

#### (イ) 生産基盤の整備

農地中間管理機構関連農地整備事業により、担い手への農地集積・集約化を図るため、ほ場の大区画化や道路・用排水路の整備を実施しました。

## ●いわき地域新規就農等推進会議による新規就農者等の総合的支援

市やJA等で構成された、従来の「いわき地方新規就農担当者会議」に、指導農業士会いわき支部、県農業振興公社、移住コーディネーターを加えて「いわき地域新規就農者等推進会議」を設立しました。新たな組織では、令和3年度から始めたリモートによる就農相談に加え、就農相談カルテの共有により、新規就農希望者の農地取得、資金調達、移住等多様な相談から、就農後の技術習得までの伴走支援を関係機関一丸となって行っています。また、新規就農者の掘り起こしのため、就農相談会「農業人フェア in いわき」にも参加し、令和4年度の就農相談件数は73件となりました。



就農相談会に参加

(令和4年10月30日いわき産業創造館)

## ●農地中間管理事業関連農地整備事業による生産基盤の整備

ほ場の大区画化や道路・用排水路の整備と併せ、新たに導入する高収益作物（ねぎ）の営農に適した畑地の造成や、流域治水対策の一環として、田んぼダム仕様の落水箱を設置しました。

また、高収益作物（ねぎ）の畑造成において、在来の表土と運搬客土により、表土厚40cmを確保するとともに、表土に含まれる雑物の除去を実施し、作物の生育環境を整備しました。



ねぎ植付け状況



収穫直前のねぎ



田んぼダム落水箱

## ウ 地域の特性をいかした安全・安心な農林水産物の提供

### (ア) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

- a 放射性物質の吸収抑制対策を指導するとともに、モニタリング検査等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。モニタリング検査は、米108点、その他穀類4点、野菜・果樹37点、飼料作物等23点、山菜・きのこ類49点で行い、全て基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。
- b 農薬適正使用及び生産履歴記帳の徹底や発生予察に基づく適期防除等を指導するとともに、安全・安心な農産物生産のため、認証GAPの取得を支援しました。新たに取得した認証GAPは1件、取得件数は延べ51件(50農場)となりました。
- c 市内量販店等でのイベントやSNSでのフォトコンテストを活用してGAP認証



農林産物のPRを行い、GAPの認知度向上に努めました。

#### (イ) 戦略的な生産活動の展開

福島県園芸振興プロジェクト対象品目にトマト（ミニトマト）、日本なし、りんどう、トルコギキョウを、普及指導計画の重点推進品目としていちご、ねぎを位置づけ、産地の維持拡大のため、担い手の育成・確保や生産体制の整備等を支援しました。

### エ 地域の特性をいかした農山漁村の形成

#### (ア) 農林産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進

県内の大学生等を対象とした「農山村地域の魅力を発見！体験ツアー in いわき田人・遠野」を実施し、管内の中山間地域での農林業体験や地元の農家等との交流を通じて、中山間地域の魅力や課題への理解を深めるとともに、新たな交流人口の創出に努めました。

#### (イ) 快適で安全な農山漁村づくり

鳥獣被害防止対策については、被害防止の総合的な対策を行うモデル集落（小川町西小川）を設置して被害対策の実証を行うとともに、電気柵の整備やイノシシの捕獲活動を支援しました。

#### (ウ) 地域資源を活用した取組の促進

地域産業6次化の推進を目的とし、ECサイト活用による販路拡大などをテーマに「いわき地域産業6次化ネットワーク交流会」を開催し、外部講師より管内の事業者に対するアドバイスや講演をいただきました。

また、地域特産品創出事業では、いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝えるとともに、その魅力を活かして新たな6次化商品を創出するため、市内の高校生と飲食店等がいわき産農林産物をテーマ食材としたテイクアウト商品を共同開発しました。

### ●第3回高校生発！いわきテイクアウトメニュー開発

いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝え、若者のアイデアで更なる魅力を発信するため、いわき産農林産物をテーマ食材として高校生が考案したレシピを基に、高校生と飲食店等5社がテイクアウト商品を共同開発し、期間限定で販売しました。併せて、レシピ集をホームページで公開し、幅広い周知を図りました。

当事業は、前身である高校生レシピコンテストから続くイベントとして恒例行事となっている高校もあり、地域に根付いた取組となりつつあります。



商品開発の様子



開発商品



開発商品お披露目会

(トマトのレアチーズケーキ)





## 参 考 资 料



# 1 福島県農林水産業振興計画の指標（県全体）

※網掛けは福島県総合計画と共通する指標です。

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化					
1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者等への支援					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	原子力被災12市町村における営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	R1 37 %	R4 53 %	75 %以上
2	放射性物質対策が完了したため池の割合	放射性物質対策が完了したため池の割合	R2 71.5 %	R4 85.0 %	93 %以上
3	森林整備面積	1年間に植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を実施した面積	R2 6,004 ha	R3 5,857 ha	8,000 ha以上
4	沿岸漁業生産額	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の属地生産額	R2 21 億円	R4 35 億円	100 億円以上
2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化					
5	避難地域12市町村における農畜産物及び加工品の年間産出額	福島県高付加価値産地展開支援事業に位置付けられた農畜産物の販売額及び整備した加工施設の製品の出荷額の合計	- 億円	R4 - 億円	80 億円以上
6	福島イノベーション・コースト構想対象地域における農業産出額	イノベ区域15市町村の農業産出額の合計	R1 290 億円	R3 277 億円	400 億円以上
3 風評の払拭					
7	県産農産物価格の回復状況(米)	全国平均価格に対する県産米の平均価格の回復状況	R1 98.43	R3 93.18	100 以上
8	県産農産物価格の回復状況(もも)	全国平均価格に対する県産ももの平均価格の回復状況	R2 93.97	R4 92.53	100 以上
9	県産農産物価格の回復状況(牛肉)	全国平均価格に対する県産牛肉の平均価格の回復状況	R2 90.58	R4 94.03	100 以上
第2節 多様な担い手の確保・育成					
1 農業担い手の確保・育成					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
10	認定農業者数	農業経営強化促進法に基づき、市町村等で認定された農業経営改善計画数(経営体数)	R2 7,146 経営体	R3 7,036 経営体	8,500 経営体以上
11	農地所有適格法人等数	農地法に基づく農地所有適格法人数、認定農業者である法人の実合計	R1 746 法人	R3 739 法人	1,100 法人以上
12	新規就農者数	新たに農業を職業として選択し、年間150日以上農業従事を予定している者	R3 233 人	R4 334 人	340 人以上
13	新規就農者の定着割合	独立・自営就農した者のうち認定新規就農者の就農5年後の定着割合	R2 95.7 %	R3 94.3 %	100 %
2 林業担い手の確保・育成					
14	新規林業就業者数	1年間に新たに林業の職に就いた人数	R2 78 人	R4 107 人	140 人以上
15	新規林業就業者の定着率	新規林業就業者の就業3年後の定着率	— (54.7※) % ※H27～H29平均 (参考)	R元 52 %	75 %以上
3 漁業担い手の確保・育成					
16	沿岸漁業新規就業者数	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の新規就業者数。本格的な操業に向けた取組を開始した令和3年以降の累計	— (75※) 人 ※H23～R2累計(参考)	累計25 人	累計100 人以上
17	漁業経営体数	沿岸・沖合・遠洋漁業の経営体数の合計	R2 577 経営体	R4 578 経営体	500 経営体以上
4 経営の安定・強化					
18	農業経営収入保険への加入件数	農業経営収入保険に加入した農業者等の件数	R2 1,515 件	R4 3,572 件	5,120 件以上

### 第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

#### 1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
19	担い手への農地集積率	耕地面積に対する担い手へ利用集積された農用地面積の割合	R2 37.5 %	R4 40.6 %	75 %以上
20	ほ場整備率	農振農用地の水田で、ほ場整備事業等により整備された面積の割合	R2 73.0 %	R4 74.8 %	78 %以上
21	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	補修・更新により安定的な用水供給が維持される面積	- ha	R4 累計14,937 ha	累計63,356 ha以上

#### 2 林業生産基盤の整備

22	林内路網整備延長	民有林内の林道及び作業道の整備延長	R2 6,766 km	R3 7,001 km	8,860 km以上
23	木材(素材)生産量	1年間に生産される木材(素材)の量	R1 907 千m <sup>3</sup>	R2 914 千m <sup>3</sup>	1,350 千m <sup>3</sup> 以上

#### 3 漁業生産基盤の整備

24	復旧した漁場等の生産力の発揮に 取り組んだ団体数	復旧・利用再開した漁場や魚礁等の管理等を行った団体数	R1 15 件	R4 累計15 件	累計20 件以上
----	-----------------------------	----------------------------	------------	--------------	----------

#### 4 戦略的な品種・技術の開発

25	農林水産試験研究機関が開発した 技術件数	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる成果」等の数	— (265※) 件 ※H24～R2累計(参考)	累計37 件	累計315 件以上
26	オリジナル品種等の普及割合	全作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R2 16 %	R3 21 %	30 %以上
27	水産試験研究機関が開発した技術 の導入魚種数	開発した資源管理技術等が導入されている魚種の数(研究成果の件数も含む)	R2 14 魚種	R4 14 魚種	50 魚種以上

### 第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

#### 1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
28	第三者認証GAP等を取得した経営 体数	第三者認証GAP(GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP、JGAP)及びふくしま県GAPを個人又は団体で取得し、実践している経営体数	R2 680 経営体	R4 738 経営体	1,800 経営体以上
29	内水面遊漁者数	県内の河川漁場への遊漁者数	R1 39,877 人	R3 39,679 人	56,000 人以上
30	食品表示法に基づく生鮮食品の適 正表示割合	食品表示法に基づき適正に表示されていることを確認した生鮮食品の割合	R1 91.2 %	R4 89.1 %	100 %

#### 2 戦略的なブランディング

31	「福、笑い」と全国高級ブランド米と の価格比	「福、笑い」取扱店舗での全国高級ブランド米との価格比	- %	R4 111 %	100 %以上
32	ももの取引価格	東京都中央卸売市場における県産ももの平均単価	R2 484 円/kg (H28～R2平均値)	R4 614 円/kg	589 円/kg以上
33	銘柄「福島牛」の取引価格	東京都中央卸売市場における銘柄「福島牛」の取引価格	R2 2,139 円/kg	R4 2,331 円/kg	3,008 円/kg以上

#### 3 消費拡大と販路開拓

34	県産米の県外での定番販売店舗 数	県産米の県外量販店等での定番販売店舗数	R2 2,481 店舗	R4 2,660 店舗	3,000 店舗以上
35	県内公設市場における県産水産物 取扱量の回復割合	福島市及びいわき市公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	H29 33 %	R3 32 %	100 %以上
36	県産の食材を積極的に購入すると 回答した県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 54.6 %	R4 58.9 %	70 %以上
37	県産農産物の輸出額	県内の農業団体等が輸出向けに出荷した県産農産物(米、果物、牛肉、野菜、花き等)の金額	R2 227 百万円	R3 332 百万円	300 百万円以上

第5節 戦略的な生産活動の展開					
1 県産農林水産物の生産振興					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
38	農業産出額	1年間に、生産された農産物の販売金額の合計	R1 2,086 億円	R3 1,913 億円	2,400 億円以上
39	農業産出額(穀類)	米、麦類、豆類及びそばの販売金額の合計	R1 822 億円	R3 582 億円	765 億円以上
40	農業産出額(園芸)	いも類、野菜、果実、花き及び工芸作物の販売金額の合計	R1 806 億円	R3 834 億円	993 億円以上
41	農業産出額(畜産)	肉用牛、乳用牛、豚、鶏及びその他畜産物の販売金額の合計	R1 435 億円	R3 475 億円	616 億円以上
42	農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数	農産物販売金額1,000万円以上の経営体数の合計	R2 2,751 経営体	R3 2,300 経営体	3,500 経営体以上
43	林業産出額	木材(素材)、栽培きのこ及びその他(薪、木炭等)の産出額合計	R1 106 億円	R3 119.5 億円	152 億円以上
44	栽培きのこ生産量	栽培きのこ生産量	R1 4,665 t	R3 5,272 t	7,100 t 以上
45	海面漁業・養殖業産出額	海面漁業及び養殖業産出額(属人)の合計	H30 97 億円	R3 95 億円	200 億円以上
2 産地の生産力強化					
46	スマート農業技術等導入経営体数	水稲(大規模経営体)・園芸・畜産におけるスマート農業等技術の導入経営体数	R2 525 経営体	R4 781 経営体	950 経営体以上
47	スマート農業技術等を導入した大規模稲作経営体数	スマート農業等を導入した大規模稲作経営体(20ha以上)の数	R2 103 経営体	R4 165 経営体	240 経営体以上
48	スマート農業技術等を導入した園芸経営体数	スマート農業等を導入した園芸経営体数	R2 364 経営体	R4 470 経営体	570 経営体以上
49	スマート農業技術等を導入した畜産経営体数	スマート農業等を導入した畜産経営体数	R2 58 経営体	R4 146 経営体	140 経営体以上
50	夏秋きゅうり栽培における施設化割合	夏秋きゅうり栽培に占める施設化割合	R2 50 %	R4 54 %	60 %以上
51	ももの10a当たりの生産量	ももの10a当たりの生産量	R2 1,500 kg/10a	R4 1,790 kg/10a	1,900 kg/10a以上
52	県内肉用牛農家1戸当たりの飼養頭数	肉専用種及び肉用に利用する牛における農家1戸当たりの飼養頭数	R2 26.6 頭	R4 29.9 頭	38 頭以上
53	県内酪農家1戸当たりの飼養頭数	搾乳を目的として飼養している牛における酪農家1戸あたりの飼養頭数	R2 40.1 頭	R4 44.1 頭	74 頭以上
54	森林経営計画認定率	地域森林計画対象森林面積に占める森林経営計画認定面積の割合	R2 15 %	R3 15 %	32 %以上
55	森林経営管理権集積計画の作成面積	森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成・公告による経営管理権の設定面積	R2 184 ha	R3 累計491 ha	累計6,250 ha以上
3 産地の競争力強化					
56	水稲オリジナル品種の作付面積割合	種子注文数量に基づく推計作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R3 22.9 %	R4 25.7 %	37 %以上
57	花きの輸出額	花きの主要卸売市場における県産花きの輸出金額の合計	R2 58 百万円	R4 100 百万円	145 百万円以上
58	消費地市場における県産水産物の平均単価回復割合	東京都卸売市場における福島県産水産物の平均単価回復割合	R2 136 %	R3 111 %	100 %以上
59	有機農業等の取組面積	有機JAS認証面積、特別栽培認証面積、米の特別栽培(ガイドライン)面積の合計	R2 2,957 ha	R3 2,881 ha	6,000 ha以上
60	地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発件数	「普及に移しうる成果」及び「参考となる成果」のうち、気候変動に対応した技術の数	- 件	R4 累計4 件	累計 10 件以上



第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生

1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
61	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 86.1 %	R4 82.8 %	95 %以上
62	森林づくり意識醸成活動参加者数	森林づくりや緑化活動、森林環境学習活動等への参加者数	R2 114,918 人	R3 144,954 人	170,000 人以上

2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

63	地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	農業振興地域内の農用地等の面積のうち共同活動により保全管理された農地・農業用水等の面積が占める割合	R2 51 %	R4 53 %	57 %以上
64	遊休農地の解消面積	「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」による遊休農地解消面積	— ha (参考:R2実績 430ha)	R3 累計707 ha	累計4,500 ha以上
65	河川・湖沼の漁場環境保全等に取組む人数	河川・湖沼の多面的機能の維持・発揮に関わる内水面漁業協同組合の組合員(正・准)数	R2 12,735 人	R3 12,521 人	12,000 人以上

3 快適で安全な農山漁村づくり

66	野生鳥獣による農作物の被害額	野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	R2 198,391 千円	R3 139,842 千円	90,000 千円以下
67	防災重点農業用ため池整備着手数	防災工事等推進計画に基づき安全性を確保する工事に着手した防災重点農業用ため池の数	R3 4 箇所	R4 8 箇所	124 箇所以上
68	治山事業により保全される集落数	治山事業の実施により山地災害防止機能が確保された集落数	R3 1,097 集落	R4 1,120 集落	1,179 集落以上

4 地域資源を活用した取組の促進

69	農産物の加工や直売等の年間販売金額	農業生産関連事業の販売金額	R1 447 億円	R3 479 億円	570 億円以上
70	木質燃料使用量	県内木質バイオマスエネルギー利用施設における木質燃料使用量	R1 631 千t	R3 676 千t	900 千t 以上

## 2 福島県農林水産業振興計画の指標（地方別）

県北地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 60 人	R4 68 人	85 人
2	ももの販売額	R2 5,075 百万円	R4 7,058 百万円	6,271 百万円
3	きゅうりの販売額	R2 4,312 百万円	R4 3,764 百万円	5,000 百万円
4	森林整備面積	R2 753 ha	R4 627 ha	800 ha
5	森林づくり意識醸成活動参加者数	R2 21,616 人	R4 27,000 人	25,000 人
県中地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 42 人	R4 59 人	63 人
2	きゅうり生産農家の1戸当たりの販売額	R1 2,978 千円	R4 2,841 千円	3,430 千円
3	森林整備面積	R2 1,391 ha	R3 1,264 ha	1,920 ha
県南地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 23 人	R4 33 人	33 人
2	ほ場整備率	R2 74.2 %	R4 75.5 %	76.9 %
3	森林整備面積	R2 730 ha	R4 545 ha	1,040 ha
会津地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 46 人	R4 64 人	62 人
2	大規模経営体(30ha以上)が占める水田面積の割合	R2 8.0 %	R4 12.0 %	25.0 %
3	主要園芸品目の販売額	R2 30.2 億円	R4 28.5 億円	38.5 億円
4	森林整備面積	R2 871 ha	R3 836 ha	1,280 ha

南会津地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 14 人	R4 8 人	17 人
2	ほ場整備地区における農地集積面積	R2 19.3 ha	R4 20.9 ha	166.6 ha
3	森林整備面積	R2 822 ha	R3 937 ha	1,040 ha
4	教育旅行における農家民泊受入者数	R2 0 人	R4 92 人	6,000 人
相双地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農可能な面積のうち再開した面積の割合	R1 35 %	R4 45.1 %	75.0 %
2	新規就農者数	R3 28 人	R4 25 人	50 人
3	ほ場整備率	R2 63.6 %	R4 68.6 %	80.0 %
4	森林整備面積	R2 689 ha	R3 772 ha	720 ha
5	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R4 35 億円	100 億円以上
いわき地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 20 人	R4 49 人	30 人
2	新規就農者の雇用受入(研修含む)を行う農業法人数	R2 8 法人	R4 11 法人	11 法人
3	ほ場整備率	R2 54.1 %	R4 57.7 %	60.0 %
4	森林整備面積	R2 757 ha	R3 719 ha	1,200 ha
5	木材(素材)生産量	R1 174 千m <sup>3</sup>	R2 151 千m <sup>3</sup>	191 千m <sup>3</sup>
6	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R4 35 億円	100 億円以上

# 用語解説

## あ

### ●エコファーマー

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

## か

### ●環境と共生する農業

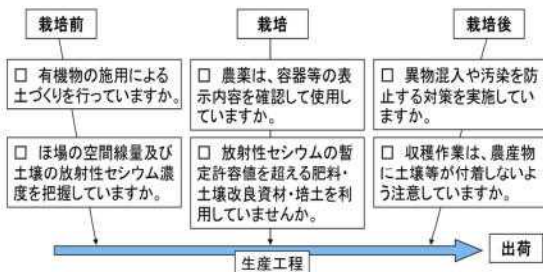
(かんきょうときょうせいするのうぎょう)

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。環境保全型農業ともいいます。

### ●GAP [Good Agricultural Practice]

(ぎやつぶ)

農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践するための活動のことです。農業生産工程管理と訳されています。



GAPの点検項目イメージ

### ●緊急時環境放射線モニタリング (きんきゅうじかんきょうほうしやせんもにたりんぐ)

原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっており、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことです。

### ●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

## さ

### ●持続性の高い農業生産方式 (じぞくせいのかいのうぎょうせいさんほうしき)

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

### ●実需者 (じつじゅしや)

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人(食品加工業者など)のことです。

### ●集落営農 (しゅうらくえいのう)

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

### ●主業農家（しゅぎょうのうか）

農業所得が50%以上で、65歳未満の農業従事60日/年以上の者がいる農家のことです。

### ●準主業農家（じゅんしゅぎょうのうか）

農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日/年以上の者がいる農家のことです。

### ●食品中の放射性物質に関する基準値（新基準値） （しよくひんちゅうのほうしゃせいぶつにつにかんするきじゅんち）

より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げて算出された基準値。一部経過措置の品目を除き、平成24年4月1日より施行されました。（例）一般食品の放射性セシウムの基準値：100ベクレル/kg

### ●水稻直播栽培（すいとうちょくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

### ●スマート農業

ロボット、AI、ICTなど先端技術を活用して省力化や高品質生産を実現する新しい農業のことです。

## た

### ●大区画ほ場（だいくかくほじょう）

1区画が、1ha以上に整備された農地です。

### ●WCS [ホールクロップサイレージ] （だぶりゅーしーえす）

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料

作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成20年から、米の生産調整の取組として取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

### ●多面的機能支払事業

#### （ためんてききのうしはらいじぎょう）

農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るための地域の共同活動や、地域ぐるみで農地や農業用水等の地域資源や農村環境の保全を図る共同活動に取り組む活動組織に対して交付する事業です。

### ●地域産業6次化（ちいきさんぎょうろくじか）

農林水産業の6次産業化や農商工連携などの動きを進展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官など多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、戦略的に推進しています。

### ●中山間地域等直接支払事業

#### （ちゅうさんかんちいきとうちょくせつしはらいじぎょう）

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。

### ●登熟（とうじゅく）

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

### ●特別栽培（とくべつさいばい）

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。



## ●トレーサビリティシステム

トレーサビリティとは、追跡が可能であることを意味します。問題発生時に食品の流通ルートを通ることによって問題の原因把握、当該食品の回収・撤去を容易にする体制をいいます。

## な

## ●認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のことです。

## ●農業産出額〔農業粗生産額〕

### （のうぎょうさんしゅつがく）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

## は

## ●バイオマス

有機性（光合成によって作り出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産し、活用することができます。

## ●販売農家（はんばいのうか）

農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家のことです。

## ●副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家のことです。

## や

## ●有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

## ●遊休農地（ゆうきゆうのうち）

遊休農地とは、農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義されています。

# 福島県農業・農村振興条例

## 目 次

### 前 文

#### 第1章 総則（第1条－第6条）

#### 第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

##### 第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

##### 第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）

#### 第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）

### 附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらした。特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割

を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

## 第2章 農業及び農村の振興に関する

### 基本施策

#### 第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。

三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。

四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

#### 第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、放射線への対応を含めた農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上等)

第11条 県は、放射線への対応を含めた農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の

普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の検査体制の更なる強化促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等

の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成13年3月27日公布(施行)]

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成25年10月11日公布(施行)]